

(案)

米子市

子ども・子育て支援事業計画

(改訂版 平成29年度中間見直し)

安心して子どもを生み育てられ、子どもが心豊かに
のびのびと成長できるまち、
よなご



平成27年3月策定

平成30年3月改訂

米子市



目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制と策定経過	2
5 計画の対象	2
6 中間見直し	2
第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く環境	4
1 年齢3区分別人口、出生数の推移、就学前人口の推移	4
2 市内の幼稚園及び保育所の利用状況	6
3 子育て支援施策の実施状況	7
4 市民の子育て支援ニーズ	8
第3章 計画の基本的な考え方	10
1 基本的な考え方	10
2 基本理念	10
3 基本目標	11
4 施策の体系	13
第4章 子育て支援事業に係る量の見込み等	22
1 教育・保育提供区域の設定	22
2 幼児期の学校教育・保育	22
3 地域子ども・子育て支援事業	25
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容	33
第5章 計画の推進	34
1 計画の推進主体と連携の強化	34
2 計画の進行管理	34
資料編	35
1 事業概要一覧	35
2 米子市子ども・子育て会議	49
3 調査結果概要	53

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

近年、急速に進行する少子化や都市部を中心とする待機児童の増加など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中で、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指すこととしました。

平成27年度からこれらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が開始されるにあたり、市町村を実施主体として幼児期の教育・保育の量的・質的確保及び地域における子育て支援の充実を図るために「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

米子市では、これまで次世代育成支援行動計画（後期計画）において、「安心して子どもを生み育てられ、子どもがいいきと個性豊かに育つまちの実現」を基本理念とし、市民、関係機関・団体、行政など多様な主体が協働で子どもの成長過程を総合的に支援する施策を推進してきました。

この行動計画の根拠法である「次世代育成支援対策推進法」が10年延長されたことから、新制度への移行後も、この基本理念を継承しつつ、これまでの取組を適切に評価し、関係分野との連携を深めながら、より実効性の高い子ども・子育て支援の実施に向けたまちづくりの推進を目指します。

2 計画の位置づけ

（1）法的位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法（平成24年8月成立）に基づき、幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援について、年度ごと、区域ごとのサービスの量の見込みと確保の方策を定める計画です。また、同時に次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画の後継として位置づけています。

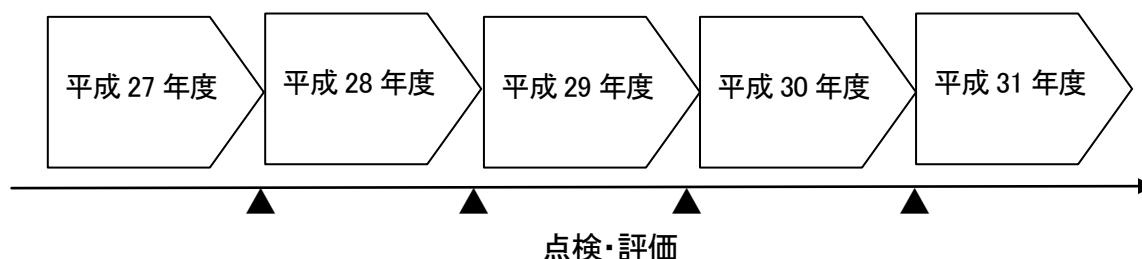
（2）関連計画との関係

この計画は、母子保健や児童福祉、教育や労働等の子どもの育ちや子育て支援に関する様々な施策を推進するものであり、第2次米子市総合計画をはじめ、市の関連する諸計画との整合性を図りながら作成しました。

3 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5か年の計画であり、今後、5年ごとに計画を作成します。

なお、本計画に基づく施策の進捗状況について、年度ごとに点検・評価を行います。



4 計画の策定体制と策定経過

(1) ニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたって、子育て中の保護者の意見やニーズを反映した計画とするため、平成25年度において、小学校就学前児童の保護者2,000人を対象として、「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

(2) 米子市子ども・子育て会議での審議

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、子ども・子育て支援新制度の施行に向け、様々な検討を進めるため、平成25年度に設置した学識経験者、公募市民、保護者代表、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「米子市子ども・子育て会議」において、計画の内容等について平成25年度及び平成26年度に審議を行いました。

なお、本計画の改訂にあたっては、引き続き、本会議で内容等の審議を行います。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の素案を市役所等の窓口及びホームページで公表し、広く市民の方々から意見を聴取するパブリックコメントを実施し、計画策定に反映しました。

5 計画の対象

概ね18歳までの子どもをはじめ、その家族等を計画の対象とします。

6 中間見直し

(1) 中間見直しの考え方

本計画は、幼児期における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み（ニーズ量）」及び「確保方策（量の見込みに対する供給量とその実施時期）」を定めており、平成27年度から平成31年度の計画期間の中間年に当たる平成29年度に、必要に応じて見直しを実施することとされています。

本計画は平成25年度に実施したニーズ調査に基づき「量の見込み」を算出していますが、その後も女性の社会進出の進展や子ども・子育て支援新制度の開始等、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境も変化していますので、計画数値と実績の乖離状況、今後の社会情勢の変化を踏まえて、本計画のうち、下記の項目の見直すこととしました。その他の項目については、従前の内容を引き継ぎます。

米子市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し項目及び主な内容

第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く状況

- 1 年齢3区分別人口、出生数の推移、就学前人口の推移【4, 5ページ】
- 2 市内の幼稚園及び保育所の利用状況【6ページ】
→1及び2の各種数値を最新のデータに更新しました。

第4章 子育て支援事業に係る量の見込み等

- 2 幼児期の学校教育・保育【22～24ページ】
→平成30年度以降の「量の見込み（ニーズ量）」及び「確保の内容」を見直しました。
→「確保の内容」の実績値を追加しました。
- 3 地域子ども・子育て支援事業【25～32ページ】
→最新の実績値を追加しました。

（2）米子市子ども・子育て会議での審議

中間見直しにあたり、本計画策定時と同様に、「米子市子ども・子育て会議」にて審議を行い、学識経験者、保護者代表、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者からの意見反映に努めました。

第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く環境

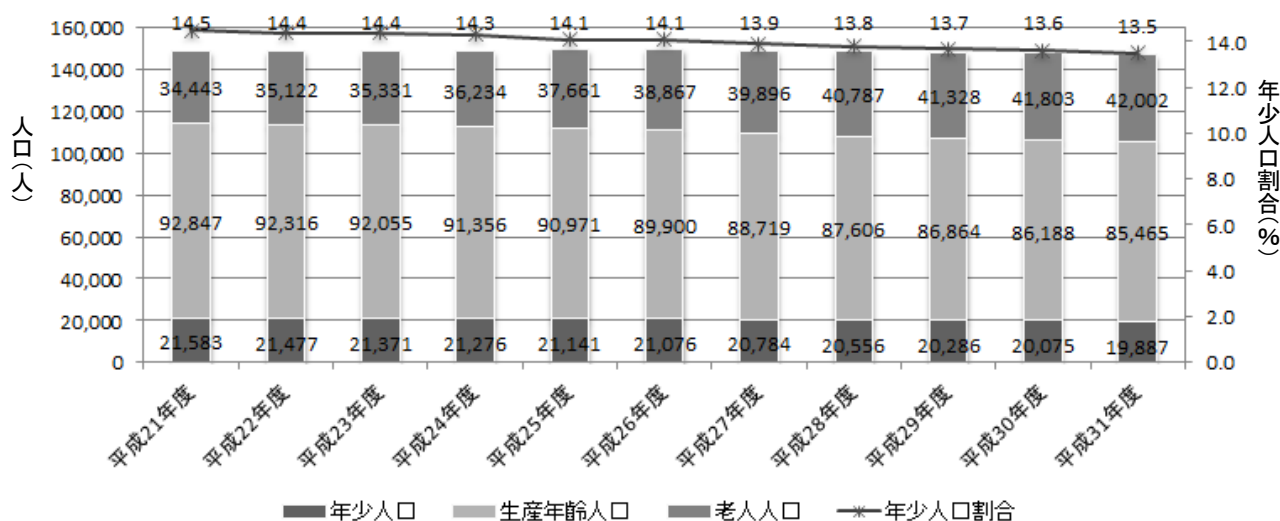
1 年齢3区分別人口、出生数の推移、就学前人口の推移

(1) 年齢3区分別人口の推移

本市の人口は、平成21年度以降、平成26年度までおおむね増加傾向で推移していますが、平成27年度以降は減少傾向にあり、そのうち、年少人口の割合は減少傾向で推移しています。

今後においても、総人口及び年少人口の割合は、減少傾向で推移することが見込まれます。

年齢3区分別人口の推移

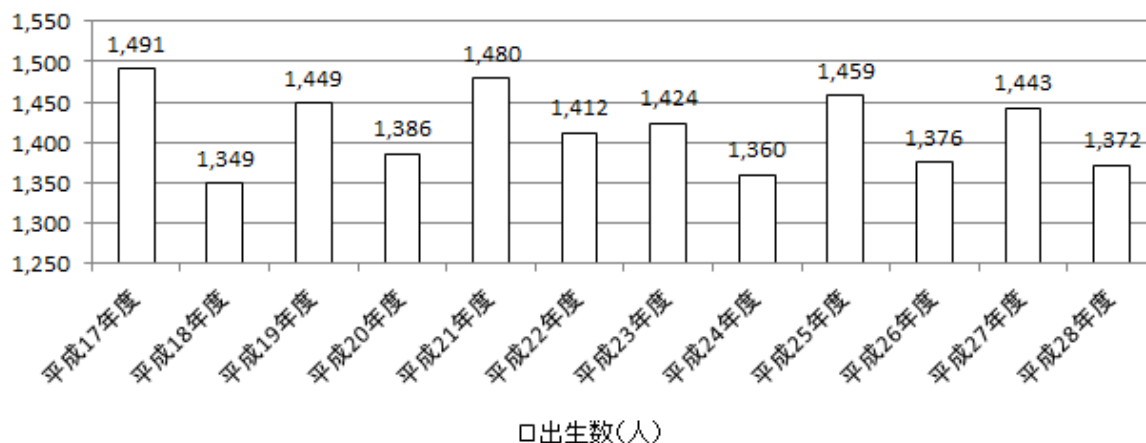


※各年4月1日現在。住民基本台帳データ。

平成29年までは実績値、平成30年以降は推計値。

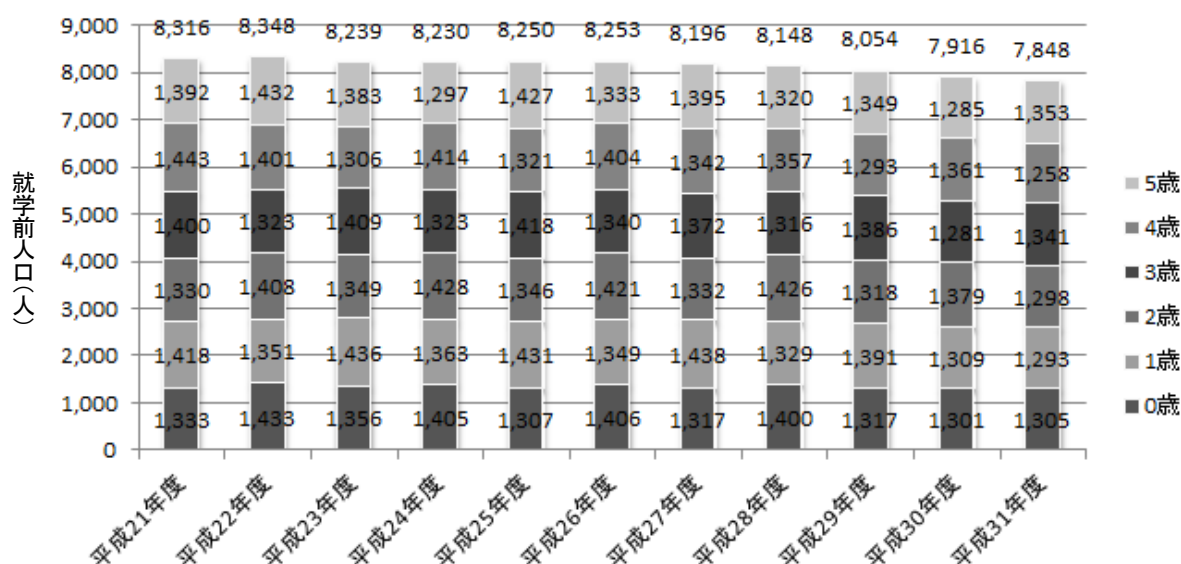
(2) 出生数の推移

本市の出生数の推移をみると、平成17年度以降において1,300～1,400人台で増加と減少を繰り返して推移しています。



(3) 就学前人口の推移

本市の就学前人口の年齢別推移をみると、平成21年度以降、平成26年度まで増加と減少を繰り返して推移していますが、平成27年度以降は減少傾向にあり、今後においても、減少傾向で推移することが見込まれます。



※各年4月1日現在。住民基本台帳データ。

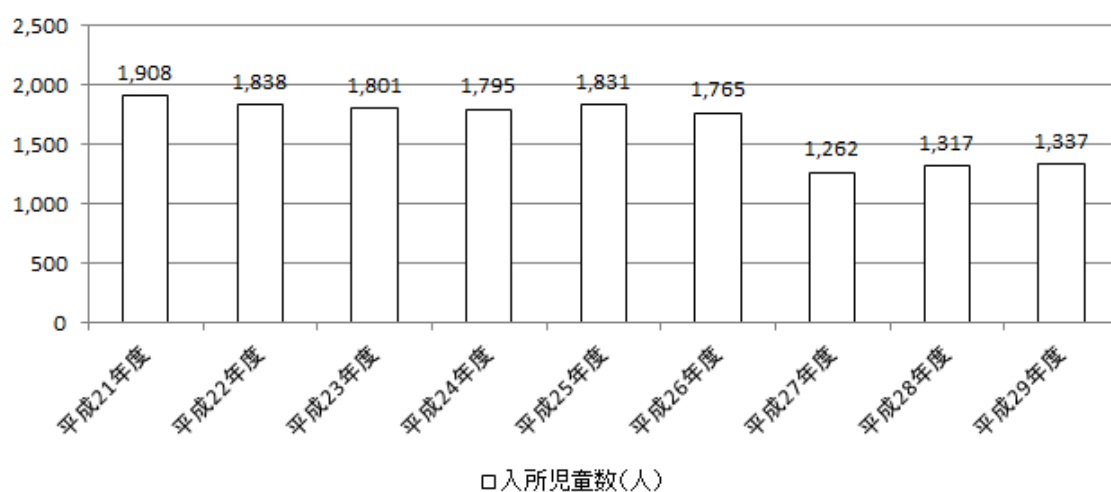
平成29年までは実績値、平成30年以降は推計値。

2 市内の幼稚園及び保育所の利用状況

本市の幼稚園及び保育所の設置状況は、平成29年度において、幼稚園が8施設（すべて私立）、定員数2,235人、入所児童数1,317人、認可保育所が60施設（公立14施設、私立46施設、認定こども園、地域型保育事業所含む。）、定員数4,748人、入所児童数4,756人となっています。

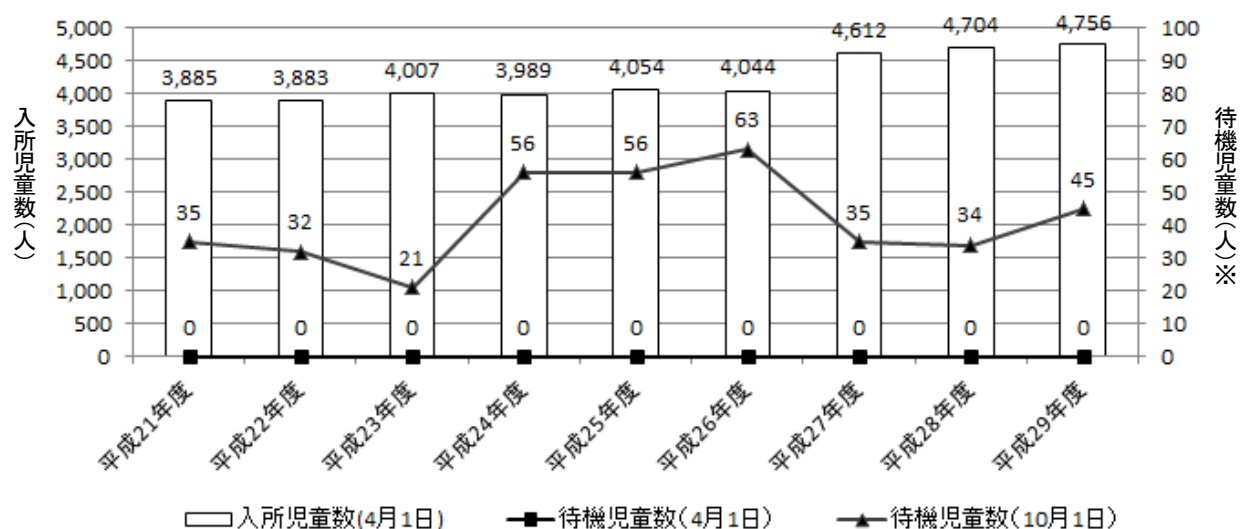
利用状況については、次のとおりです。

(1) 幼稚園の利用状況



※各年5月1日現在。

(2) 保育所の利用状況



※平成29年度から待機児童の定義の変更あり（復職の意思があると確認できた育児休業者の子は待機児童に含めると規定）

3 子育て支援施策の実施状況

次世代育成支援行動計画「よなごっこ未来応援プラン」の進捗状況は以下のとおりであり、認可保育所、休日保育事業、一時預かり事業、ショートステイ事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業については、目標値に達しています。

なお、休日保育事業や病児病後児保育事業など、年によって増減の著しい事業については、特に利用状況等を勘案し、目標事業量の設定を行うことが必要となります。

次世代育成支援行動計画後継計画								
項目		目標	実績					比較(H26-目標)
			H22	H23	H24	H25	H26 (見込み)	
認可保育所	0～2歳	1,500 人	1,547 人	1,640 人	1,671 人	1,672 人	1,688 人	188人
	3～5歳	2,420 人	2,351 人	2,388 人	2,307 人	2,358 人	2,328 人	-92人
	計	3,920 人	3,898 人	4,028 人	3,978 人	4,030 人	4,016 人	96人
延長保育事業	18～20時	700人/日	153人/日	176人/日	229人/日	248人/日	228人/日	-472人/日
		25箇所	26箇所	28箇所	28箇所	28箇所	29箇所	4箇所
夜間保育事業	20～22時	2,100人/年	74人/年	18人/年	151人/年	100人/年	400人/年	-1,700人/年
		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	0箇所
休日保育事業		500人/年	698人/年	948人/年	726人/年	807人/年	876人/年	376人/年
		4箇所	3箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	0箇所
病児病後児保育事業		3,600人/年	1,885人/年	2,336人/年	1,905人/年	1,948人/年	1,828人/年	-1,772人/年
		2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	0箇所
一時預かり事業		3,000人/年	3,831人/年	3,407人/年	4,053人/年	3,290人/年	3,949人/年	949人/年
		10箇所	8箇所	10箇所	9箇所	9箇所	8箇所	-2箇所
ショートステイ事業		2箇所	2箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	1箇所
放課後児童健全育成事業 (なかよし学級)		803人	838人	992人	1,039人	1,094人	1,334人	531人
				(141人)	(175人)	(285人)	(440人)	(440人)
		23箇所	23箇所	29箇所	30箇所	31箇所	37箇所	14箇所
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)				(6箇所)	(7箇所)	(8箇所)	(14箇所)	(14箇所)
		5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	0箇所
ファミリー・サポート・センター事業		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	0箇所

4 市民の子育て支援ニーズ

本計画策定のための基礎資料として、対象となるお子さんの保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

調査の概要と主なニーズ結果は以下のとおりです。

(1) 調査の概要

○調査対象

小学校就学前（平成19年4月2日から平成25年9月30日までに生まれた）のお子さんを持つ保護者のうち2,000人（無作為抽出調査）

○調査期間：平成25年10月9日～11月11日

○調査方法：郵送による配布、回収。（無記名回答）

○配布・回収状況

配布数	回収数	回収率
2,000票	882票	44.1%

(2) 主なニーズ結果

- ・子育てを主にしている人は「父母ともに」が53.6%、「主に母親」が43.9%であり、父親の育児参加がみられるが、母親が主となっている家庭が依然として多い。
- ・定期的に利用したい教育・保育事業は「認可保育所」（58.2%）、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」（41.6%）、「幼稚園の預かり保育」（23.2%）、「認定こども園」（21.9%）が上位回答。
- ・今後利用したい子育て支援サービスについては、「認可保育所」（58.2%）が最も多く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」（41.6%）、「幼稚園の預かり保育」（23.2%）、「認定こども園」（21.9%）が上位回答。
- ・地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向については「新たな利用や日数を増やしたいとは思わない」（60.0%）が最も多く、次いで「利用していないが今後利用したい」（26.3%）、「利用しているが今後利用日数を増やしたい」（8.6%）。
- ・「病児・病後児保育施設等を利用したい」が44.7%、一方「利用したいとは思わない」が52.8%。
- ・小学校就学後の放課後の過ごさせたい場所については、低学年は「放課後児童クラブ」（52.7%）、「自宅」（51.4%）、「習い事」（34.5%）が上位回答。

また、高学年では「自宅」（73.6%）、「習い事」（59.5%）、「祖父母宅や友人・知人宅」・「放課後児童クラブ」（23.6%）が上位回答となっており、低学年、高学年ともに、「放課後児童クラブ」が上位回答にあげられている。

- 市が重点的に取り組むべき子育て支援施策については、「保育サービスの充実」（57.1%）、「子育てに伴う経済的支援の充実」（55.0%）、「放課後児童クラブの充実」（46.0%）、「仕事と子育ての両立の推進」（45.7%）、「子育て支援関連施設の整備」（41.6%）が上位回答にあげられ、保育サービスの充実を中心に多様なサービスの充実が求められている。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援施策を推進し、すべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す。



米子市の子ども・子育て支援、次世代育成のための「マスタープラン」

2 基本理念

**安心して子どもを生み育てられ、
子どもが心豊かにのびのびと成長できるまち、
よなご**

乳幼児期は人格形成の基礎を培い、学童期は生きる力を育むため、調和のとれた発達を図る重要な時期です。これらの時期は、子どもたちが人として生きていく土台をつくるため、地域住民が一体となって支え、人間関係を構築するための基礎づくりや心身の健全な発達を通じて、一人ひとりの個性が尊重され、自己肯定感をもって育まれる環境づくりが必要です。

また、子育て・子育てとは、子どもの成長等を通じて親も親として成長していく喜びや生きがいをもたらす尊い営みであり、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えながら、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていく必要があります。

このような課題に対応し、子育て・子育てをしやすい社会にしていくために、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立し、これらに基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、を目指すこととなりました。

そして、子ども・子育て関連3法の一つ、子ども・子育て支援法の基本理念に掲げられているように、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する必要があります。

また、子ども・子育て支援法では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本としており、子どもの視点に立ち、子どもにとって最もよい選択を行っていく必要があります。

こうしたことから、次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本理念である「安心して子どもを生み育てられ、子どもがいそいそと個性豊かに育つまちの実現」を継承しつつ、上記内容を踏まえ、米子市がこれまで取り組んできた子育て事業や子育て環境のさらなる充実に向けて、「米子市子ども・子育て支援事業計画」を推進するうえでの基本理念を「安心して子どもを生み育てられ、子どもが心豊かにのびのびと成長できるまち、よなご」と設定します。

3 基本目標

米子市の子育て支援に関する計画は、核家族化や少子化等に対応するための総合的な子育て環境づくりをするための計画として、これまで「次世代育成支援行動計画後期計画」がありました。この内容は今後も継続して行うべき施策であることから、「子ども・子育て支援事業計画」の「基本目標」、「施策体系」は後期の行動計画を引き継ぐこととします。

(1) 地域における子育て支援

米子市内で活躍する様々な子育て支援グループや施設間のネットワークを強化し互いに連携することで、子育て世代がひとりで悩みを抱え込まず、安心して子育てができるような、地域における子育て環境を構築するため、これまでに蓄積された子育て支援のための資源の効率的活用や子育て支援サービスの充実、保育サービスの充実、子育てサークルの支援、地域の高齢者の参画を得た世代間交流を推進、民間における取組みとの連携など、地域における子育てを積極的に支援します。

(2) 母子の健康の確保及び増進

思春期から妊娠、出産、子育てといった流れの中で、母親や子どもの健康を適切に守っていくために、子育てに関する正しい情報を提供し、適切な食生活を確保できるように、米子市の充実した医療環境を活かし、親子ともに健康な子育て環境を目指し、子どもや母親の健康の確保、小児医療の充実、食育の推進、思春期保健対策の充実を図ります。

(3) 教育環境の整備

晩婚化などによる出生数の減少により、少子化が進行し次代の親が減っていく中で、次代の親が子育てに喜びを感じ、子育てに真剣に取り組めるよう、次代の親の育成、生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進をし、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境づくり、地域の人々との交流や実際に体験する機会を持つことで自ら学ぶ環境づくりを目指します。

(4) 生活環境の整備

子育て世代を取り巻く、雇用不安等の様々な社会的不安に対して、安心して生活でき、子育てを行うことができるように、良好な住宅・居住環境の確保、安心して外出できる環境の整備等、安全・安心なまちづくりを推進し、若者が子育てしやすい環境や若者の定住を促進するための生活環境の整備を促進します。

(5) 職業生活と家庭生活との両立支援

就労と出産・子育ての二者択一ではなく、子育てと仕事とのバランスが保てるように、企業の意識啓発、地域の子育て支援、保育サービスの充実等により、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しを推進し、仕事と子育ての両立を支援します。

(6) 子どもの安全の確保

子どもが犯罪へ巻き込まれないようにするだけでなく、犯罪を犯さない子どもを育てるために、保護者の自覚を高めることや子育てに関する正しい情報の提供などに努めるとともに、子どもの交通安全を確保するための活動の推進、子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進、地域における人々の交流により、地域で子どもの安全を確保していく社会を目指します。

(7) 支援を必要とする子ども等への取組の推進

支援を必要とする子どもや家庭に対し、児童虐待予防・防止対策、ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実等により、適切な支援を図るとともに、きめ細かな取組を推進します。

また、支援を必要とする子どもを地域全体で見守り、すべての子どもが安心して生活できる社会を目指します。

4 施策の体系

基本目標を受け、基本施策を以下のように位置付けます。

なお、特に重点的に取り組むべき事業を設定し、基本目標の達成を目指します。

★印＝重点事業

基本目標	基本施策
(1) 地域における子育て支援	① 地域における子育て支援サービスの充実
	② 保育サービスの充実
	③ 地域の子育て支援体制の強化
(2) 母子の健康の確保及び増進	① 子どもや母親の健康の確保
	② 小児医療の充実
	③ 食育の推進
	④ 思春期保健対策の充実
(3) 教育環境の整備	① 次代の親の育成
	② 学校・幼稚園・保育所の教育環境等の整備
	③ 家庭や地域の教育力の向上
	④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
(4) 生活環境の整備	① 良質な住宅・居住環境の確保
	② 安心して外出できる環境の整備
(5) 職業生活と家庭生活との両立支援	① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
	② 仕事と子育ての両立の推進
(6) 子どもの安全の確保	① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
	② 子どもを犯罪等から守るための活動の推進
(7) 支援を必要とする子ども等への取組みの推進	① 児童虐待予防・防止対策の充実
	② ひとり親家庭の自立支援の推進
	③ 障がい児施策の充実
	④ 被害に遭った子どもや問題を抱えた子どもへの支援

(1) 地域における子育て支援

米子市内で活躍する様々な子育て支援グループや施設間のネットワークを強化し互いに連携することで、子育て世代がひとりで悩みを抱え込まず、安心して子育てができるような、地域における子育て環境を構築するため、これまでに蓄積された子育て支援のための資源の効率的活用や子育て支援サービスの充実、保育サービスの充実、子育てサークルの支援、地域の高齢者の参画を得た世代間交流を推進、民間における取組との連携など、地域における子育てを積極的に支援します。

① 地域における子育て支援サービスの充実

すべての家庭における子育てを支援するため、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ると共に、その周知に努めます。

(具体施策)

- ・子育て利用者支援事業★
- ・子育て支援センターの充実★
- ・保育所における一時預かり事業の充実★
- ・ファミリー・サポート・センターの整備・充実★
- ・ショートステイ事業（子育て短期支援事業）★
- ・トワイライトステイ事業
- ・児童館事業
- ・遊び場の確保
- ・多様な交流と体験活動の推進
- ・子ども地域活動支援事業
- ・子育てネットワークの充実

② 保育サービスの充実

子どもの幸せを第一に考えるとともに、子育て家庭の多様なニーズに柔軟に対応できるように、各保育所、幼稚園等が連携して多様な保育サービスを提供するとともに、保育従事者の育成・確保を図ります。

また、保育サービスの質の向上を図るため、これまでに蓄積された子育て支援のための資源の効率的活用しつつ、積極的な情報提供と、サービスを評価する仕組みの導入を図るとともに、認定こども園、保育所、幼稚園等の効率的な運営を目指します。

さらに、保育所の待機児童を解消するため、既存保育所等の施設能力の活用・整備を図ります。

(具体施策)

- ・保育所入所待機児童の解消★
- ・認可保育所における延長保育・幼稚園における預かり保育の充実★
- ・病児・病後児保育の推進★
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業★
- ・多様な主体が新規参入することを促進するための事業★
- ・休日保育の推進
- ・保育施設機能の充実と効率化の推進

- ・幼稚園における2歳児の受入れ
- ・障がい児保育の推進
- ・マンパワーの確保と育成
- ・子育て家庭の経済的負担の軽減

③ 地域の子育て支援体制の強化

地域の子育てサービスの質の向上を図るため、子育てサークル等の支援や人材育成に努めるとともに、子育て支援サービスのネットワークの構築を推進し、子どもたちが地域社会の一員としていきいきと育つ環境をつくり、地域の中で安心して子育てができるように、子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービスの提供に努めます。

(具体施策)

- ・子育てサークルの育成・支援
- ・地域の保育資源に関する情報提供の充実
- ・認定こども園・保育所・幼稚園等の地域活動事業の推進
- ・認定こども園・保育所・幼稚園等における子育て相談への支援
- ・認定こども園・保育所・幼稚園の地域での活用の促進
- ・子育て支援に係る人材育成
- ・地域組織活動等の育成・支援

(2) 母子の健康の確保及び増進

思春期から妊娠、出産、子育てといった流れの中で、母親や子どもの健康を適切に守っていくために、子育てに関する正しい情報を提供し、適切な食生活を確保できるように、米子市の充実した医療環境を活かし、親子ともに健康な子育て環境を目指し、子どもや母親の健康の確保、小児医療の充実、食育の推進、思春期保健対策の充実を図ります。

① 子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じて、子どもや母親の健康が確保されるように、健康診査や訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

(具体施策)

- ・妊婦健診★
- ・乳児家庭全戸訪問事業★
- ・養育支援訪問事業★
- ・不妊治療への支援
- ・健康診査等の充実
- ・予防接種の実施
- ・産後ヘルプサービス事業
- ・育児不安等についての相談への支援
- ・子育て講座の開催
- ・育児相談体制の充実
- ・療育相談の充実
- ・食物アレルギー対策の推進
- ・虫歯予防の推進

② 小児医療の充実

小児医療機関が充実する米子市においても、子どもを安心して生み、育てることができるよう、さらなる小児医療の充実・確保に努めます。

また、小児医療機関に関する積極的な情報を提供することにより、安心して子どもを生み、育てることができるという安心感を持ってもらうよう努めます。

（具体施策）

- ・ 特別医療費制度の充実
- ・ 小児救急医療支援事業
- ・ 休日歯科診療所運営
- ・ かかりつけ医の推奨
- ・ 学校等における健康診断の実施

③ 食育の推進

朝食を食べない等、食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の問題が生じていることから、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供を行い、乳幼児期からの適切な食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家庭関係づくりによる心身の健全育成を図ります。

（具体施策）

- ・ 子育て講座の開催（再掲）
- ・ 各種教室等講習会の充実
- ・ 学校における食に関する指導の充実
- ・ スローフード運動の推進
- ・ 規則正しい生活習慣の確立
- ・ 地産地消の推進

④ 思春期保健対策の充実

思春期における人工妊娠中絶、性感染症にかかる率の増加等、思春期における性の問題に対応するため、性に関する健全な意識を持ち、性感染症やその予防等に関する正しい知識の普及を図ります。

また、喫煙や薬物等の使用に関する教育、学童期・思春期における心の問題に対して、専門家の確保や地域での相談体制の充実に努めます。

（具体施策）

- ・ 性感染症予防対策の推進
- ・ 学校における性教育の充実
- ・ 学校における喫煙防止教室、非行防止教室の推進
- ・ 学校における教育相談体制の充実
- ・ 電話相談事業の周知

(3) 教育環境の整備

晩婚化などによる出生数の減少により、少子化が進行し次代の親が減っていく中で、次代の親が子育てに喜びを感じ、子育てに真剣に取り組めるよう、次代の親の育成、生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進をし、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境づくり、地域の人々との交流や実際に体験する機会を持つことで自ら学ぶ環境づくりを目指します。

① 次代の親の育成

次代の父親、母親を育成するために、家族が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義に関して、各分野が連携を図り、教育、広報及び啓発に努めます。

特に、幼い頃からの子育てに対する男女共同参画意識の形成が重要であることから、認定こども園、保育所、幼稚園から小・中学校、高等学校にいたる保育、教育機関における活動、学習の中で、男女が共同して子育てにあたるという意識形成と技術習得のための指導を、引き続き実施します。

また、中高生等の思春期において、子どもを生み育てることの意味を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、認定こども園、保育所、幼稚園、児童館等の場を活用し、小学生、中学生、高校生等との交流を推進し、乳幼児とふれあう機会を広げ、子どもの心身の健やかな成長に資するための取組を推進します。

(具体施策)

- ・保育・教育機関における男女共同参画意識の形成に向けての指導の推進
- ・乳幼児とふれあう体験学習の充実
- ・認定こども園・保育所・幼稚園等の地域活動事業の推進（再掲）

② 学校・幼稚園・保育所の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが、いきいきと個性豊かに生きる力を伸ばすことができるように、学校の教育環境等の整備に努めます。

このため、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな身体の育成、信頼される学校づくり等を推進します。

(具体施策)

- ・幼児教育の充実
- ・いじめ対策の充実
- ・学校施設の充実
- ・基礎・基本の確実な定着
- ・豊かな人間づくり推進事業
- ・教職員研修の充実
- ・学校行事等への参加の推進
- ・通学路の安全対策の推進

③ 家庭や地域の教育力の向上

次代を担う子どもを地域全体で育てるために、学校、家庭、地域の連携のもとに、子どもの発育段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供、自然環境等地域の教育資源を活かした多様な体験活動機会の充実等、家庭や地域における教育力を総合的に高めます。

（具体施策）

- ・地域における人権教育の推進
- ・児童文化センターの運営
- ・市民総スポーツ運動推進事業
- ・子ども会等青少年育成団体の活動支援
- ・多様な体験機会の提供
- ・日本語教室の開催

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

書店やコンビニエンスストア等において、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、DVD、コンピューターソフト等の販売や、テレビやインターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念されます。

したがって、関係機関、各種団体、PTA、ボランティア等の地域住民と連携し、関係業界に対する自主規制措置を働きかける等、有害環境対策を推進します。

また、喫煙や薬物等の使用に関する教育、防止対策の推進に努めます。

（具体施策）

- ・携帯電話やインターネットの正しい使い方の指導
- ・有害サイトなどから児童を守る活動の推進
- ・危険ドラッグ・薬物等への教育・啓発
- ・飲酒・喫煙防止対策の推進

（４）生活環境の整備

子育て世代を取り巻く、雇用不安等の様々な社会的不安に対して、安心して生活でき、子育てを行うことができるように、良好な住宅・居住環境の確保、安心して外出できる環境の整備等、安全・安心なまちづくりを推進し、若者が子育てしやすい環境や若者の定住を促進するための生活環境の整備を促進します。

① 良質な住宅・居住環境の確保

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりがある住宅を確保できるよう、良質で安全なファミリー世帯向け公営住宅の確保を図ります。

また、シックハウス対策の推進等により、居住環境の安全性の確保に努めます。

（具体施策）

- ・公営住宅における良質な住宅の供給
- ・公営住宅における子育て世代への優遇措置制度等の検討

② 安心して外出できる環境の整備

子どもや子ども連れの親が、安心して外出できるよう、公共施設等におけるバリアフリー化や受動喫煙（室内等において他人のタバコの煙を吸わされること。）の防止対策等を推進し、子育て世帯にやさしい環境の整備に努めます。

また、子どもや子ども連れの親等が安全に安心して通行できるよう、道路交通環境の整備を推進します。

さらに、子どもが犯罪等に巻き込まれないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の設備、配置において、犯罪等の予防を考慮するとともに、防犯灯、緊急通報装置等の整備を推進します。

（具体施策）

- ・安全な公園・道路環境の整備の推進
- ・受動喫煙防止対策の推進
- ・防犯灯・街路灯の設置の推進

（５）職業生活と家庭生活との両立支援

就労と出産・子育ての二者択一ではなく、子育てと仕事とのバランスが保てるように、企業の意識啓発、地域の子育て支援、保育サービスの充実等により、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しを推進し、仕事と子育ての両立を支援します。

① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

職業生活と家庭生活が両立するためには、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等、働きやすい環境を阻害する慣行や諸要因を解消し、男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう、働き方の見直しを行うことが必要であり、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進し、職場における子育て支援意識を醸成し、男女がともに育児休暇・介護休暇等を取得しやすい環境づくりを推進するため、関係団体との連携を図りながら、広報、啓発、研修、情報提供等を積極的に行います。

（具体施策）

- ・男女共同参画社会の形成の促進
- ・企業・職場における子育て支援意識の啓発
- ・労働条件の向上への啓発
- ・父親の育児参加の啓発

② 仕事と子育ての両立の推進

多様な働き方に対応した延長保育等の保育制度や産休・育休後の社会復帰支援、放課後児童健全育成事業及び地域での相互援助活動等の充実を図り、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを推進します。

（具体施策）

- ・放課後児童健全育成事業の充実・推進★
- ・ファミリー・サポート・センターの整備・充実（再掲）★
- ・保育制度の充実
- ・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

(6) 子どもの安全の確保

子どもが犯罪へ巻き込まれないようにするだけでなく、犯罪を犯さない子どもを育てるために、保護者の自覚を高めることや子育てに関する正しい情報の提供などに努めるとともに、子どもの交通安全を確保するための活動の推進、子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進、地域における人々の交流により、地域で子どもの安全を確保していく社会を目指します。

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故等から守るため、警察、交通安全指導員、保育所、幼稚園、学校、地域等と連携し、交通安全教育を推進するとともに、チャイルドシートの効果や正しい使用方法を周知し、着用率の向上を図ります。

(具体施策)

- ・交通安全の推進
- ・通学路の安全対策の推進（再掲）

② 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

子どもを犯罪等から守るため、地域住民の防犯意識を向上させ、学校、家庭、地域で連携し、地域ぐるみで子どもを犯罪等から守る社会の形成を推進します。

(具体施策)

- ・校区防犯協議会の活動の推進
- ・子どもの安全を地域で守る体制づくりの推進
- ・子どもを犯罪から守る関係機関・団体との連携
- ・非行防止活動団体等の支援
- ・学校安全マニュアルの整備
- ・家庭内における児童の安全確保の啓発

(7) 支援を必要とする子ども等への取組の推進

支援を必要とする子どもや家庭に対し、児童虐待予防・防止対策、ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実等により、適切な支援を図るとともに、きめ細かな取組を推進します。

また、県との連携も図り、支援を必要とする子どもを地域全体で見守り、すべての子どもが安心して生活できる社会を目指します。

① 児童虐待予防・防止対策の充実

増加する児童虐待に対応するため、児童虐待の相談体制、関係機関の連携体制を充実し、予防と早期発見・早期対応を適切に行うとともに、児童虐待予防と防止対策の充実を図ります。

(具体施策)

- ・家庭児童相談室の充実

- ・児童虐待、DV の通告・受付体制の充実
- ・育児困難家庭等への相談体制の充実
- ・児童虐待防止ネットワークの充実
- ・虐待予防・防止に関する研修会の実施

② ひとり親家庭の自立支援の推進

米子市では、ひとり親家庭が増加傾向にあることから、子育て費用等の負担軽減、就労支援等を図り、ひとり親家庭への経済的支援や、生活支援に努めます。

（具体施策）

- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業★（再掲）
- ・ひとり親家庭への支援制度・事業の推進
- ・母子生活支援施設の充実
- ・ひとり親家庭相談の充実
- ・ひとり親家庭への経済的支援
- ・公営住宅における子育て世代への優遇措置制度等の検討（再掲）
- ・ひとり親等家庭の子どもへの学習支援

③ 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・早期治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校等における健康診断等を実施します。

また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるように、保健、医療、福祉、教育等の各施策の円滑な連携を図ります。

（具体施策）

- ・妊婦健診★（再掲）
- ・健康診査等の充実（再掲）
- ・学校等における健康診断の実施（再掲）
- ・障がい児保育の推進（再掲）
- ・特別支援学級の充実
- ・療育相談の充実（再掲）
- ・児童発達支援センター（あかしや）の充実
- ・療育に関するネットワークの構築

④ 被害に遭った子どもや問題を抱えた子どもへの支援

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもや少年非行等の問題を抱えた子どもの精神的な立ち直りを支援するために、このような子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、要保護児童対策地域協議会関係機関が連携し、きめ細かな対応の実施に努めます。

（具体施策）

- ・要保護児童対策地域協議会関係機関の連携充実
- ・いじめ対策の充実（再掲）

第4章 子育て支援事業に係る量の見込み等

1 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定します。本市では、市内での容易な移動が可能なことから、全体で1区域とします。

2 幼児期の学校教育・保育

（1）幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

本市に居住する子どもについて、「認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業（家庭的保育事業）、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

○保育の必要性の認定区分

認定区分	対 象	利用先
1号認定	子どもが満3歳以上で教育を希望する場合 (法19条1項1号)	・幼稚園（新制度） ・認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で保育を希望する場合（保護者それぞれが保育が必要な事由に該当する場合） (法19条1項2号)	・保育所 ・認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で保育を希望する場合（保護者それぞれが保育が必要な事由に該当する場合） (法19条1項3号)	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業

教育・保育および地域型保育事業の「量の見込み」と「提供体制の確保」

表 教育・保育の量の見込み（二ーズ量）

※平成30年度以降は、中間見直し後の数値。

(人)

認定区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定	1,056	1,026	1,056	845	850
2号認定	2,884	2,802	2,884	3,003	3,023
3号認定	2,233	2,301	2,249	2,230	2,167

○中間見直しにおける「教育・保育の量の見込み」の算出方法

国の手引きを参考に、【推計児童数】×【支給認定割合】を基本に算出しています。0歳児の途中入所が多いこと、女性の就業率の上昇や共働き世帯の増加など、諸状況を踏まえ、必要な補正を行っています。

【推計児童数】過去2、3年の年齢ごとの変化率を基に算出しました。

【支給認定割合】本市における平成28年4月1日時点の支給認定割合（1号、2号、3号認定）の実績値を基本としています。

（２）提供体制の確保の内容及びその実施時期

①設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

②教育・保育施設、地域型保育事業の別に設定

計画期間について、「量の見込み」に対応するように「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

表 各認定別 教育・保育の量の見込みに対する確保方策

※H27及びH28の（ ）内は実績値、H29は年度中のため当初計画値、H30以降は中間見直し後の数値

（人）

全域			1号	2号 (幼稚園希望)	2号 (保育必要)	3号
H27	①量の見込み		1,056	735	2,149	2,233
	②確保の内容	特定教育・保育施設	2,525 (2,574)		2,430 (2,426)	1,778 (1,699)
		特定地域型保育事業				76 (58)
		事業所内保育施設等			107 (79)	163 (113)
	②－①		734		388	▲ 216
H28	①量の見込み		1,026	714	2,088	2,301
	②確保の内容	特定教育・保育施設	2,525 (2,574)		2,429 (2,426)	1,859 (1,753)
		特定地域型保育事業				95 (148)
		事業所内保育施設等			107 (76)	163 (116)
	②－①		785		448	▲184

全域			1号	2号 (幼稚園希望)	2号 (保育必要)	3号
H29	①量の見込み		1,056	735	2,149	2,249
	②確保の内容	特定教育・保育施設	2,525		2,447	1,991
		特定地域型保育事業				95
		事業所内保育施設等			107	163
	②－①		734		405	0
H30	①量の見込み		845	588	2,415	2,230
	②確保の内容	特定教育・保育施設	2,377		2,496	1,822
		特定地域型保育事業				335
		事業所内保育施設等				
	②－①		944		81	▲73
H31	①量の見込み		850	592	2,431	2,167
	②確保の内容	特定教育・保育施設	2,382		2,511	1,867
		特定地域型保育事業				335
		事業所内保育施設等				
	②－①		940		80	35

3 地域子ども・子育て支援事業

計画期間の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を「利用希望」や「現在の利用状況」を踏まえて設定します。

(1) 子育て利用者支援に関する事業（利用者支援）【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

【量の見込みと確保方策】

(設置数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
②確保方策	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
③ ②-①	0	0	0	0	0
④実績	0カ所	0カ所	-	-	-

(2) 時間外保育事業

保護者の就労状況等により、通常の利用時間を延長して保育を実施します。

【実績】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用人数	1,003人	1,478人	1,630人	1,692人	1,692人
実施施設	26カ所	28カ所	28カ所	28カ所	29カ所

【量の見込みと確保方策】

(実利用人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	2,700人	2,695人	2,707人	2,689人	2,699人
②確保方策	2,700人	2,695人	2,707人	2,689人	2,699人
③ ②-①	0	0	0	0	0
④実績	1,536人	1,617人	-	-	-

※「量の見込み」については、ニーズ調査数値

※「確保方策」については、今後は認可保育所及び認定こども園の全園で実施する予定であることから、「量の見込み」と同数。

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、子どもたちの健全な育成を図ります。

【実績】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初利用人数	885 人	998 人	1,070 人	1,094 人	1,261 人
実施施設	24 カ所	29 カ所	30 カ所	31 カ所	37 カ所

【量の見込みと確保方策】

(利用定員)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ調査結果	2,574 人	2,607 人	2,561 人	2,585 人	2,555 人
①量の見込み	2,284 人	2,284 人	2,256 人	2,259 人	2,260 人
②確保方策	1,430 人	1,830 人	2,256 人	2,259 人	2,260 人
③ ②-①	▲ 854	▲ 454	0	0	0
④実績	1,545 人	1,577 人	-	-	-

※「量の見込み」については、ニーズ調査において実績値との乖離が著しいため、再調査（モデル校として4校 1,603 人を対象）を行い、補正率を乗じて算出

※「確保方策」については、なかよし学級の拡充に努めつつ、民間施設等の受入枠拡大を中心に対応を目指す。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病等の社会的事由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に児童養護施設等において児童の養育を行います。

【実績】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延利用人数	196 人	360 人	273 人	62 人	177 人
実施施設	2 カ所	3 カ所	3 カ所	3 カ所	3 カ所

【量の見込みと確保方策】

(延利用者数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ調査結果	34 人	33 人	33 人	32 人	31 人
①量の見込み	223 人	223 人	223 人	223 人	223 人
②確保方策	223 人	223 人	223 人	223 人	223 人
③ ②-①	0	0	0	0	0
④実績	224 人	180 人	-	-	-

※「量の見込み」については、ニーズ調査において、実績値との乖離が著しいため、実績からの推計値（平均値）を算出。

※「確保方策」については、現状、委託先3箇所で実施。利用希望を断るケースはほとんど無く、供給は需要を満たしている。量の見込みは利用実績同程度と見込んで算出。

(5) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行います。

【実績】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延利用人数	43,825 人	41,197 人	45,316 人	43,895 人	44,620 人
実施施設	5 カ所	5 カ所	5 カ所	5 カ所	5 カ所

【量の見込みと確保方策】

(延利用者数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ調査結果	3,755 人	3,845 人	3,774 人	3,714 人	3,652 人
①量の見込み	43,558 人	43,558 人	43,558 人	43,558 人	43,558 人
②確保方策	43,558 人	43,558 人	43,558 人	43,558 人	43,558 人
③ ②-①	0	0	0	0	0
④実績	45,260 人	47,360 人	-	-	-

※「量の見込み」については、ニーズ調査において、実績値との乖離が著しいため、実績からの推計値を算出。

※「確保方策」については、これまでの実績の平均値（量の見込み）と同数。

（６）乳児全戸訪問事業

生後４ヶ月ごろまでの乳児のいる全ての家庭を対象に訪問することにより、子育て支援に関する情報提供、養育環境の把握、子育てについての相談を行い、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

【実績】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
出生数	1,412 人	1,424 人	1,360 人	1,459 人	1,376 人
訪問件数	1,321 件	1,319 件	1,296 件	1,357 件	1,314 件

【量の見込みと確保方策】

(訪問数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,429 人	1,406 人	1,380 人	1,361 人	1,338 人
②確保方策	1,429 人	1,406 人	1,380 人	1,361 人	1,338 人
③ ②-①	0	0	0	0	0
④実績	1,415 人	1,370 人	-	-	-

※「量の見込み」については、ニーズ調査を行っていないため、これまで（平成 25 年度まで）の出生数をもとに推計値（今後の出生数）を算出。

※「確保方策」については、事業が原則 1 回全戸訪問することから、「量の見込み」と同数。

（７）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

出産間もない時期や様々な要因で養育が困難になっている家庭に対して、保健師、助産師、及び保育士等が定期的に訪問し、育児に関する技術指導、養育者の精神的サポートを行うことにより、養育上の諸問題の解決・軽減を図るとともに、家庭において安定した養育が可能となるよう支援します。

【実績】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実対象人数	139 人	98 人	88 人	194 人	172 人
年間訪問回数	363 回	245 回	216 回	552 回	431 回

【量の見込みと確保方策】

(延訪問数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	129 人 344 件	129 人 344 件	129 人 344 件	129 人 344 件	129 人 344 件
②確保方策	344 件	344 件	344 件	344 件	344 件
③ ②-①	0	0	0	0	0
④実績	468 件	987 件	-	-	-

※「量の見込み」については、ニーズ調査を行っていないため、これまでの実績から推計値（平均値）を算出。

※「確保方策」については、「量の見込み」と同数とする。

(8) 一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園等で一時的に預かり、必要な保護を行います。

【実績】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延利用者数	55,807 人	64,554 人	65,087 人	77,468 人	69,449 人
実施施設	10 カ所	10 カ所	10 カ所	10 カ所	10 カ所

【量の見込みと確保方策】

(延利用者数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,135 人	2,074 人	2,135 人	2,141 人	2,192 人
②確保方策	77,468 人	77,468 人	77,468 人	77,468 人	77,468 人
③ ②-①	75,333 人	75,394 人	75,333 人	75,327 人	75,276 人
④実績	59,675 人	58,163 人	-	-	-

※「量の見込み」については、ニーズ調査数値

※「確保方策」については、私立幼稚園は全園当該事業を行っているため、定員の範囲以内受入れが可能（現在、幼稚園が受け入れている実数値）

②保育所での一時預かり

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行います。

【実績】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延利用者数	3,831 人	3,407 人	4,059 人	3,290 人	4,298 人
実施施設	8 カ所	10 カ所	9 カ所	9 カ所	9 カ所

【量の見込みと確保方策】

(延利用者数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	15,916 人	15,939 人	15,962 人	15,834 人	15,848 人
②確保方策	11,700 人	13,500 人	15,962 人	15,834 人	15,848 人
③ ②-①	▲ 4,216 人	▲ 2,439 人	0	0	0
④実績	5,812 人	5,102 人	-	-	-

※「量の見込み」については、ニーズ調査数値

※「確保方策」については、平成 27 年度は意向調査による。平成 28 年度以降の増加分はその他保育所等での対応を目指す。

(9) 病児・病後児保育

病中又は病気回復期の子どもを保護者の勤務の都合により家庭での保育が困難な場合に、医療機関等に併設した施設で一時的に保育等を実施します。

【実績】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延利用者数	1,885 人	2,335 人	1,905 人	1,948 人	1,745 人
実施施設	2 カ所	2 カ所	2 カ所	2 カ所	2 カ所

【量の見込みと確保方策】

(延利用者数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ調査結果	16,164 人	16,130 人	16,205 人	16,097 人	16,155 人
①量の見込み	8,747 人	8,728 人	8,769 人	8,710 人	8,742 人
②確保方策	5,400 人	7,200 人	8,769 人	8,710 人	8,742 人
③ ②-①	▲ 3,347 人	▲ 1,528 人	0	0	0
④実績	2,384 人	2,692 人	-	-	-

※「量の見込み」については、ニーズ調査において、実績値との乖離が著しいため、利用率を乗じて算出。

※「確保方策」については、1施設1,800人(1日6人×300日)として仮算定。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

【実績】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
活動件数	2,865 件	2,694 件	2,490 件	1,856 件	2,625 件
依頼会員数	808 人	833 人	860 人	860 人	822 人
援助会員数	191 人	205 人	196 人	217 人	224 人
両方会員数	87 人	80 人	74 人	54 人	46 人

【量の見込みと確保方策】

(延活動件数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ調査結果	0	0	0	0	0
①量の見込み	2,476 件	2,476 件	2,476 件	2,476 件	2,476 件
②確保方策	2,476 件	2,476 件	2,476 件	2,476 件	2,476 件
③ ②-①	0	0	0	0	0
④実績	2,642 件	2,660 件	-	-	-

※「量の見込み」については、ニーズ調査においては0人日であるため、実績からの推計値（平均値）を算出。

※「確保方策」については、現状、利用希望を断るケースはほとんど無く、供給は需要を満たしている。量の見込みは利用実績同程度と見込んで算出。

（11）妊婦健診

妊婦の健康な保持及び増進を図るため、妊婦にする健康診査として、健康状態の把握、保育指導等を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【実績】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受診券交付者数	2,195 人	1,531 人	1,562 人	1,427 人	1,555 人
延受診回数	16,753 回	17,085 回	16,713 回	16,565 回	16,846 回

【量の見込みと確保方策】

（延受診回数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	17,426 回	17,145 回	16,828 回	16,597 回	16,316 回
②確保方策	17,426 回	17,145 回	16,828 回	16,597 回	16,316 回
③ ②-①	0	0	0	0	0
④実績	18,933 回	16,268 回	-	-	-

※「量の見込み」については、ニーズ調査を行っていないため、交付者数は実績からの推計値で算出。当該交付者数に平均受診回数を乗じて算出。

※「確保方策」については、「量の見込み」と同数とする。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

また、認定こども園は地域における子育て支援の役割を担っているため、すべての子育て家庭を対象にした子育て相談や親子の集いの場の提供等を行う観点からも、子育て支援のための地域拠点施設として、利用者の利便性の向上につながります。

平成27年度からは、既存の施設から幼保連携型認定こども園へ4施設が移行します。

本市では、今後更に幼保連携型を基本としつつ、認定こども園の普及に努め、新設やその他の既存の幼稚園及び保育所の認定こども園への移行を促進します。

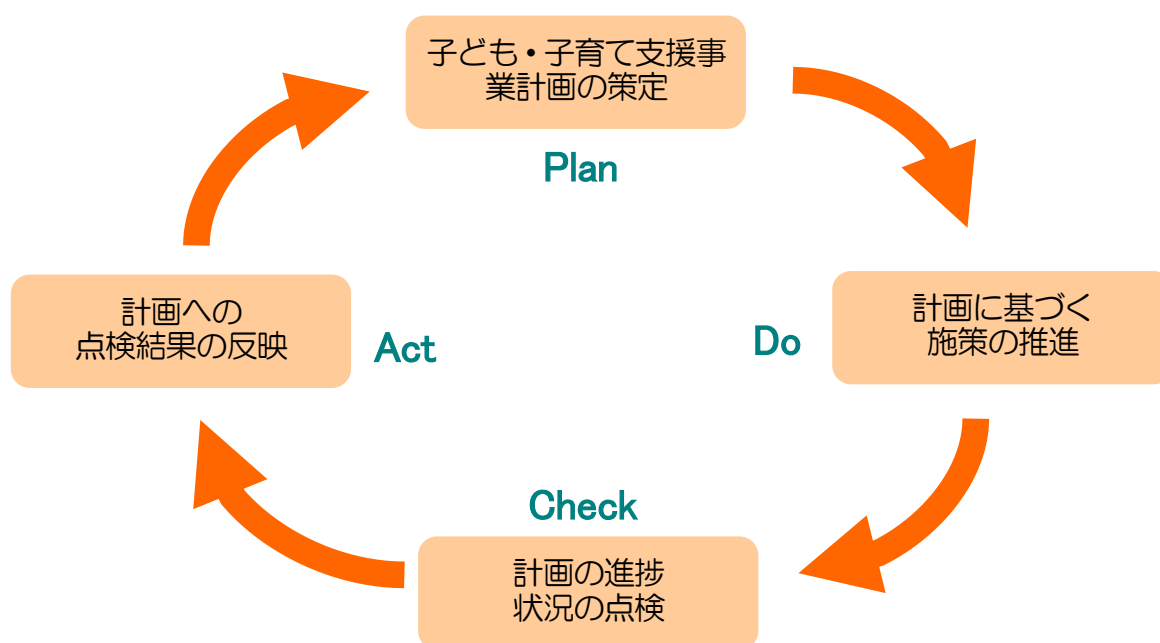
第5章 計画の推進

1 計画の推進主体と連携の強化

本計画の推進にあたって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、認定こども園、保育所・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

2 計画の進行管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検および評価を各年度で行い施策の改善につなげます。



資料編

1 事業概要一覧（計画策定時点）

（１）地域における子育て支援

① 地域における子育て支援サービスの充実

具体施策

事業名・施策	事業概要
子育て利用者支援事業	教育・保育施設・家庭的保育事業等や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、子育ての支援の充実に図る。
子育て支援センターの充実	地域における子育て支援の拠点として、子育て支援センターの充実を図り、地域ごとに子育て支援センター機能をもつ施設を効率的に設置し、どの地域の家庭でも同じ子育て支援が受けられる体制をつくる。また、研修等により職員の資質向上に努めると共に、関係機関との連携を図る。
保育所における一時預かり事業の充実	保護者の断続的な就労、病気や育児疲れの解消等の私的な理由で、子どもの保育ができないときの緊急・一時的な保育の推進・拡充を図る。
ファミリー・サポート・センターの整備・充実	ファミリー・サポート・センターの整備と円滑な運営を実施する。また、会員に対する講習会を充実し、資質の向上に努める。 なお、サービスの認知度が低くなっている状況を踏まえ、広報誌等により引き続き周知を図る。
ショートステイ事業	保護者の病気や出産、冠婚葬祭、事故、出張等で数日間にわたって、子どもの保育ができないとき、宿泊も含めた子どもの保育を実施する。また、里親制度のショートステイの活用も図る。
トワイライトステイ事業	保護者の恒常的な残業等の理由により、児童養護施設や乳児院等で子どもを預かる事業について、具体的な利用希望がないため、希望者が出た際には、施設の受入れ可能な範囲で対応する。
児童館事業	児童館の円滑な運営を行い、放課後児童や乳幼児に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることに努める。
遊び場の確保	児童文化センターや公民館の活用、児童遊園地の管理を行い、安全かつ安心して遊べる公園、児童遊園地等の整備充実に努めるとともに、雨の日に遊ぶことができる施設については、既存の公共施設等の活用を検討する等、友達との結びつきができる遊び場の確保に努める。
多様な交流と体験活動の推進	子どもたちと地域に暮らす多様な人々が交流できる機会の創出を行うために、乳幼児、小学生、中学生、高校生、高齢者、障がい者等、様々な人たちと交流事業や自然や文化とふれあう体験活動の推進を図る。また、親子、地域のボランティアや高齢者等が参加できる様々な体験のできる機会を提供していく。
子ども地域活動支援事業	地域における子どもたちの体験活動等の機会の充実を図るため、地域団体や公民館が中心となり、子どもたちの体験活動を継続的に確保し、地域住民が指導者となって、子どもたちの地域活動を総合的に支援する。

事業名・施策	事業概要
子育てネットワークの構築	子育て世代を多分野から支援するために、子育てに関わる様々な人・団体・施設などのネットワークの構築に努める。

② 保育サービスの充実

具体施策

事業名・施策	事業概要
保育所入所待機児童の解消	施設の新設や増改築による定員増や家庭的保育、認定こども園など多様な保育サービスについて、国の動向を見極めながら導入を検討することで保育環境の充実に図り、待機児童の解消に努める。
認可保育所における延長保育・幼稚園における預かり保育の充実	保護者の就業時間に柔軟に対応できるよう保育時間の延長に努める。認可保育所では、現在延長保育を実施していない公立保育所における延長保育の実施を検討する。 また、継続的にサービスを提供できる体制の維持に努める。 幼稚園における教育課程に係る教育時間の終了後に教育活動を行う預かり保育を支援する。
病児・病後児保育の推進	病中及び病後回復期にあつて、保護者の勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な児童に対し実施する病児・病後児保育の充実に努めるため、ニーズに応じた事業実施を図る。 なお、利用料の減免制度を設けており、継続的にサービスを提供できる体制の維持に努める。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。
多様な主体が新規参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。
休日保育の推進	ニーズに応じた事業実施を図り、就労等で日曜日・祝祭日に保育を必要とする乳幼児に対して保育サービスを行うため、休日保育の充実に努める。 なお、継続的にサービスを提供できる体制の維持に努める。
保育施設機能の充実と効率化の推進	民間認可保育所の施設整備による3歳未満児の受入れ枠の拡大及び民間認可保育所に対する施設整備補助を実施し、多様化する保育ニーズに対応した保育施設機能の充実に図るとともに、認定こども園の普及を推進し、保育所、幼稚園等の運営の効率化に努める。
幼稚園における2歳児の受入れ	幼稚園における2歳児の受入れの普及について、保護者に対し情報提供するなどして支援する。
障がい児保育の推進	障がい児の処遇向上を図るため、集団保育が可能で、保育サービスを必要としている障がい児を受け入れ、障がい児または障がいの認定はないが気になる子に対して、園と保護者の共通理解のもとに、適切な対応の推進に努める。 認可保育所では公立、民間ともに障がい児を受け入れているが、今後も民間における障がい児の受入れを要請する。 また、幼稚園での特別支援教育への支援及び巡回指導の推進に努める。

事業名・施策	事業概要
マンパワーの確保と育成	公立保育所における園長補佐のフリー化や公立・私立保育所や幼稚園等の臨時、非常勤保育士への研修の実施など、保育の質の向上と多様な保育サービスに対応できる保育士等の保育従事者を育成するため、保育士等保育従事者の確保に努めるとともに、専門的知識や技術を習得できる研修体制の充実を図る。 また、保育士の補助等、子育て支援分野に従事する「子育て支援員」について検討する。
子育て家庭の経済的負担の軽減	認定こども園、保育所、幼稚園及び家庭的保育事業等における子育て世帯の保育料負担の軽減を検討する。 保育所保育料については、国の定める徴収基準額より減額し、第3子以降入所については鳥取県の補助制度により保育料を軽減する。 幼稚園保育料については、国の制度を活用して保育料の軽減に努め、第3子以降入園については、鳥取県と協調して保育料の軽減を図る。 2歳未満の児童のいる子育て家庭へのごみ袋無料配布事業など、子育て家庭を支援する制度の充実に努める。

③ 地域の子育て支援体制の強化

具体施策

事業名・施策	事業概要
子育てサークルの育成・支援	地域の子どもや保護者等の交流促進のため、子育て支援センターを中心に、子育てサークルの充実にに向けた相談・助言を行い、全ての地区で子育てサークルが活動できるように、各種事業活動を支援する。
地域の保育資源に関する情報提供の充実	自分から「助けが必要」と言えず一人で悩みを抱え込んでいる保護者に対し、的確に情報が届くように、地域の保育資源の活動状況を把握し、子育てマップ等の広報誌やホームページ、地域メディア等を積極的に活用して、子育て家庭に様々な保育サービスに関する適切な情報を提供する。
認定こども園・保育所・幼稚園等の地域活動事業の推進	子どもたちが地域に誇りをもてるように、認定こども園・保育所・幼稚園及び家庭的保育事業等における小学生、中学生、高校生、高齢者、障がい者等との交流や老人福祉施設への訪問等の世代間交流、また、地域の自然や文化にふれる機会等、地域活動の推進を図る。
認定こども園・保育所・幼稚園等における子育て相談への支援	認定こども園・保育所・幼稚園及び家庭的保育事業等において実施されている、保護者からの子育て相談などに応じ、必要な情報の提供及び助言を行う相談事業など、子育て家庭の援助を行う活動を支援する。
認定こども園・保育所・幼稚園の地域での活用の促進	認定こども園・保育所・幼稚園において実施されている子育てサークル、親子教室、園開放など、さまざまな子育て支援活動を、地域の子育て支援事業として、さらに活用を促進する。
子育て支援に係る人材育成	地域で子育て家庭を支援する人材の育成を図るため、関係機関と連携し、子育て支援に関する講習会の実施に努める。
地域組織活動等の育成・支援	母親クラブ等の地域組織の活動費の補助を行い、講習会等の実施や活動場所での交流を通じて、子育て家庭の支援のための地域組織活動を育成・支援する。

(2) 母子の健康の確保及び増進

① 子どもや母親の健康の確保

具体施策

事業名・施策	事業概要
妊婦健診	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月ごろまでの乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、乳児・保護者の養育環境の把握等を行い、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。
養育支援訪問事業	出産間もない時期や様々な要因で養育が困難になっている家庭に対して、保健師、助産師、保育士等が定期的に訪問し、育児に関する技術指導、養育者の精神的サポートを行うことにより、養育上の諸問題の解決・軽減を図り、家庭において安定した養育が可能となるよう支援を行う。
不妊治療への支援	不妊治療を必要としている家庭等への支援を図るため、鳥取県特定不妊治療費助成交付金事業(体外受精及び顕微授精に要する経費の一部を助成)等の周知を図る。
健康診査等の充実	妊婦一般健康診査に加えマタニティー応援教室、マタニティー相談を実施する。 乳幼児に対する健康診査を実施し、乳幼児の発育状況や保護者の育児不安に対する相談、指導を行うとともに、発達障がい等の早期発見・早期対応を図るため、医療機関や関係機関等と連携し、健診内容の充実を図る。この集団健診は高い受診率であるが、単なる異常の早期発見に留まらず、今後、育児支援など内容の充実に向けて検討する。 また、未受診者に対する受診勧奨や実態把握を行うとともに、受診率の向上のみならず、日頃のかかりつけ医をつくるなど、普段の健康への取組によって、疾病などの早期発見が図られるよう、普段の医療機関とのかかわりについて、保護者へ周知・指導に努める。
予防接種の実施	定期の予防接種を円滑に受けられる環境を確保し、伝染の恐れのある疾病の発生及びまん延の予防を図るとともに、接種率を上げるよう努める。
産後ヘルプサービス事業	核家族等で身の回りのことや家事・育児が困難な産褥期にある家庭に対して、ヘルパー派遣事業を実施する。特に多胎児出産の場合、実施対象期間に配慮する。引き続き広報誌やホームページ等で広報に努める。
育児不安等についての相談への支援	子育て家庭の保護者や子どもに対する相談支援を行うとともに、各種子育て情報の提供に努めるが、特に自分から「助けが必要」と言えず一人で悩みを抱え込んでいる保護者に対し、的確に情報が届くよう図る。 また、低出産体重児の保護者など育児負担が大きくなりがちな家庭に対しての支援・相談の充実に努める。
子育て講座の開催	保護者の育成、情報交換の場として、タムタムスクール、マタニティー応援教室、離乳食講習会、虐待予防・防止に関する講習会等、保護者に対する多様な学習・交流機会の充実に努める。

事業名・施策	事業概要
育児相談体制の充実	地域の人材を活用する等、子育て支援の体制づくりを図るとともに、多胎児家庭等育児の負担が大きい家庭や地域で孤立している家庭に対して精神的支援に努める。 また、身近にある認定こども園や保育所・幼稚園及び家庭的保育事業等で気軽に相談できる体制を整えるとともに、多様な相談内容に応じられるよう資質の向上に努める。
療育相談の充実	5歳児発達支援事業を実施し、発達障がい児の早期発見、並びに集団行動への適応促進と就学に向けた支援の確立を図り、保護者に対し発達相談や巡回相談の案内や園等を通じた情報提供を行うとともに、小児科医や学校への周知も行う。 また、その他の保健、医療、福祉、教育の連携強化についても、推進に努める。
食物アレルギー対策の推進	近年増加している食物アレルギーに起因するアレルギー症状がある乳幼児等へ対応のため、専門員を配置し、保育所等職員、保護者、調理員が相談・連携することにより、その子ども・保護者の不安の解消を図る。
虫歯予防の推進	乳幼児健診を中心に、すすすく相談やようじ学級等の様々な機会をとらえた指導を行い、成長段階における歯科検診等を実施し、虫歯予防を推進する。

② 小児医療の充実

具体施策

事業名・施策	事業概要
特別医療費制度の充実	中学校卒業までの児童を対象に小児、ひとり親家庭及びぜんそく等の特定疾病に係る医療費制度の充実に努める。
小児救急医療支援事業	小児救急に対応するため、広域事業として、西部地区の病院で小児救急医療支援事業を実施する。
休日歯科診療所運営	休日等における歯科診療を西部歯科医師会に委託して実施し、広報、健康ガイド等で周知に努める。
かかりつけ医の推奨	赤ちゃん訪問や、乳幼児健診等でかかりつけ医が必要な人に対し、子どもの健康管理の相談ができ、安心して子育てができる環境づくりの一環として、かかりつけ医を持つことの普及、啓発を行う。
学校等における健康診断の実施	児童生徒各種健診、教職員定期健診、就学時健診など、学校、認定こども園、保育所、幼稚園及び家庭的保育事業等における健康診断を実施し、疾病等の早期発見・早期治療の指導・助言を行い、乳幼児・児童・生徒の健康の保持増進に努める。

③ 食育の推進

具体施策

事業名・施策	事業概要
子育て講座の開催(再掲)	保護者の育成、情報交換の場として、タムタムスクール、マタニティー応援教室、離乳食講習会、虐待予防・防止に関する講習会等、保護者に対する多様な学習・交流機会の充実に努める。

事業名・施策	事業概要
各種教室等講習会の充実	母と子の料理教室、マタニティー応援教室、幼児学級等の「食育」に関する講習会等を実施するとともに、参加の促進と内容の充実を図る。 また、学習機会の創出や情報提供を行うと共に、保育所から小学校、中学校まで、一連の流れの中で食育を行うため、連携した取組を行う。
学校における食に関する指導の充実	栄養教諭や学校栄養職員による給食時間の訪問指導等を年間を通して計画的に実施できるよう、各学校との連携を密にし、児童生徒への食に関する指導を充実する。
スローフード運動の推進	ファーストフード等に慣れ、失いかけている食に対する感性を再発見するために、スローフード運動の推進等、味覚教育の推進を図るとともに、食に対する感性を養うように取り組み、食生活が心身に与える影響についての学習を推進する。 また、タムタムスクールでの食育講座を今後も継続して開催する。
規則正しい生活習慣の確立	タムタムスクールでの乳幼児期の基本的生活習慣の講座や乳幼児健診での集団指導、認定こども園・保育所・幼稚園及び家庭的保育事業等における指導を継続して開催するなど、保護者に対して望ましい食習慣の定着と食事の大切さ、特に就寝・起床時間、保護者の就労等の影響による欠食や個食の問題等についての啓発等を推進し、生活習慣病の予防を図るとともに、規則正しい生活習慣の確立を図る。
地産地消の推進	家庭の食事や保育所・学校における給食等に地元の食材の活用を図り、地域経済の活性化を促進するとともに、児童の健康増進を図るため、健全な食生活に関する知識や習慣を身につけるよう食育を推進する。

④ 思春期保健対策の充実

具体施策

事業名・施策	事業概要
性感染症予防対策の推進	性に関する現状と課題について、思春期にある生徒が正しい知識を持って行動できるよう、地域全体や学校や街頭においての指導、広報等によって、性感染症及びその予防に関する正しい知識の普及・啓発を図る。
学校における性教育の充実	児童生徒の発達段階に応じた、性に関する学習を実施、充実する。
学校における喫煙防止教室、非行防止教室の推進	発達段階に応じた、喫煙や薬物等の危険性に関する学習を実施する。
学校における教育相談体制の充実	スクールカウンセラー等の活用を図りながら、教育相談の充実を図る。
電話相談事業の周知	「心の健康相談」、「命のダイヤル 110 番」事業等、フリーダイヤルによるカウンセリングを推進するため、相談事業について広く周知するための広報を行う。

(3) 教育環境の整備

① 次代の親の育成

具体施策

事業名・施策	事業概要
保育・教育機関における男女共同参画意識の形成に向けての指導の推進	認定こども園・保育所・幼稚園及び家庭的保育事業等における男女平等意識を育てる保育や教育を推進する。小・中学校における男女共生教育の実施や家庭科の授業等により、子育ての男女共同参画についての意識形成や技術習得のための指導を実施する。また、高校生についても意識形成のための啓発を実施する。
乳幼児とふれあう体験学習の充実	中学校の総合的な学習等の機会を利用し、認定こども園や保育所、幼稚園及び家庭的保育事業等の園児とのふれあう体験活動を実施する。
認定こども園・保育所・幼稚園等の地域活動事業の推進(再掲)	子どもたちが地域に誇りをもてるように、認定こども園・保育所・幼稚園及び家庭的保育事業等における小学生、中学生、高校生、高齢者、障がい者等との交流や老人福祉施設への訪問等の世代間交流、また、地域の自然や文化にふれる機会等、地域活動の推進を図る。

② 学校・幼稚園・保育所の教育環境等の整備

具体施策

事業名・施策	事業概要
幼児教育の充実	すべての子どもたちが区別されことなく教育を受ける権利を有することを踏まえ、幼児期における教育活動の支援を図る。 また、認定こども園、保育所、幼稚園における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、認定こども園、保育所、幼稚園と小学校との連携を図る。
いじめ対策の充実	「米子市いじめ防止基本方針」及び各学校が作成している「学校いじめ基本方針」を基に、いじめの未然防止、早期発見、早期解決のための取組の充実を図るとともに、学校、家庭、地域、関係機関と連携した組織的な取組を推進する。また、「米子市いじめ問題連絡協議会」を設置し、いじめに関する情報を共有し、関係機関が協力して取組の充実を図る。
学校施設の充実	児童・生徒の増加による施設の増築、老朽化した施設の維持管理(大規模改造等を含む)、耐震基準を満たしていない施設の耐震化を推進して、安全安心な学校施設の環境・整備を図るなど、児童生徒が、いきいきと楽しく学べる学校づくりを目指し、義務教育施設の整備の充実を図る。
基礎・基本の確実な定着	小・中学校において、基礎・基本を確実に定着させ、一人ひとりの能力と適性を活かす教育の推進を図るため、少人数指導等の指導方法の工夫改善を行う。
豊かな人間づくり推進事業	児童生徒が様々な体験を通して豊かな心を培うことができるよう「豊かな人間づくり推進事業」を充実し、児童・生徒が多様な活動に参加できる機会を提供する。

事業名・施策	事業概要
教職員研修の充実	子どもの人権をテーマとした職員研修の充実を図る。研修講座の開催や認定こども園・保育所・幼稚園職員との合同研修を通じて、すべての子どもの人権が尊重される学校づくりを目指す。 時代とともに変化する教育課題に即応した職種別、経験年数別の研修等、育成に視点を当てた研修会を実施し、教職員の資質・能力の向上を図り、子どもの教育に役立てる。
学校行事等への参加の推進	学校行事やPTA主催の子育て講座等に対して支援を行うとともに、講座への保護者の参加を推進する。
通学路の安全対策の推進	米子市通学路交通安全プログラムに基づき、児童・生徒が安全に通学できるように関係機関に働きかけ、通学路の危険箇所の解消を図る。

③ 家庭や地域の教育力の向上

具体施策

事業名・施策	事業概要
地域における人権教育の推進	学校、家庭、地域の連携のもとに、子どもの人権に関する情報の提供や学習機会の充実等により、家庭や地域における教育力を総合的に高める観点から、研修会の開催や各種団体等が開催する研修会への支援等を通じて、子どもの人権に関する教育の推進を図る。
児童文化センターの運営	児童文化センターでの親子で参加できる体験活動や学習機会の提供を継続して行うなど、乳幼児から小学生、中学生、高校生等、様々な世代を対象に、多様な体験学習が図られるよう、関係機関との連携を図り、各種事業の充実を図る。
市民総スポーツ運動推進事業	各種スポーツ教室、スポーツ大会について、競技団体との協議を続け、市民総スポーツ運動推進事業の一環として、発達年齢や興味に応じた少年スポーツ教室、親子で楽しめる体力づくり大会、市スポーツ少年団が主催する交流大会等を実施する。
子ども会等青少年育成団体の活動支援	米子市子ども会連合会、青少年育成米子市民会議の事務局を担い、米子市子ども会連合会や青少年育成米子市民会議等、子どもの健全育成や非行防止活動を行う団体を支援する。
多様な体験機会の提供	親子、地域のボランティアや高齢者等が参加できる様々な体験のできる機会を提供する。 なお、講座の内容等に受講者の意見が反映できるようにするとともに、より幅広い人が参加できるように努める。
日本語教室の開催	外国出身者への日本語習得の支援として、隣保館において対象者の習得レベルに応じた日本語指導をボランティアにより行う。

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

具体施策

事業名・施策	事業概要
携帯電話やインターネットの正しい使い方の指導	インターネットの適切な利用に関する教育の推進や、広報、その他関係機関と連携を図り、啓発活動を行う。
有害サイトなどから児童を守る活動の推進	インターネットの有害サイトなどメディアにおける有害環境から児童を守るフィルタリングサービスの啓発活動の推進に努める。また、児童自らが有害サイトから身を守るように、情報を正しく読み解く力を養う教育に努める。
危険ドラッグ・薬物等への教育・啓発	各小・中・特別支援学校において、警察署等の外部の専門機関と連携した薬物乱用防止教室を実施、薬物乱用による心身への影響等についての学習を通して、薬物乱用の危険性についての理解を深める。
飲酒・喫煙防止対策の推進	保健所、酒類販売団体、タバコ販売団体等と連携し、学校や街頭での指導、広報等により未成年の飲酒、喫煙の防止を図る。

(4) 生活環境の整備

① 良質な住宅・居住環境の確保

具体施策

事業名・施策	事業概要
公営住宅における良質な住宅の供給	既存公営住宅におけるバリアフリー化の推進、老朽化した住宅の長寿命化に努めるとともに、居住環境の安全性の確保に努める。
公営住宅における子育て世帯への優遇措置制度等の検討	ひとり親世帯の優先入居制度や子育て世帯に対する入居の際の優遇措置制度等を実施する。

② 安心して外出できる環境の整備

具体施策

事業名・施策	事業概要
安全な公園・道路環境の整備の推進	できる限り公園や道路等のバリアフリー化を推進するとともに、既存施設等の定期的な点検を実施し、危険箇所等の修繕・補修を行い、安全・安心な公園や道路環境の維持・確保に努める。
受動喫煙防止対策の推進	公共施設等における受動喫煙を防止するため、禁煙・分煙の推進に努める。また、公共施設における完全禁煙について推進する。
防犯灯・街路灯の設置の推進	自治会に対する防犯灯の設置及び電灯料に対する助成を行い、夜間の防犯等のため、防犯灯や街路灯の整備を推進する。

(5) 職業生活と家庭生活との両立支援

① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

具体施策

事業名・施策	事業概要
男女共同参画社会の形成の推進	男女共同参画社会基本法の理念を実現することを目的として、共働きの潜在ニーズが高いことを踏まえ、ワークライフバランスの推進に向けた働き方を見直す意識改革、職場における子育て支援意識の向上、働きやすい労働条件の向上のために、関係団体と連携を図りながら、広報、啓発、情報提供等を行い、男女平等な雇用環境の整備及び職業生活と家庭生活の両立を支援する。 また、家庭内にあっても固定的な性別役割分担意識の解消に向けて啓発を行う。
企業・職場における子育て支援意識の啓発	男女がともに、育児休暇・介護休暇等を取得できるよう市民に対して広報誌やポスター・リーフレット等を活用して制度の啓発、普及を図る。 また、関係機関と連携・協力し事業主に対して、男女がともに、育児・介護休暇等を取得しやすい環境づくりに向けた啓発に努める。
労働条件の向上への啓発	労働時間の短縮やフレックスタイム制、パートタイム勤務、在宅勤務等、子育てしながらも、働きやすい労働条件の向上について、事業所等への啓発に努める。
父親の育児参加の啓発	父親も対象としたマタニティー応援教室の開催、お父さんのメモリーノートの交付等を行い、父親としての自覚や育児参加について啓発する。

② 仕事と子育ての両立の推進

具体施策

事業名・施策	事業概要
放課後児童健全育成事業の充実・推進	子どもの健やかな成長に資するため、放課後児童クラブ指導員の研修を推進し、保育内容の充実に努めるとともに、待機児童の解消、開級時間の延長、開設日数の拡充などを踏まえ、なかよし学級の設置・運営を行う。また、民間に対する補助を行い、放課後児童クラブの普及に努める。
ファミリー・サポート・センターの整備・充実(再掲)	ファミリー・サポート・センターの整備と円滑な運営を実施する。また、会員に対する講習会を充実し、資質の向上に努める。 なお、サービスの認知度が低くなっている状況を踏まえ、広報誌等により引き続き周知を図る。
保育制度の充実	多様化する保育ニーズに対応した保育施設機能の充実に努めるとともに、延長・休日・病児・病後児保育等の事業の充実に努める。 また、幼稚園における2歳児の入園や預かり保育の実施について、周知に努めるなどして支援する。

事業名・施策	事業概要
産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	小学校就学前子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、保護者等のニーズを踏まえて、計画的に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の整備を行う。

(6) 子どもの安全の確保

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

具体施策

事業名・施策	事業概要
交通安全の推進	認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校における交通安全教育を推進し、保護者、関係機関と連携を図る。
通学路の安全対策の推進(再掲)	米子市通学路交通安全プログラムに基づき、児童・生徒が安全に通学できるように関係機関に働きかけ、通学路の危険箇所の解消を図る。

② 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

具体施策

事業名・施策	事業概要
校区防犯協議会の活動の推進	各小学校区・地区の防犯協議会を通じ、犯罪の防止と防犯意識の高揚及び活動の推進を図るとともに、校区防犯協議会の活動費の助成を行う。
子どもの安全を地域で守る体制づくりの推進	「子どもかけこみ 110 番」のステッカーの定期的な点検や「子どもかけこみ 110 番」対応マニュアルの作成による対応の共通認識と徹底、子ども見守り隊の活動など、地域住民、地域ボランティア、学校、PTA等の団体や関係機関等との連携を図り、子どもの安全を地域で守る体制づくりに努める。
子どもを犯罪から守る関係機関・団体との連携	少年指導委員が地域の協力を仰ぎ活動しやすくするため、少年指導委員の認知度の向上、役割等についての広報・啓発に力を入れ、少年育成センター、警察や少年サポートセンターと連携して、子どもの安全の確保のための活動を行う。
非行防止活動団体等の支援	青少年育成米子市民会議の活動を活性化し、少年育成センター及び少年指導委員の広報・啓発を充実して活動を支援する。
学校安全マニュアルの整備	学校における安全管理組織の充実を図り、役割分担、連携体制を明確にするとともに、不審者対策を念頭においた安全管理マニュアルを整備する。
家庭内における児童の安全確保の啓発	転落、誤飲、火傷、溺水など家庭内における乳幼児の事故の防止について、乳幼児健診、子育て支援センター、タムタムスクールなどにおいて保護者への啓発を行う。

(7) 支援を必要とする子ども等への取組みの推進

① 児童虐待予防・防止対策の充実

具体施策

事業名・施策	事業概要
家庭児童相談室の充実	相談内容が複雑、多岐にわたるようになってきており、それらに対応するため、人材の確保、育成を行いながら、児童相談所や関係機関等と連携し、虐待のケースに限らず、親、子の不安や悩み等に対する相談体制を充実する。 また、認定こども園、保育所、幼稚園及び家庭的保育事業等の関係機関からの相談にも対応できる専門的な相談機能の充実を図る。 なお、子育て支援に関わる人・団体・施設等のネットワークを構築し、様々なケースの相談にも適切に対応できる体制の整備に努める。
児童虐待、DVの通告・受付体制の充実	虐待及び虐待が疑われる子どもに関する相談・連絡・通告への速やかな対応に努める。 また、DVに関する相談を受け、将来虐待に発展するおそれのある暴力の未然防止に努める。
育児困難家庭等への相談体制の充実	虐待及び虐待が疑われる家庭への支援を含め、ひとり親など育児困難状況に陥りやすい家庭に対し、乳幼児健診時や家庭児童相談室、子育て支援センター、医療機関などにおける相談体制、ネットワークの充実を図る。
児童虐待防止ネットワークの充実	虐待予防・防止、早期発見、早期対応を図るため、「米子市要保護児童対策地域協議会」の充実を図る。
虐待予防・防止に関する研修会の実施	児童虐待を未然に防止するため、父親、母親になる人、なった人も含め、広く一般市民に対して、研修会を実施する。また、米子市要保護児童対策地域協議会主催の児童虐待に関する関係機関向けの研修会を実施する。

② ひとり親家庭の自立支援の推進

具体施策

事業名・施策	事業概要
実費徴収に係る補足給付を行う事業(再掲)	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。
ひとり親家庭への支援制度・事業の推進	児童扶養手当制度、医療費助成制度等のひとり親家庭に対する各種助成制度・事業の推進を図るとともに、各種制度等の周知に努める。 また、県との協力により、母子家庭への就労支援、ヘルパー派遣事業等の実施に努める。 児童扶養手当受給者に対する市指定ごみ袋の無料配布を引き続き行う。
母子生活支援施設の充実	母子家庭の社会的自立のため、母子生活支援施設の充実を図る。

事業名・施策	事業概要
ひとり親家庭相談の充実	ひとり親家庭の自立促進のため、就労支援、各種資金の貸付相談、母子保護等、専門的な相談機能の充実を図る。 さらに、母子生活自立支援施設での相談体制の充実に努める。
ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭に対する保育料等の負担軽減に努める。 また、その他の経済支援策を検討する。
公営住宅における子育て世帯への優遇措置制度等の検討(再掲)	ひとり親世帯の優先入居制度や子育て世帯に対する入居の際の優遇措置制度等を実施する。
ひとり親等家庭の子どもへの学習支援	ひとり親等家庭の児童等の将来の自立につなげるために、学習支援、進学相談を行う。

③ 障がい児施策の充実

具体施策

事業名・施策	事業概要
妊婦健診(再掲)	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。
健康診査等の充実(再掲)	妊婦一般健康診査に加え、マタニティー応援教室、マタニティー相談を実施する。 乳幼児に対する健康診査を実施し、乳幼児の発育状況や保護者の育児不安に対する相談、指導を行うとともに、発達障がい等の早期発見・早期治療を図るため、医療機関や関係機関等と連携し、健診内容の充実を図る。この集団健診は高い受診率であるが、単なる異常の早期発見に留まらず、今後、育児支援など内容の充実に向けて検討する。 また、未受診者に対する受診勧奨や実態把握を行うとともに、受診率の向上のみならず、日頃のかかりつけ医をつくるなど、普段の健康への取り組みによって、疾病などの早期発見が図られるよう、普段の医療機関とのかかわりについて、保護者への周知・指導に努める。
学校等における健康診断の実施(再掲)	児童生徒各種健診、教職員定期健診、就学時健診など、学校、認定こども園、保育所、幼稚園及び家庭的保育事業等における健康診断を実施し、疾病等の早期発見・早期治療の指導・助言を行い、乳幼児・児童・生徒の健康の保持増進に努める。
障がい児保育の推進(再掲)	障がい児の処遇向上を図るため、集団保育が可能で、保育サービスが必要としている障がい児を受け入れ、障がい児または障がいの認定はないが気になる子に対して、園と保護者の共通理解のもとに、適切な対応の推進に努める。 認可保育所では現在公立、民間ともに障がい児を受け入れているが、今後も民間における障がい児の受入れを要請する。 また、幼稚園での特別支援教育への支援及び巡回指導の推進に努める。

事業名・施策	事業概要
特別支援学級の充実	幼児・児童生徒の障がいの種類や程度、能力、適性等を的確に判断し、適正な就園・就学に努めるとともに、障がいの有無にとらわれることなく特別な支援が必要な幼児・児童生徒に対して、保護者の理解と協力も得ながらその能力・適性に応じた支援の充実を図る。
療育相談の充実(再掲)	5歳児発達支援事業を実施し、発達障がい児の早期発見、並びに集団行動への適応促進と就学に向けた支援の確立を図り、保護者に対し発達相談や巡回相談の案内や園等を通じた情報提供を行うとともに、小児科医や学校への周知も行う。 また、その他の保健、医療、福祉、教育の連携強化についても、推進に努める。
児童発達支援センター(あかしや)の充実	あかしや運営事業を実施するとともに、施設機能を活用した療育相談や外来療育支援の充実を図る。
療育に関するネットワークの構築	児童発達支援センター「あかしや」や鳥取県立総合療育センター、鳥取大学医学部脳神経小児科など各種関係機関等との療育に関するネットワークの確立及び連携に努め、療育システムの充実を図る。

④ 被害に遭った子どもや問題を抱えた子どもへの支援

具体施策

事業名・施策	事業概要
要保護児童対策地域協議会関係機関の連携充実	支援を必要とする子どもへの早期対応を継続して実施するため、要保護児童対策地域協議会の構成機関・関係機関同士の連携を密に行い、虐待やひきこもり等の支援を必要とする子どもへの早期対応を図る。
いじめ対策の充実(再掲)	「米子市いじめ防止基本方針」及び各学校が作成している「学校いじめ基本方針」を基に、いじめの未然防止、早期発見、早期解決のための取組の充実を図るとともに、学校、家庭、地域、関係機関と連携した組織的な取組を推進する。また、「米子市いじめ問題連絡協議会」を設置し、いじめに関する情報を共有し、関係機関が協力して取組の充実を図る。

2 米子市子ども・子育て会議

(1) 審議内容

	開催日	内容等
第1回	平成 25 年 10 月 29 日	1 子ども・子育て支援事業計画のイメージについて 2 次世代育成支援行動計画との関係について 3 任意記載事項について
第2回	平成 26 年 1 月 29 日	1 教育・保育提供区域の設定について 2 任意記載事項について
第3回	平成 26 年 3 月 26 日	1 教育・保育及び地域子育て支援事業の需要量の 見込みについて
第4回	平成 26 年 7 月 1 日	1 子ども・子育て支援新制度に係る各種基準につ いて
第5回	平成 26 年 8 月 11 日	1 子ども・子育て支援新制度における各種基準の パブリックコメントの結果について 2 「量の見込み」及び「提供体制の確保方策」に ついて 3 「米子市子ども・子育て支援事業計画」の骨子 (案)について
第6回	平成 26 年 10 月 1 日	1 放課後児童健全育成事業の基準について 2 「量の見込み」及び「提供体制の確保方策」に ついて
第7回	平成 26 年 10 月 31 日	1 放課後児童健全育成事業の基準について 2 「米子市子ども・子育て支援事業計画」の骨子 (案)について
第8回	平成 26 年 11 月 19 日	1 「米子市子ども・子育て支援事業計画」の骨子 (案)について
第9回	平成 27 年 1 月 8 日	1 「米子市子ども・子育て支援事業計画」の素案に ついて
第10回	平成 27 年 2 月 20 日	1 「米子市子ども・子育て支援事業計画(案)」のパ ブリックコメントの結果について 2 教育・保育施設及び地域型保育事業の認可につ いて 3 教育・保育施設及び地域型保育事業の確認につ いて
第11回	平成 27 年 5 月 29 日	1 新規事業所の認可及び確認について
第12回	平成 27 年 10 月 27 日	1 米子市次世代育成支援行動計画後期計画の総 括について 2 新規事業所の認可及び確認について
第13回	平成 28 年 2 月 29 日	1 新規事業所等の認可及び確認について 2 米子市における子育て支援の課題について
第14回	平成 28 年 4 月 11 日	1 新規事業所等の認可及び確認について 2 今後のスケジュールについて

	開催日	内容等
第 15 回	平成 28 年 7 月 27 日	1 新規事業所等の認可及び確認について 2 平成 27 年度米子市子ども・子育て支援事業計画 実施状況について 3 保育士等の配置基準の弾力化について 4 公立保育所の統廃合及び民営化について
第 16 回	平成 29 年 2 月 8 日	1 新規事業所等の認可及び確認について 2 米子市子ども・子育て支援事業計画の中間見直 しについて 3 二市連携 ICT 活用保育事業について 4 在宅育児世帯への経済的支援について
第 17 回	平成 29 年 3 月 28 日	1 二市連携 ICT 活用保育事業について 2 在宅育児世帯への経済的支援について
第 18 回	平成 29 年 6 月 6 日	1 新規事業所等の認可及び確認について 2 平成 28 年度米子市子ども・子育て支援事業計画 実施状況について 3 米子市子ども・子育て支援事業計画の中間見直 しについて
第 19 回	平成 29 年 8 月 1 日	1 米子市子ども・子育て支援事業計画の中間見直 しについて 2 幼稚園の認定こども園移行について
第 20 回	平成 30 年 2 月 5 日	1 新規事業所等の認可及び確認について 1 米子市子ども・子育て支援事業計画の中間見直 し(案)について
第 21 回	平成 30 年	

(2) 米子市子ども・子育て会議委員名簿

平成30年3月時点

区 分		団体名等	氏 名
1号	保護者	鳥取県子ども家庭育み協会 米子地区連絡会	新 開 康 久
		米子市私立幼稚園・認定こども園 PTA連合会	樋 口 清 美
		米子市西保育園保護者会	草 分 紀 吉
2号	事業者	鳥取県子ども家庭育み協会 米子地区連絡会	佐藤 比登志
		米子市私立幼稚園・認定こども園協会	佐 藤 康 広
		米子市小規模保育事業所協議会	三 島 純 子
3号	学識経験のある者	鳥取短期大学 幼児教育保育学科教授	齊 木 恭 子
		鳥取大学医学部准教授	谷 口 美也子
		社会福祉法人尚徳福祉会	谷 本 要
4号	行政関係者	鳥取県西部総合事務所 福祉保健局副局長	菖 蒲 保

(3) 米子市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、米子市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子育て会議の会議(以下単に「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(意見の聴取等の要求)

第5条 子育て会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

3 調査結果概要

I 調査概要

I-1 調査の目的

本市では国の制度改正にあわせて「米子市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。本アンケート調査は、計画策定のための基礎資料として、対象となるお子さんの保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的に実施したものです。

I-2 調査の概要

○調査対象

小学校就学前（平成19年4月2日から平成25年9月30日までに生まれた）のお子さんを持つ保護者のうち2,000人（無作為抽出調査）

○調査期間：平成25年10月9日～11月11日

○調査方法：郵送による配布、回収。（無記名回答）

○配布・回収状況

配布数	回収数	回収率
2,000 票	882 票	44.1%

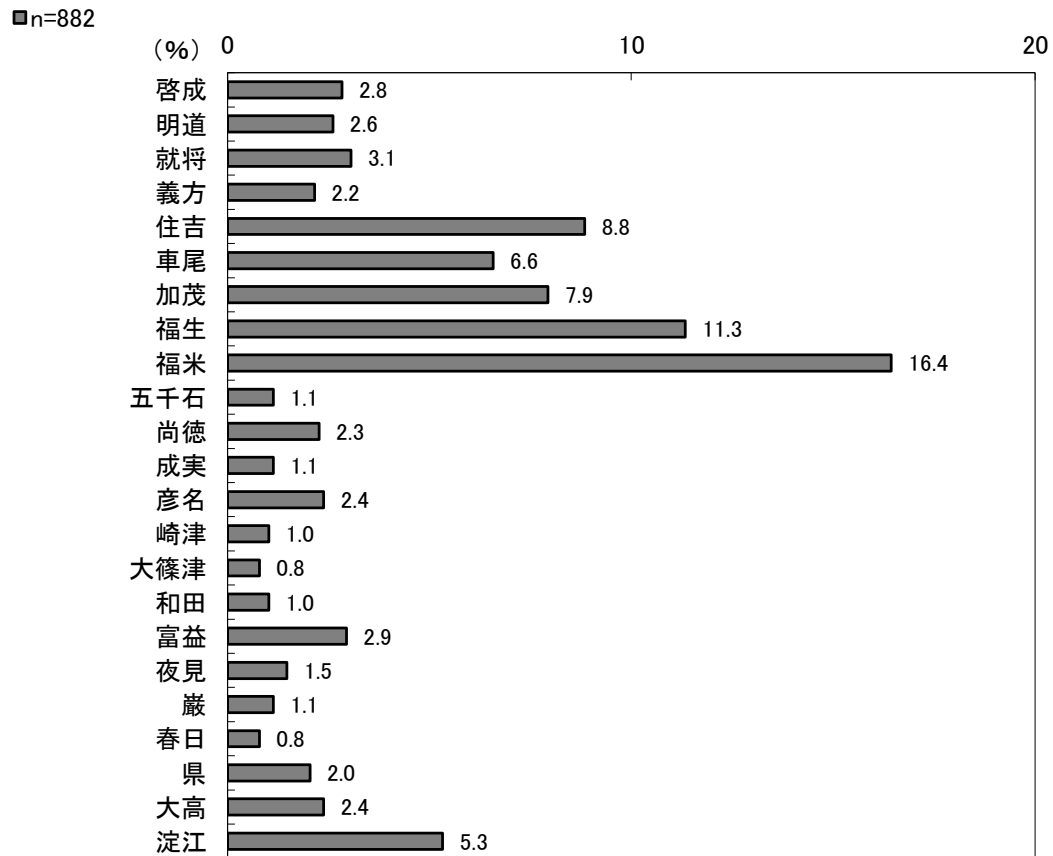
I-3 留意点

- ①比率はすべて百分率（％）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100％を上下する場合があります。
- ②基数となるべき実数は、“n＝〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100％として算出しています。
- ③質問の終わりに【複数回答】とある問は、1人の回答者が2つ以上の回答を出しても良い問いであり、従って各回答の合計比率は100％を超える場合があります。

Ⅱ 就学前児童調査結果

1 居住地区

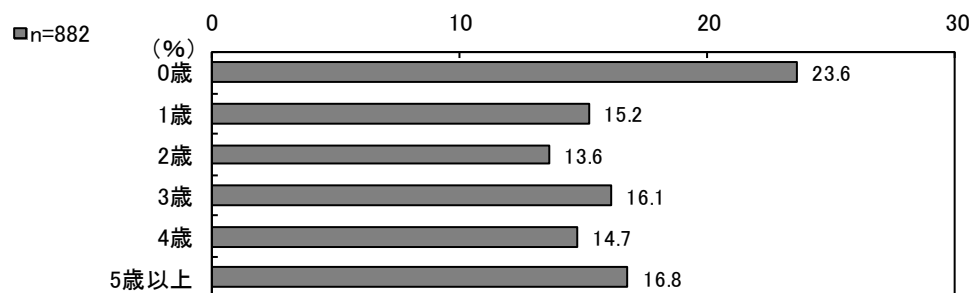
問1 お住まいの町名についてご記入ください。



Ⅱ－1 お子さんご家族の状況について

1 子どもの生年月

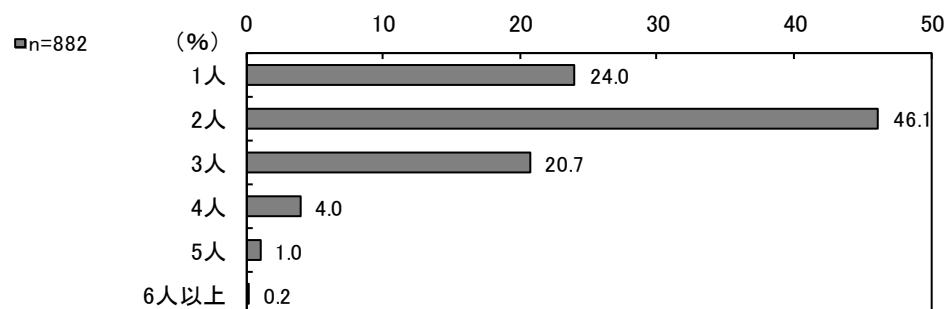
問2 お子さんの生年月をご記入ください。（□内に数字でご記入ください。数字は一枠に一字。）



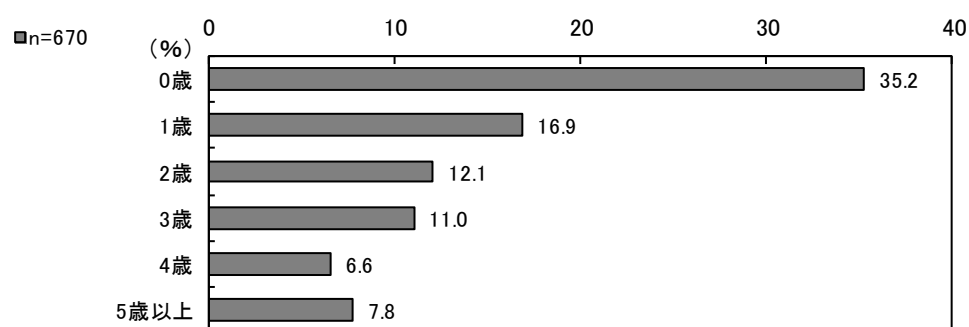
2 お子さんの数と末子の年齢

問3 お子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。お子さんを含めた人数を□内に数字でご記入ください。お2人以上のお子さんがいらっしゃる場合は、末子の方の生年月月をご記入ください。

お子さんの数

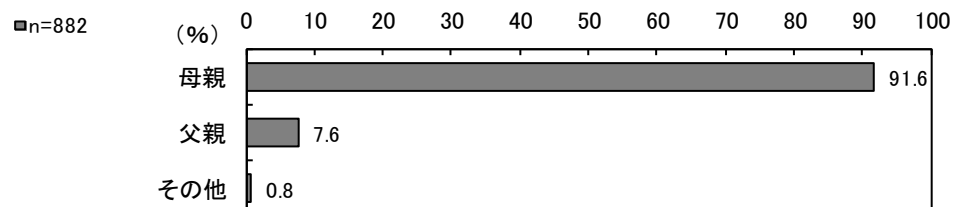


末子の年齢



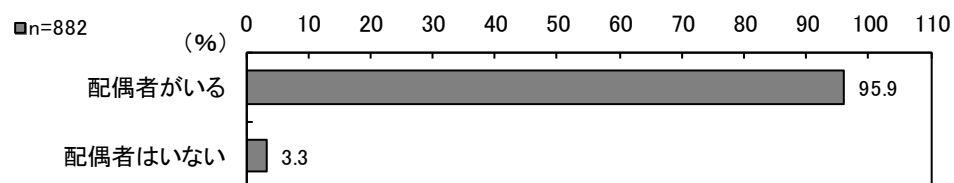
3 回答いただく方

問4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。お子さんからみた関係でお答えください。当てはまる番号1つに○をつけてください。



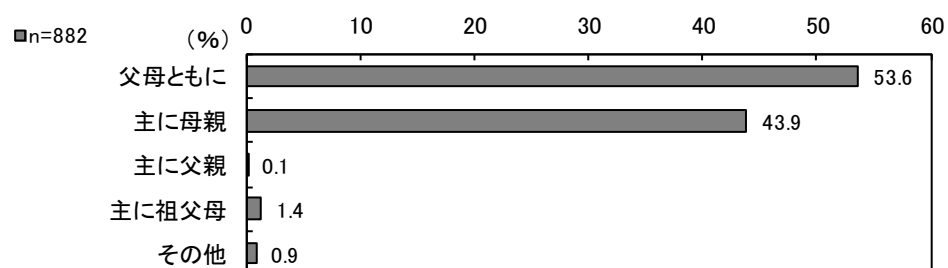
4 配偶者の有無

問5 この調査票に回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。当てはまる番号1つに○をつけてください。



5 子育てを主に行っている方

問6 お子さんの子育て（教育を含む。）を主に行っているのはどなたですか。お子さんから見た関係で当てはまる番号1つに○をつけてください。



Ⅱ－２ 子どもの育ちをめぐる環境について

1 自由記述

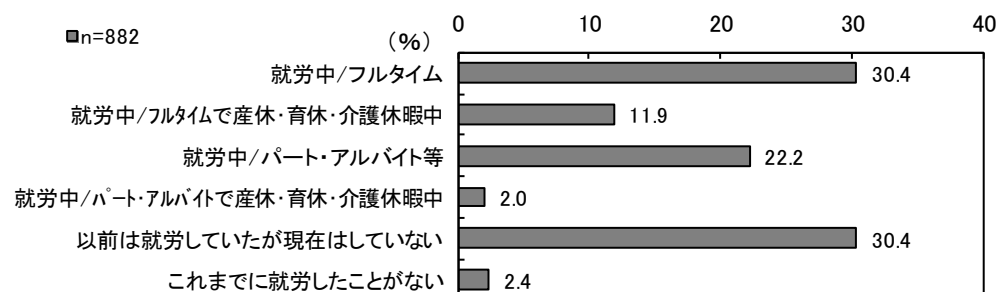
問7 子育て（教育を含む。）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうか。ご自由にお書きください。

項目	意見数
(1) 一時預かり等	56
(2) 送迎・家事代行等	12
(3) 公園・遊び場の整備、イベント、交流活動等	30
(4) 相談・アドバイス	32
(5) 土・日・休のサービス	21
(6) 病児・病後児保育	35
(7) 仕事と子育ての両立支援	45
(8) 医療・健診	8
(9) 情報の提供	7
(10) 負担の軽減等	34
(11) 見守り・声かけ	9
(12) その他施設	14
(13) その他	35
合計	338

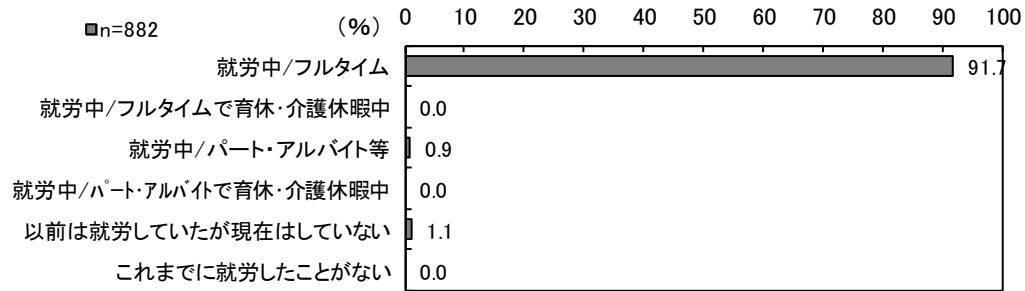
Ⅱ－３ 保護者の就労状況について

1 保護者の就労状況

問8 お子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む。）をうかがいます。
(1) 母親【父子家庭の場合は記入は不要です】当てはまる番号1つに○をつけてください。



(2) 父親【母子家庭の場合は記載不要です】当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

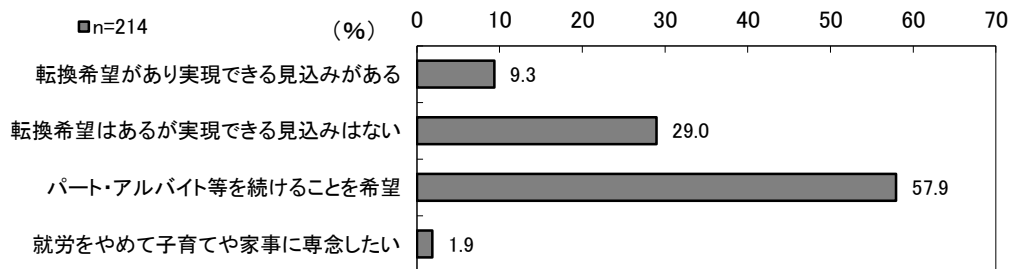


2 フルタイムへの転換希望

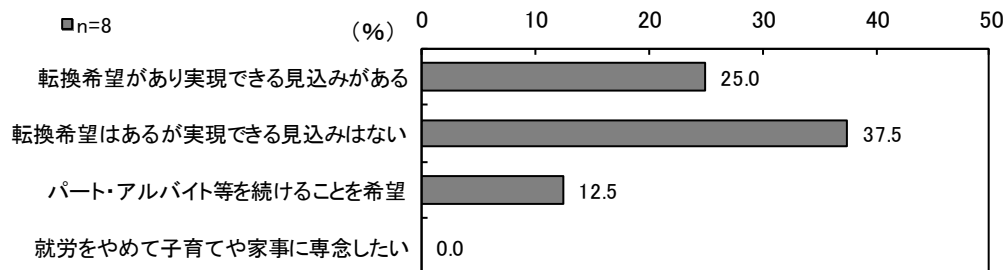
問9 問8の(1)または(2)で「3. 4.」(パート・アルバイト等で就労している)に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問14へお進みください。

フルタイムへの転換希望はありますか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

(1) 母親



(2) 父親



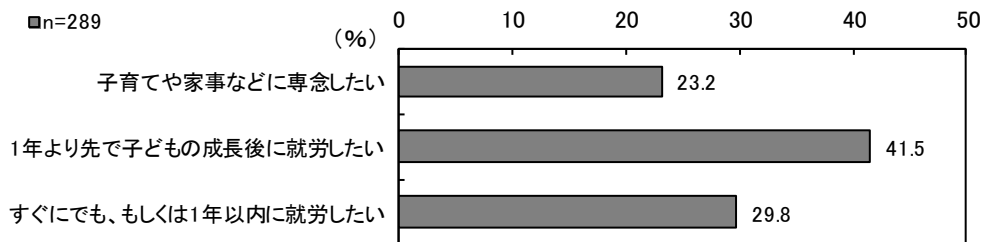
3 保護者の就労希望について

問10 問8 の(1)または(2)で「5. 以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6. これまで就労したことがない」に○をつけた方にかがいます。該当しない方は、問11へお進みください。

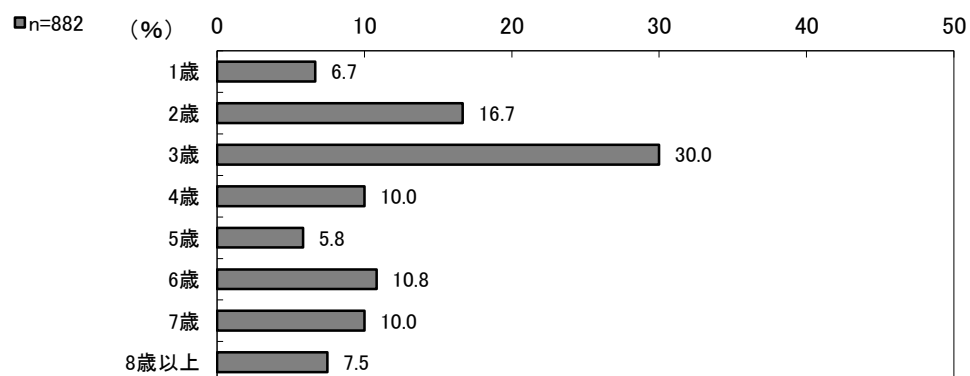
就労したいという希望はありますか。当てはまる番号・記号それぞれ1つに○をつけ、該当する□内には数字をご記入ください（数字は一桁に一字）。

(1) 母親

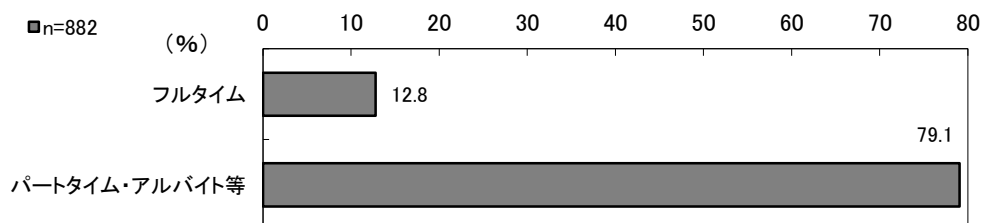
就労希望について



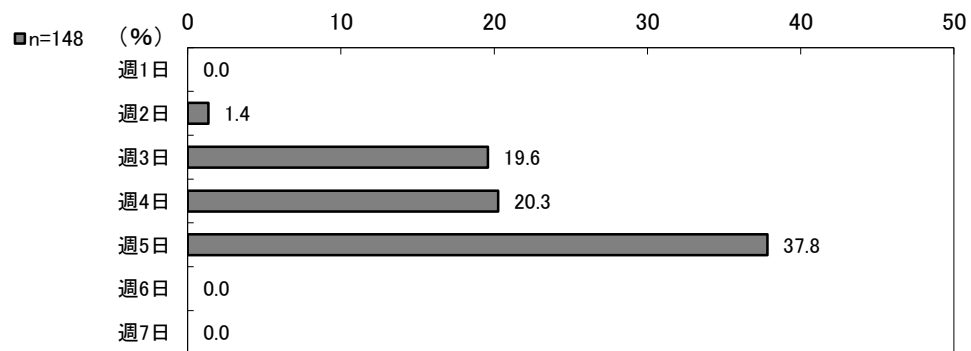
就労希望時期：末子の年齢



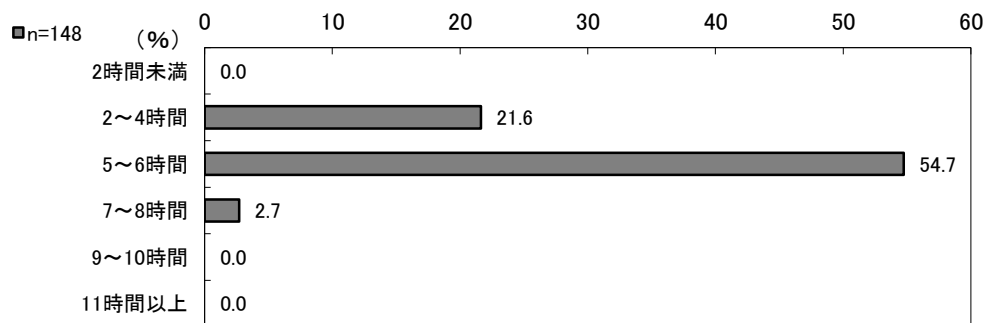
就労希望の形態



希望就労日数/週

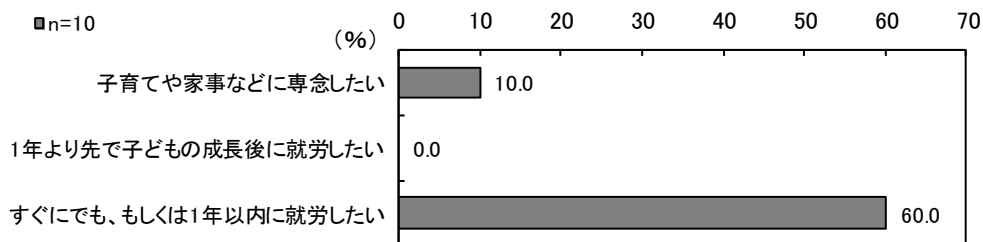


希望就労時間/日

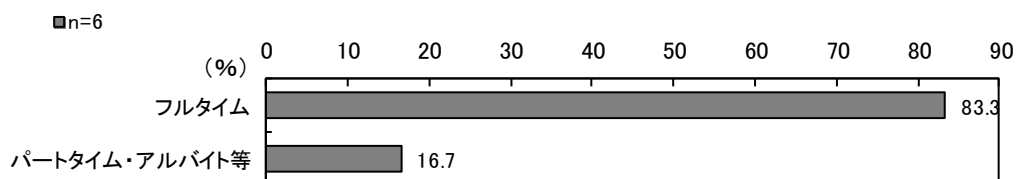


(2) 父親

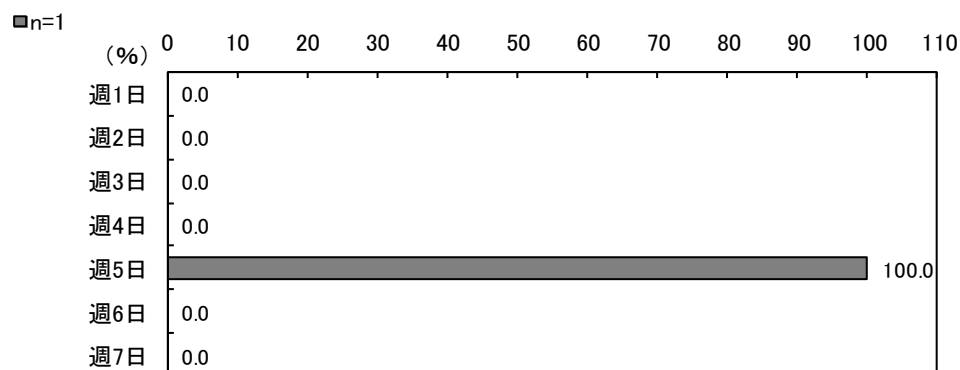
就労希望について



就労希望の形態



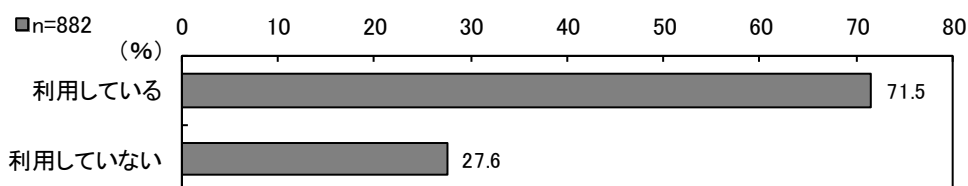
希望就労日数/週



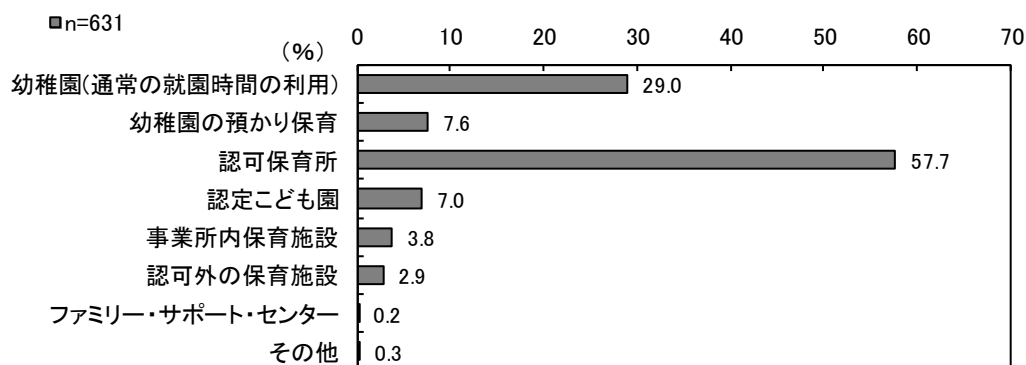
Ⅱ－４ 教育・保育事業の利用状況について

1 「定期的な教育・保育の事業」の利用の有無

問 11 お子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。



問 11-1 問 11-1～問 11-4 は、問 11 で「1.利用している」に○をつけた方にうかがいます。お子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。



(上段：人／下段：％)

問 11-1 定期的に利用している教育・保育の事業												
		合計	幼稚園 (通常の 就園時 間の利 用)	幼稚園 の預か り保育	認可保 育所	認定こ ども園	事業所 内保育 施設	認可外 の保育 施設	ファミ リー・サ ポート・セ ンター	その他	無回答	非該当
全体		631 100.0	183 29.0	48 7.6	364 57.7	44 7.0	24 3.8	18 2.9	1 0.2	2 0.3	3 0.5	251
子どもの 年齢	0 歳	61 100.0	2 3.3	1 1.6	38 62.3	3 4.9	8 13.1	9 14.8	1 1.6	0 0.0	3 4.9	147
	1 歳	77 100.0	3 3.9	0 0.0	54 70.1	6 7.8	11 14.3	4 5.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	57
	2 歳	89 100.0	17 19.1	2 2.2	63 70.8	6 6.7	2 2.2	3 3.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	31
	3 歳	135 100.0	51 37.8	15 11.1	70 51.9	11 8.1	2 1.5	1 0.7	0 0.0	1 0.7	0 0.0	7
	4 歳	124 100.0	51 41.1	13 10.5	62 50.0	9 7.3	0 0.0	1 0.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6
	5 歳以上	145 100.0	59 40.7	17 11.7	77 53.1	9 6.2	1 0.7	0 0.0	0 0.0	1 0.7	0 0.0	3
居住地	中心地	387 100.0	123 31.8	33 8.5	206 53.2	33 8.5	15 3.9	11 2.8	0 0.0	1 0.3	3 0.8	158
	弓浜地域	60 100.0	12 20.0	6 10.0	41 68.3	2 3.3	2 3.3	3 5.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	25
	南部地域	33 100.0	9 27.3	2 6.1	23 69.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	7
	箕蚊屋地域	44 100.0	13 29.5	4 9.1	27 61.4	2 4.5	2 4.5	0 0.0	0 0.0	1 2.3	0 0.0	12
	淀江地域	34 100.0	6 17.6	0 0.0	27 79.4	0 0.0	2 5.9	0 0.0	1 2.9	0 0.0	0 0.0	13

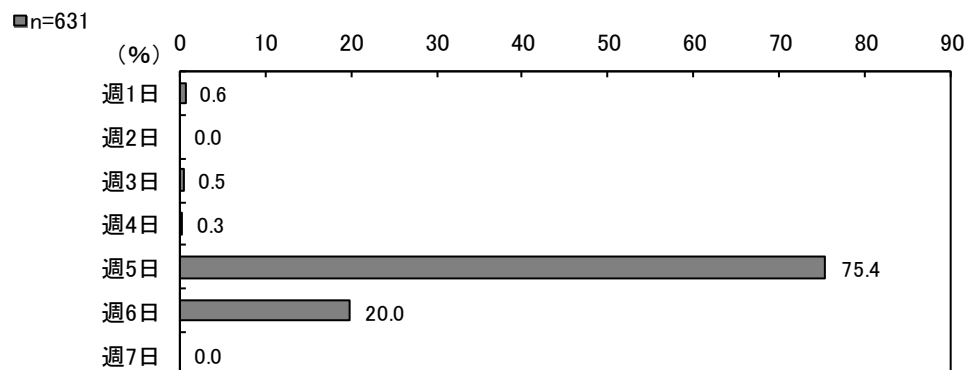
※居住地の区分は、下記のとおりです。

中心地	啓成、明道、就将、義方、住吉、車尾、加茂、福生、福米
弓浜地域	彦名、崎津、大篠津、和田、富益、夜見
南部地域	五千石、尚徳、成実
箕蚊屋地域	巖、春日、県、大高
淀江地域	淀江

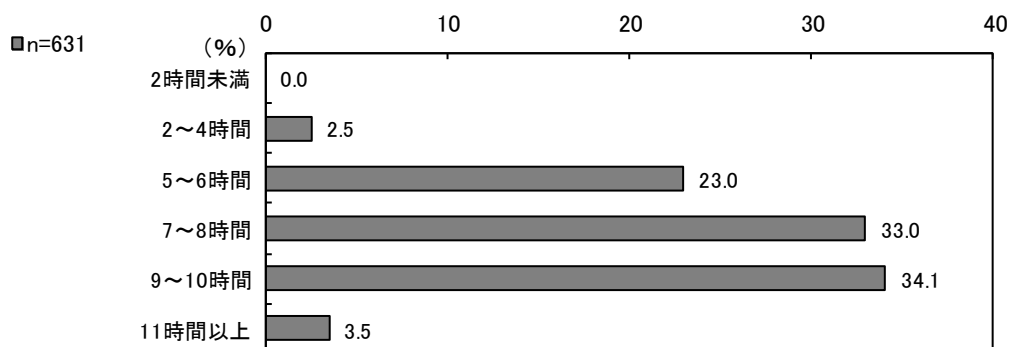
問 11-2 平日に定期的に利用している教育・保育の事業について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。1 週当たり何日、1 日当たり何時間（何時から何時まで）かを、□内に具体的な数字でご記入ください（数字は一枠に一字）。時間は、必ず（例）09 時～18 時のように 24 間制でご記入ください。

(1) 現在

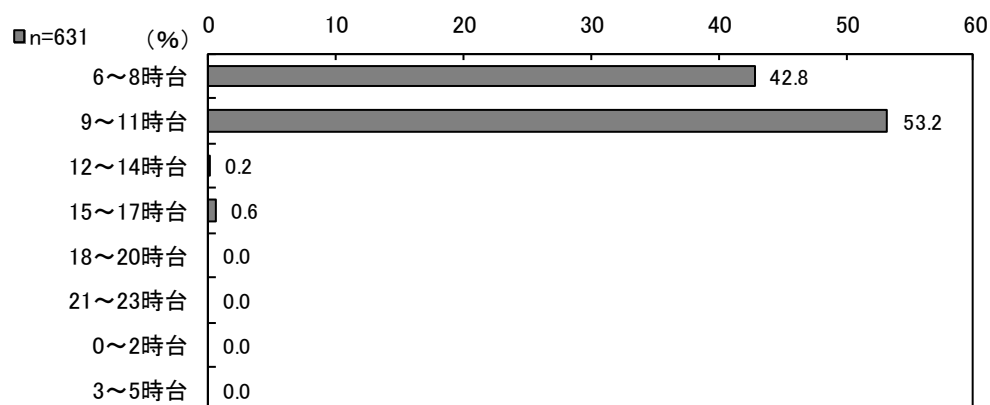
現在の利用日数/週



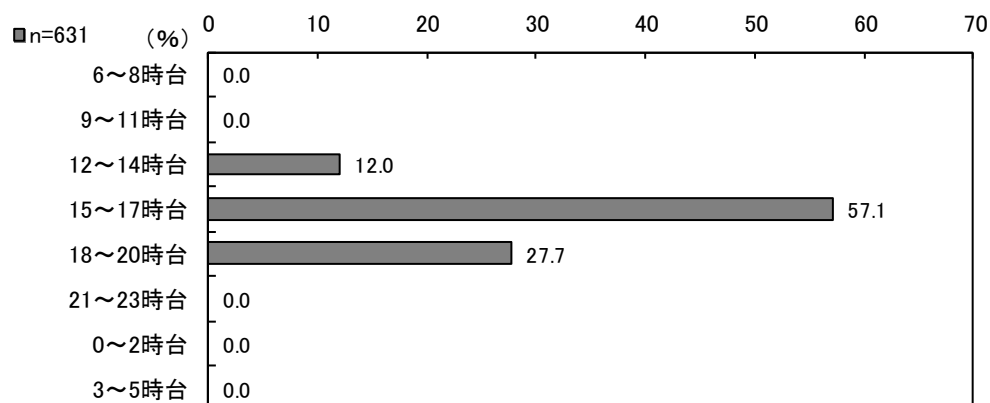
現在の利用時間/日



現在の開始時間

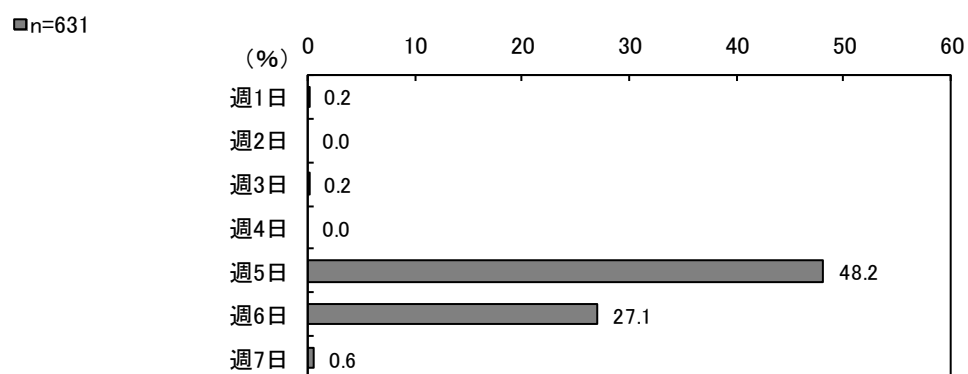


現在の終了時間

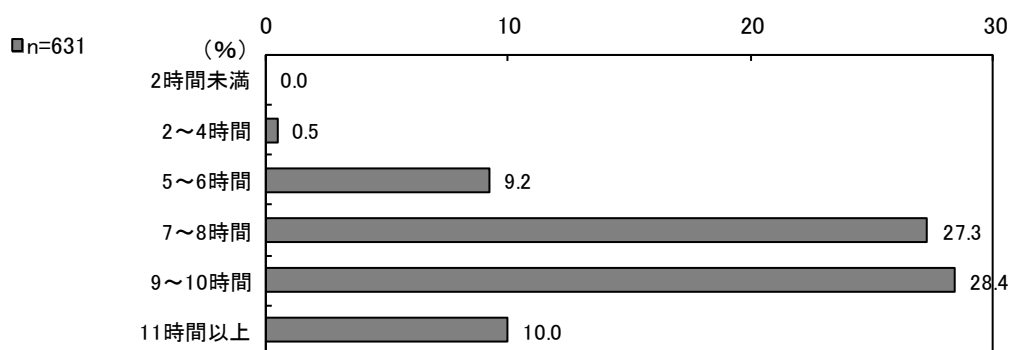


(2) 希望

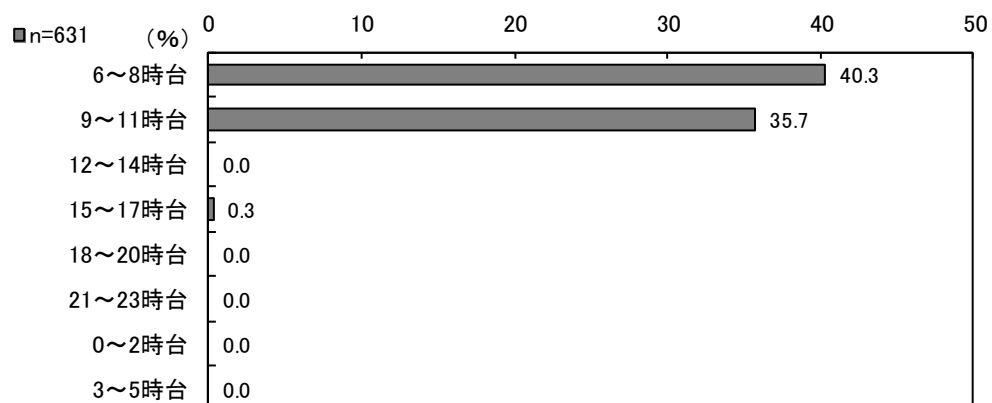
希望の利用日数/週



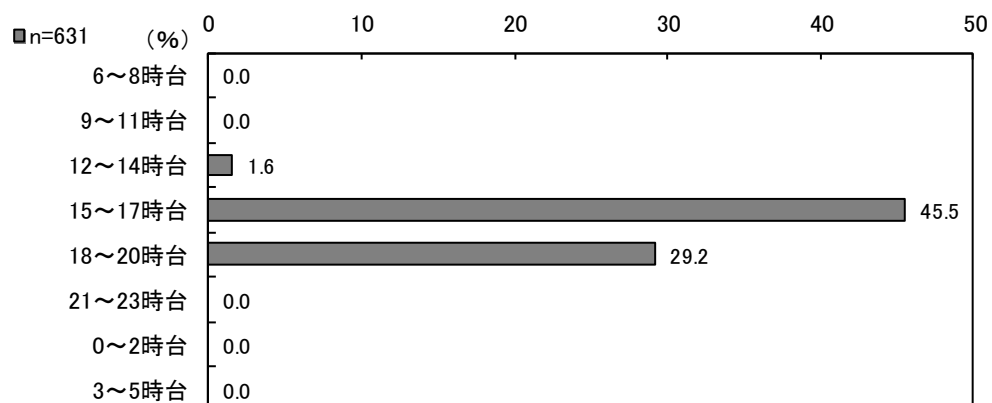
希望の利用時間/日



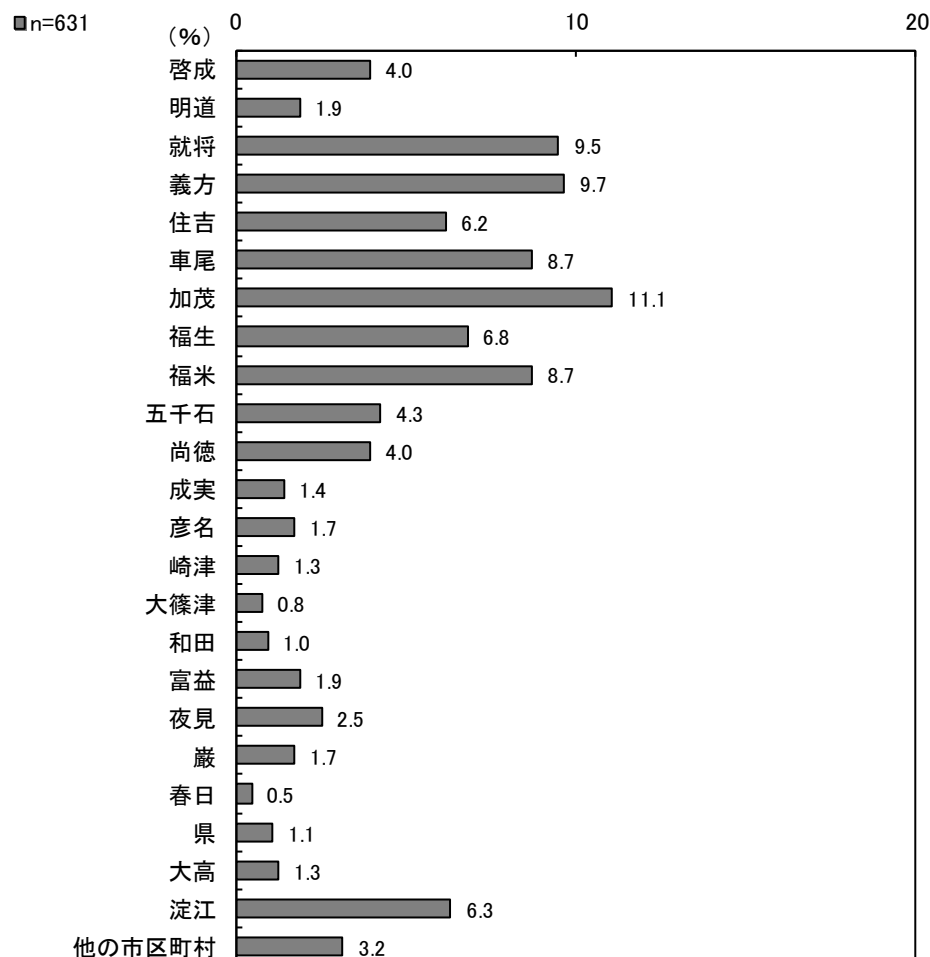
希望の開始時間



希望の終了時間

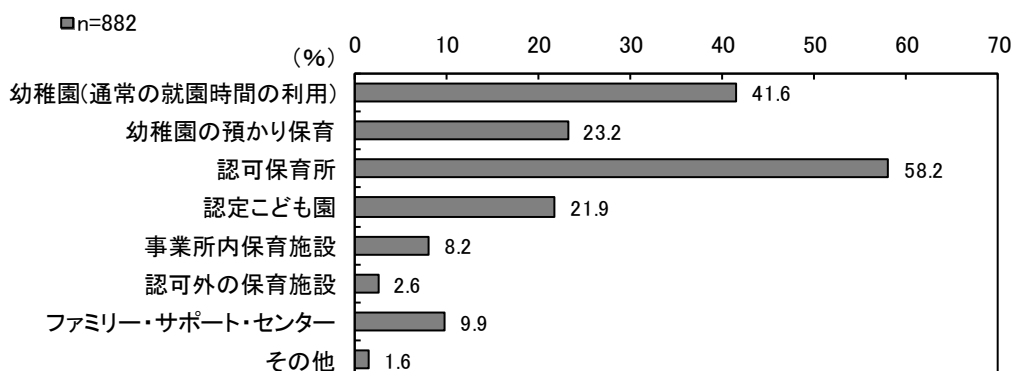


問 11-3 現在、利用している教育・保育事業の実施場所についてうかがいます。「1.」「2.」のいずれかに○をつけてください。地域がわからない場合は、施設名（園名）をご記入ください。



2 定期的に利用したい教育・保育の事業

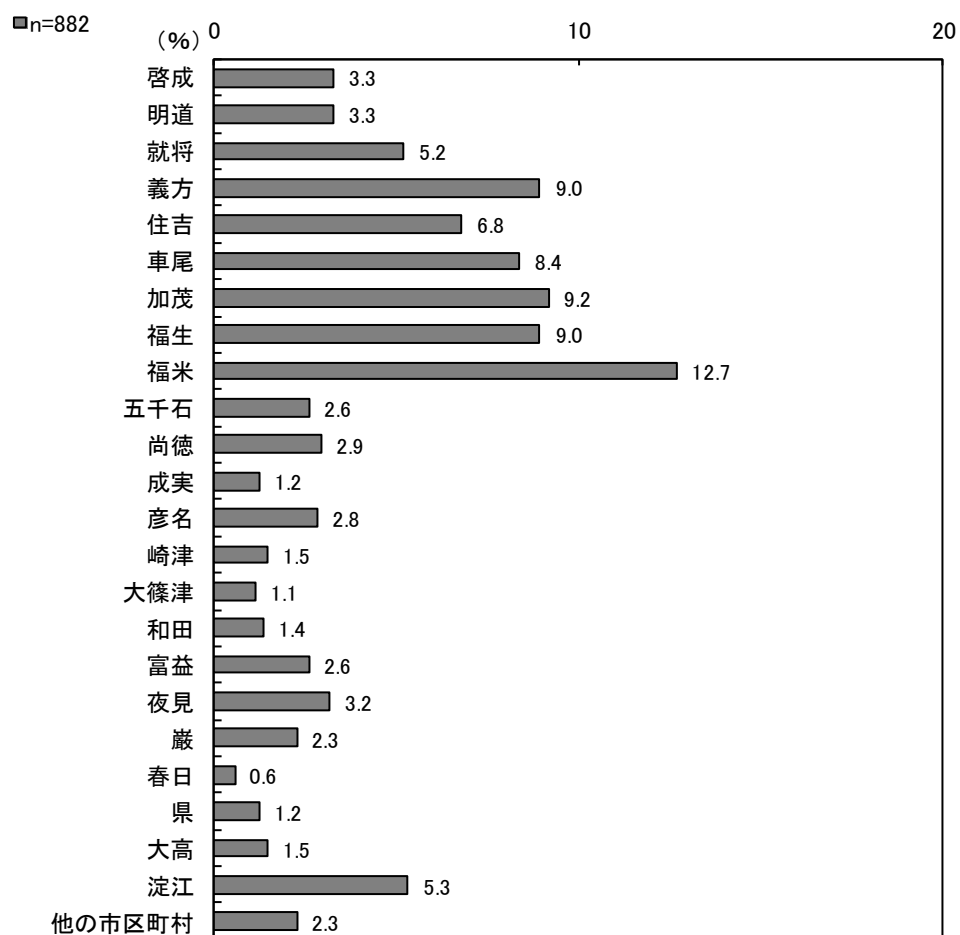
問 12 すべての方にうかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。



(上段：人／下段：％)

		問 12 定期的に利用したい教育・保育の事業									
		合計	幼稚園 (通常 の就園 時間の 利用)	幼稚園 の預かり 保育	認可保 育所	認定こ ども園	事業所 内保育 施設	認可外 の保育 施設	ファミ リー・サ ポート・ センタ ー	その他	無回答
全体		882 100.0	367 41.6	205 23.2	513 58.2	193 21.9	72 8.2	23 2.6	87 9.9	14 1.6	31 3.5
子どもの 年齢	0 歳	208 100.0	82 39.4	42 20.2	136 65.4	57 27.4	27 13.0	8 3.8	25 12.0	6 2.9	8 3.8
	1 歳	134 100.0	56 41.8	30 22.4	87 64.9	28 20.9	13 9.7	5 3.7	14 10.4	3 2.2	6 4.5
	2 歳	120 100.0	47 39.2	20 16.7	73 60.8	25 20.8	8 6.7	3 2.5	12 10.0	1 0.8	2 1.7
	3 歳	142 100.0	59 41.5	40 28.2	80 56.3	32 22.5	16 11.3	4 2.8	12 8.5	1 0.7	4 2.8
	4 歳	130 100.0	58 44.6	29 22.3	62 47.7	25 19.2	2 1.5	2 1.5	11 8.5	0 0.0	7 5.4
	5 歳以上	148 100.0	65 43.9	44 29.7	75 50.7	26 17.6	6 4.1	1 0.7	13 8.8	3 2.0	4 2.7
居住地	中心地	545 100.0	242 44.4	141 25.9	294 53.9	126 23.1	39 7.2	10 1.8	53 9.7	12 2.2	22 4.0
	弓浜地域	85 100.0	28 32.9	15 17.6	62 72.9	12 14.1	10 11.8	3 3.5	8 9.4	1 1.2	0 0.0
	南部地域	40 100.0	15 37.5	9 22.5	26 65.0	7 17.5	4 10.0	0 0.0	4 10.0	0 0.0	2 5.0
	箕蚊屋地域	56 100.0	20 35.7	11 19.6	33 58.9	11 19.6	6 10.7	4 7.1	7 12.5	0 0.0	2 3.6
	淀江地域	47 100.0	13 27.7	6 12.8	34 72.3	7 14.9	2 4.3	0 0.0	3 6.4	0 0.0	3 6.4

問 12-1 教育・保育事業を利用したい場所についてうかがいます。「1.」～「24.」のいずれかに○をつけてください。地域がわからない場合は、利用したい施設名（園名）をご記入ください。

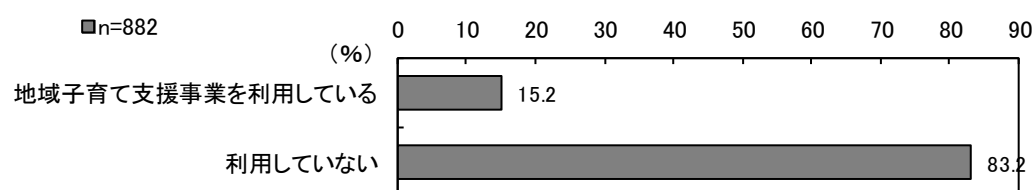


Ⅱ－５ 子育て支援事業の利用状況について

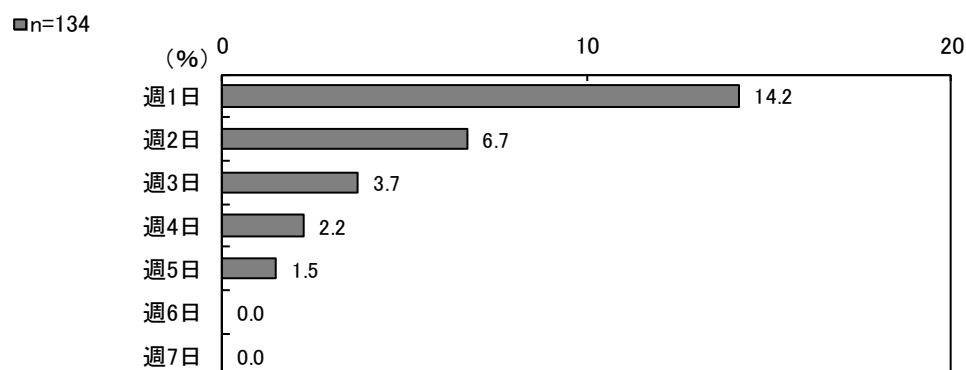
１ 地域子育て支援拠点事業の利用の有無

問13 お子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「子育て支援センター」、「子育てひろば」等と呼ばれています）を利用していますか。
 当てはまる番号1つに○をつけてください。また、おおよその利用回数（頻度）を□内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

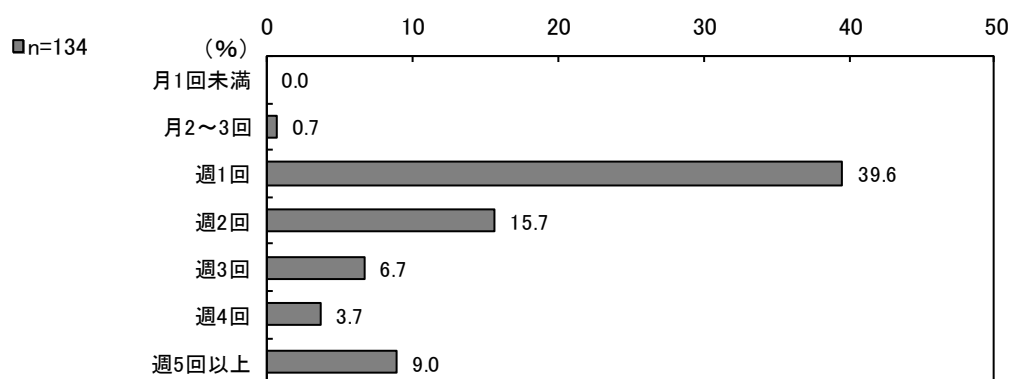
利用の有無



利用頻度：回/週



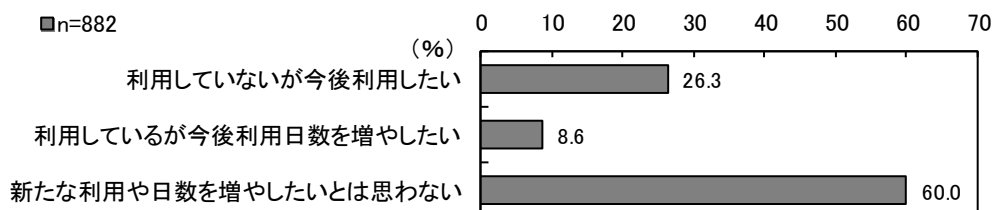
利用頻度：回/月



2 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向

問14 問13のような地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか。当てはまる番号一つに○をつけて、おおよその利用回数（頻度）を□内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生する場合があります。

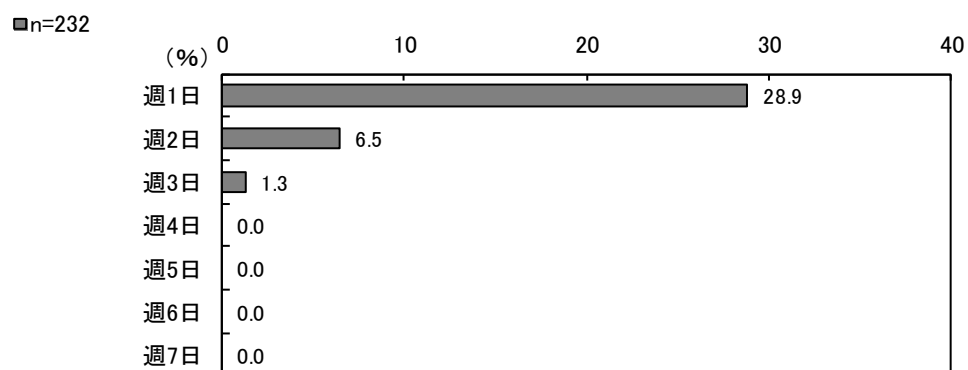
地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向



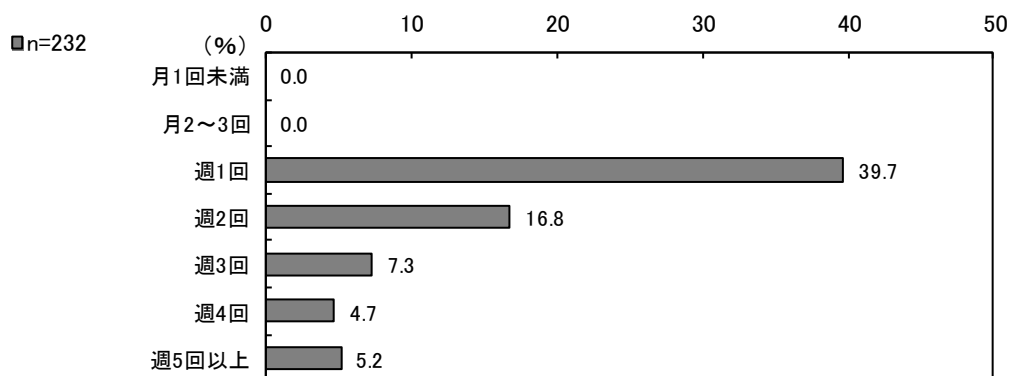
(上段：人／下段：%)

		問14 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向				
		合計	利用していないが今後利用したい	利用しているが今後利用日数を増やしたい	新たな利用や日数を増やしたいとは思わない	無回答
全体		882	232	76	529	45
		100.0	26.3	8.6	60.0	5.1
子どもの年齢	0歳	208	93	26	76	13
		100.0	44.7	12.5	36.5	6.3
	1歳	134	34	26	70	4
		100.0	25.4	19.4	52.2	3.0
	2歳	120	21	10	81	8
		100.0	17.5	8.3	67.5	6.7
	3歳	142	36	7	90	9
		100.0	25.4	4.9	63.4	6.3
	4歳	130	23	5	95	7
		100.0	17.7	3.8	73.1	5.4
	5歳以上	148	25	2	117	4
		100.0	16.9	1.4	79.1	2.7
居住地	中心地	545	136	52	330	27
		100.0	25.0	9.5	60.6	5.0
	弓浜地域	85	28	8	46	3
		100.0	32.9	9.4	54.1	3.5
	南部地域	40	11	2	24	3
		100.0	27.5	5.0	60.0	7.5
	箕蚊屋地域	56	16	2	38	0
		100.0	28.6	3.6	67.9	0.0
	淀江地域	47	11	4	28	4
		100.0	23.4	8.5	59.6	8.5

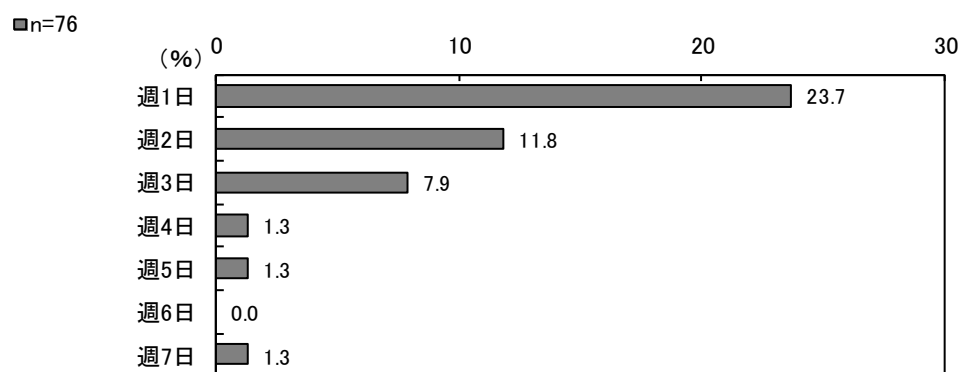
新たに利用したい希望利用頻度：回/週



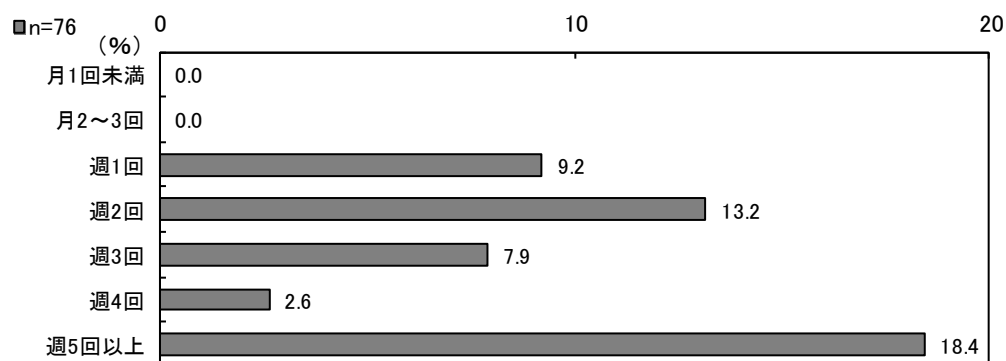
新たに利用したい希望利用頻度：回/月



今後増やしたい希望利用頻度：回/週



今後増やしたい希望利用頻度:回/月



Ⅱ－6 教育・保育事業の利用希望について

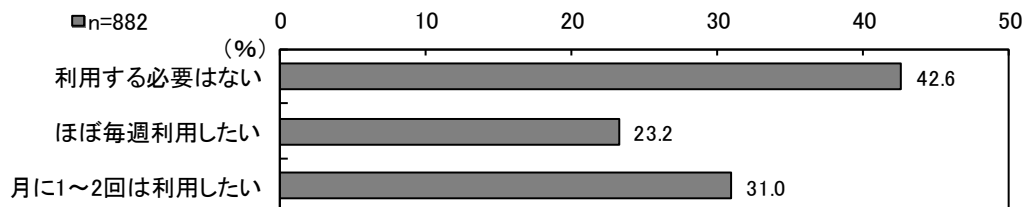
1 教育・保育の事業の利用希望

問 15 お子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。希望がある場合は、利用したい時間帯を、（例）09時～18時のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

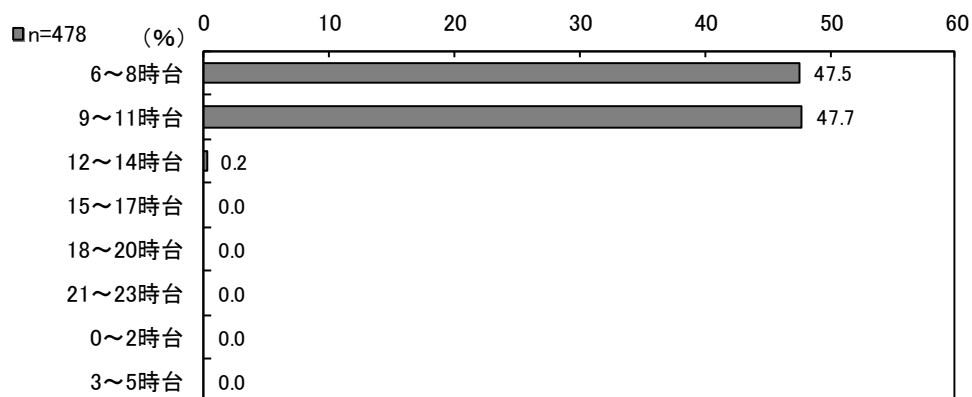
※保育・教育事業とは、幼稚園、保育所、認可外保育施設などの事業を指しますが、親族・知人による預かりは含みません。

(1) 土曜日

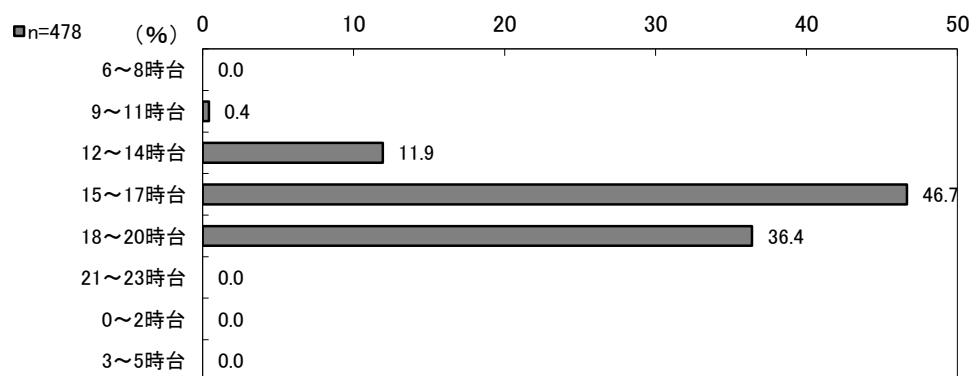
利用希望



希望開始時間

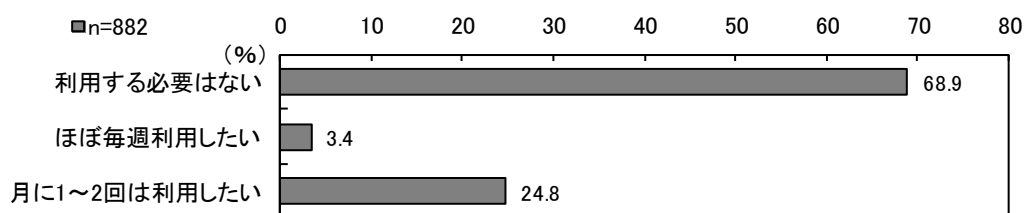


希望終了時間

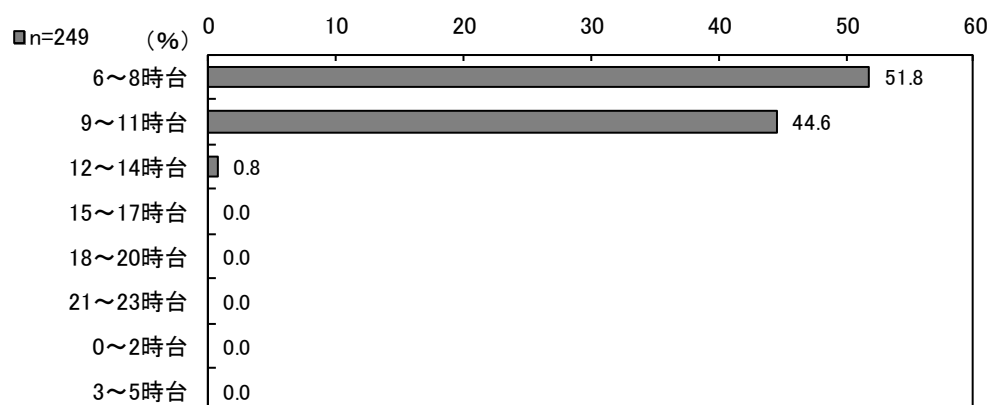


(2) 日曜日・祝日

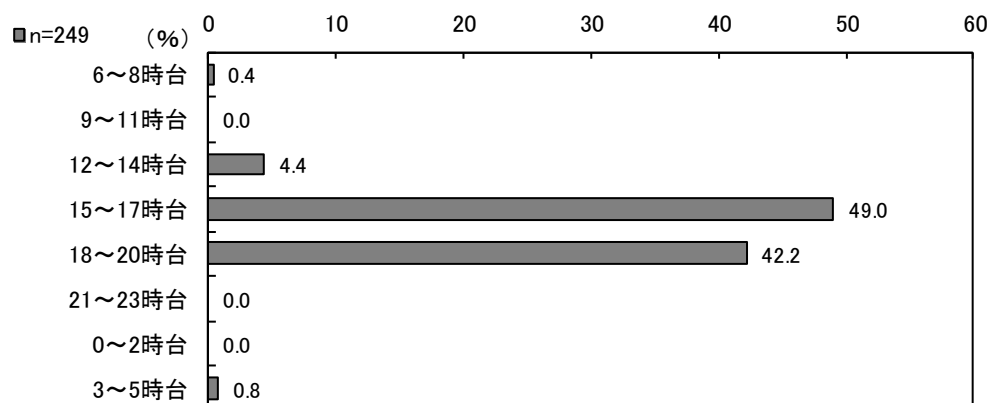
利用希望



希望開始時間



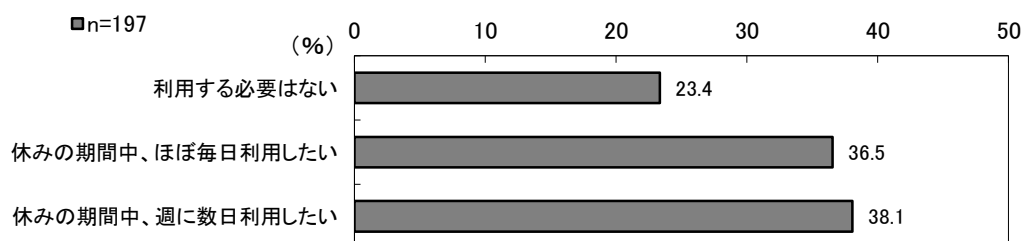
希望終了時間



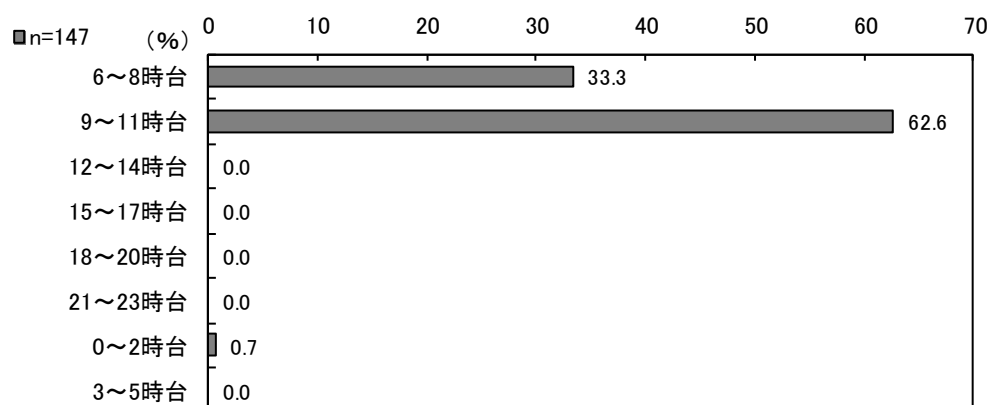
2 長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望

問 16 「幼稚園」を利用されている方にうかがいます。お子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用を希望しますか。希望がある場合は、利用したい時間帯を、(例)09時~18時のように24時間制でご記入ください(数字は一枠に一字)。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

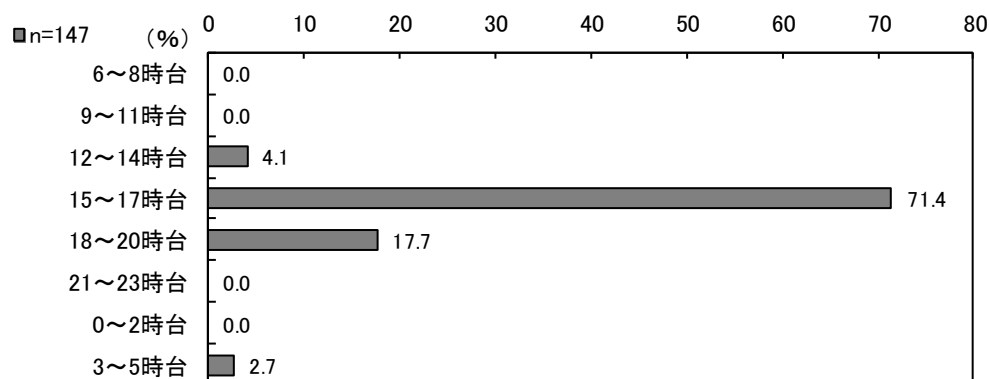
利用希望



希望開始時間



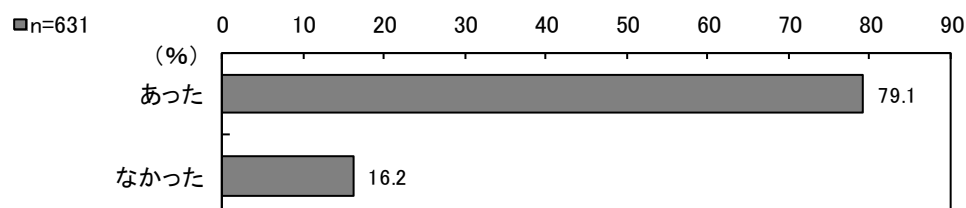
希望終了時間



Ⅱ－７ 病気の際の対応について

１ 事業が利用できなかった理由

問 17 平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた保護者の方（問 11 で 1 に○をつけた方）にうかがいます。利用していらっしゃらない方は、問 18 にお進みください。
この 1 年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか。

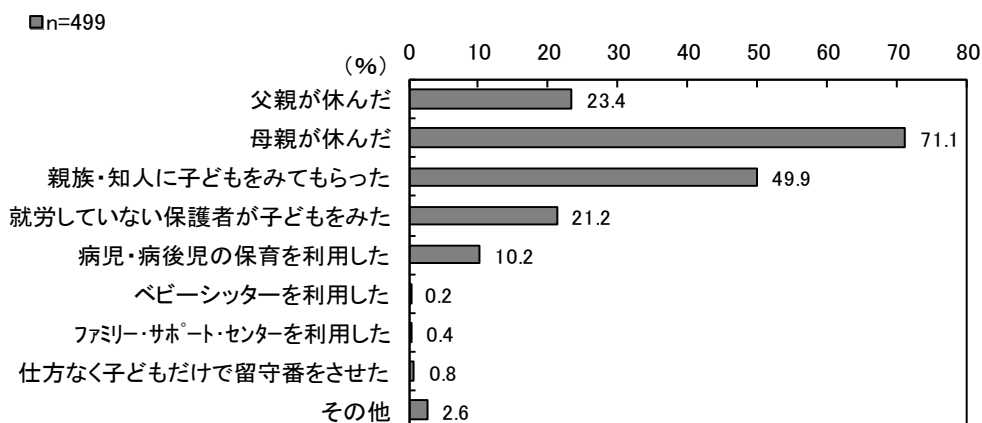


(上段：人／下段：%)

			問 17 病気等で利用できなかったこと			
			合計	あった	なかった	無回答
全体			631	499	102	30
			100.0	79.1	16.2	4.8
子どもの年齢	0 歳	61	51	6	4	147
		100.0	83.6	9.8	6.6	
	1 歳	77	68	7	2	57
		100.0	88.3	9.1	2.6	
	2 歳	89	67	15	7	31
		100.0	75.3	16.9	7.9	
	3 歳	135	111	19	5	7
		100.0	82.2	14.1	3.7	
	4 歳	124	99	21	4	6
		100.0	79.8	16.9	3.2	
	5 歳以上	145	103	34	8	3
		100.0	71.0	23.4	5.5	

問17-1 お子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法として当てはまる記号すべてに○をつけ、それぞれの日数も□内に数字でご記入ください（半日程度の対応の場合も1日とカウントしてください。数字は一桁に一字。）

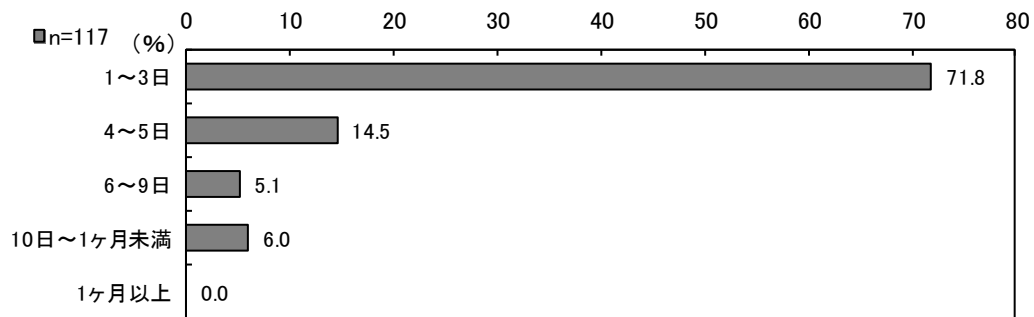
この1年間の対処方法



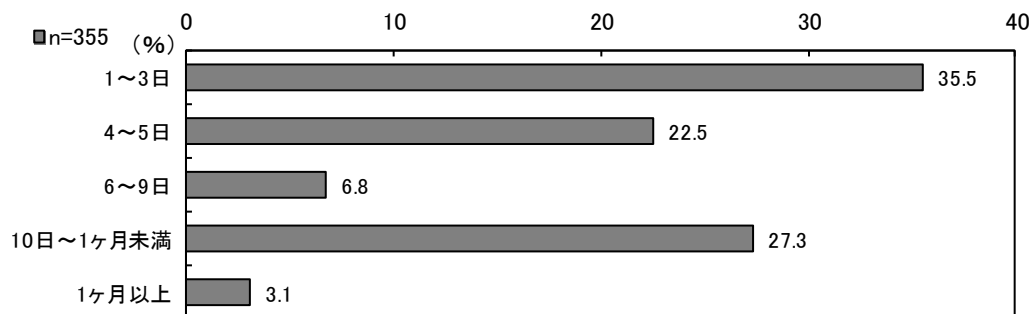
(上段：人／下段：%)

		問 17-1 この1年間の対処方法											
		合計	父親が休んだ	母親が休んだ	親族・知人に子どもをみてもらった	就労していない保護者が子どもをみた	病児・病後児の保育を利用した	ベビーシッターを利用した	ファミリーサポートセンターを利用した	仕方なく子どもだけで留守番をさせた	その他	無回答	非該当
全体		499	117	355	249	106	51	1	2	4	13	8	383
		100.0	23.4	71.1	49.9	21.2	10.2	0.2	0.4	0.8	2.6	1.6	
子どもの年齢	0 歳	51	8	42	25	6	14	1	1	0	0	2	157
		100.0	15.7	82.4	49.0	11.8	27.5	2.0	2.0	0.0	0.0	3.9	
	1 歳	68	24	59	42	6	8	0	0	0	0	1	66
		100.0	35.3	86.8	61.8	8.8	11.8	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	
	2 歳	67	14	47	32	13	6	0	0	1	2	1	53
		100.0	20.9	70.1	47.8	19.4	9.0	0.0	0.0	1.5	3.0	1.5	
	3 歳	111	29	75	57	25	9	0	0	0	6	1	31
		100.0	26.1	67.6	51.4	22.5	8.1	0.0	0.0	0.0	5.4	0.9	
	4 歳	99	16	60	44	33	4	0	1	1	3	1	31
		100.0	16.2	60.6	44.4	33.3	4.0	0.0	1.0	1.0	3.0	1.0	
	5 歳以上	103	26	72	49	23	10	0	0	2	2	2	45
		100.0	25.2	69.9	47.6	22.3	9.7	0.0	0.0	1.9	1.9	1.9	

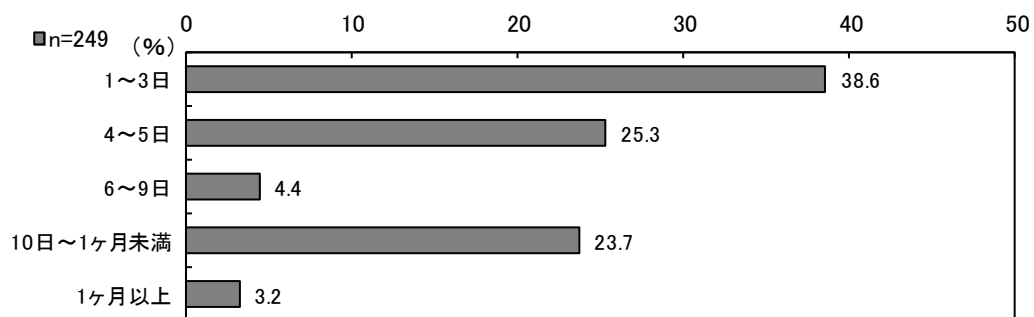
日数：父親が休んだ



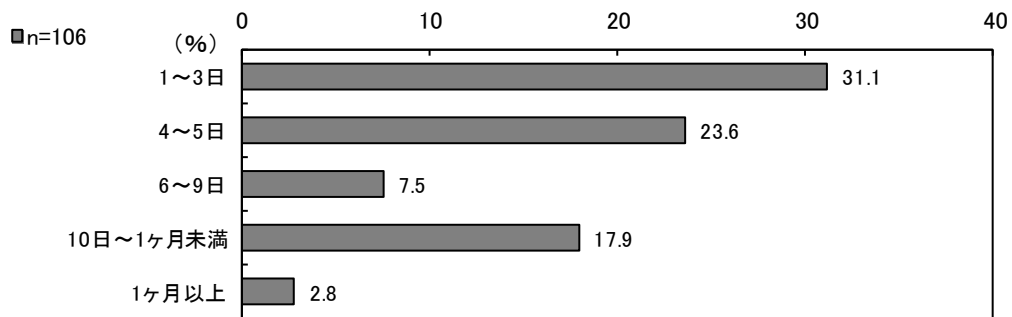
日数：母親が休んだ



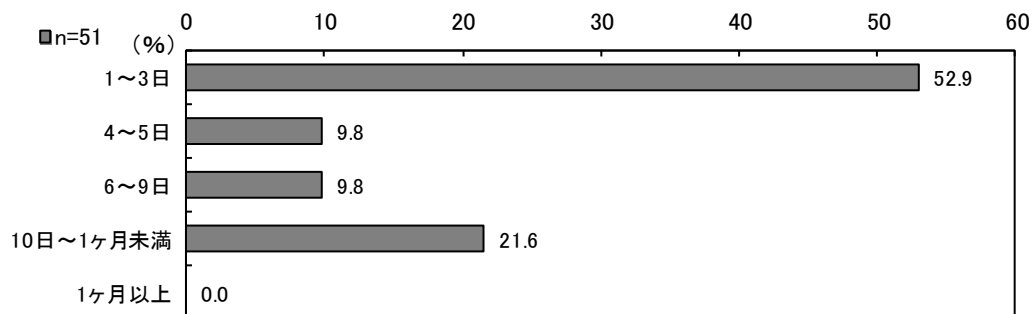
日数：親族・知人に子どもをみてもらった



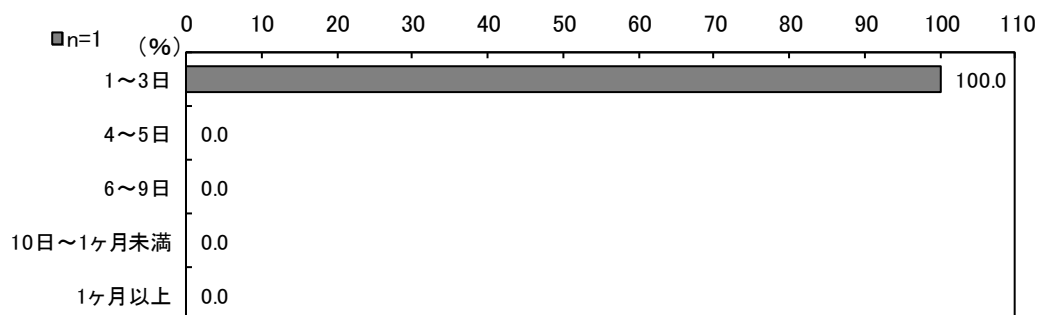
日数：就労していない保護者がみた



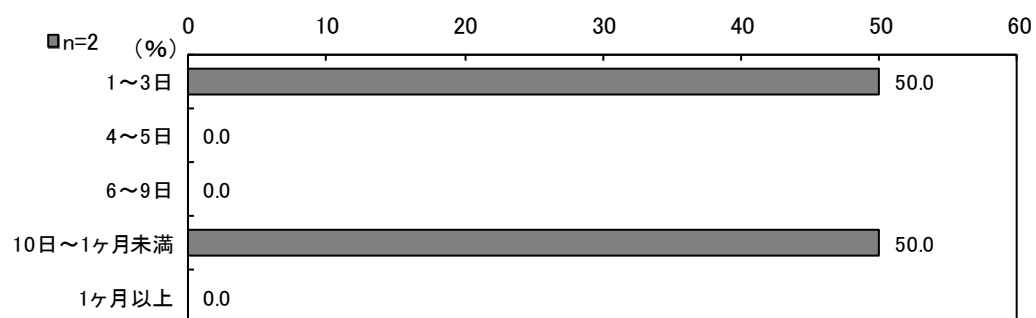
日数：病児・病後児の保育を利用した



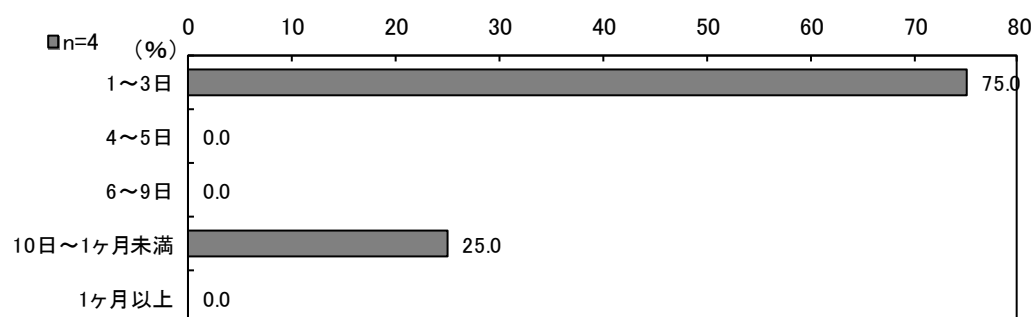
日数：ベビーシッターを頼んだ



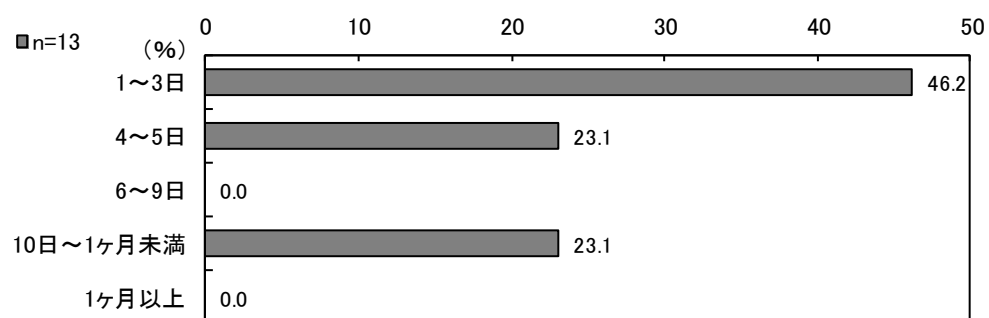
日数：ファミリー・サポート・センターを利用した



日数：仕方なく子どもだけで留守番をさせた

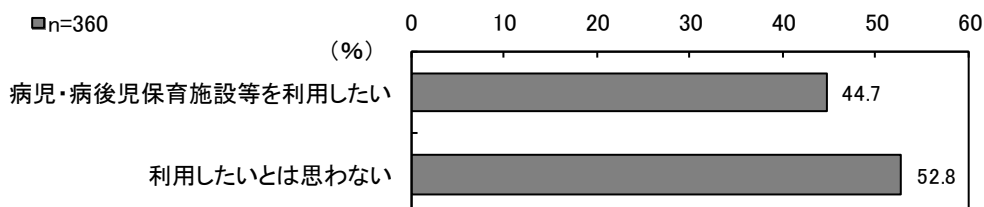


日数：その他



問 17-2 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。当てはまる番号 1 つに○をつけ、日数についても□内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。なお、病児・病後児のための事業等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前に施設の嘱託医の受診が必要となります。

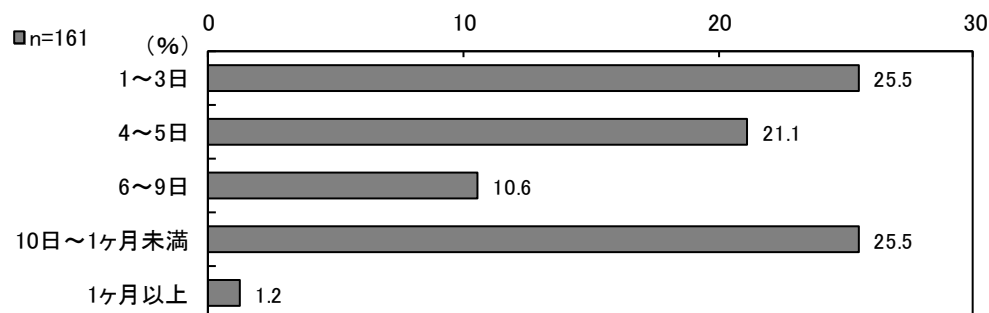
利用したかったか



(上段：人／下段：%)

		問 17-2 病児・病後児保育施設等を利用したかったか				
		合計	病児・病後児保育施設等を利用したい	利用したいとは思わない	無回答	非該当
全体		360 100.0	161 44.7	190 52.8	9 2.5	522
子どもの年齢	0 歳	42 100.0	22 52.4	18 42.9	2 4.8	166
	1 歳	61 100.0	31 50.8	28 45.9	2 3.3	73
	2 歳	48 100.0	19 39.6	28 58.3	1 2.1	72
	3 歳	76 100.0	38 50.0	36 47.4	2 2.6	66
	4 歳	61 100.0	23 37.7	38 62.3	0 0.0	69
	5 歳以上	72 100.0	28 38.9	42 58.3	2 2.8	76

利用したかった日数

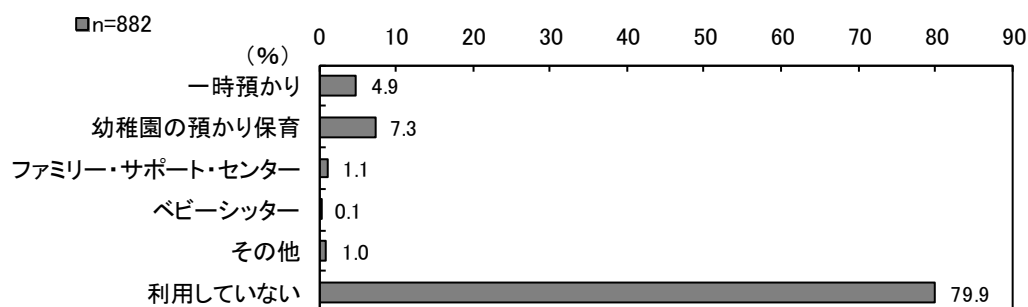


Ⅱ－８ 教育・保育事業や一時預かり等の利用について

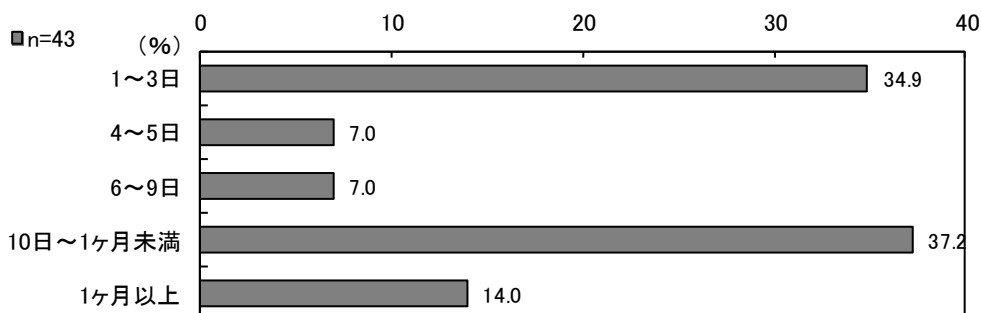
１ 不定期に利用している事業

問 18 お子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。ある場合は、当てはまる番号すべてに○をつけ、1年間の利用日数（おおよそ）も口内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

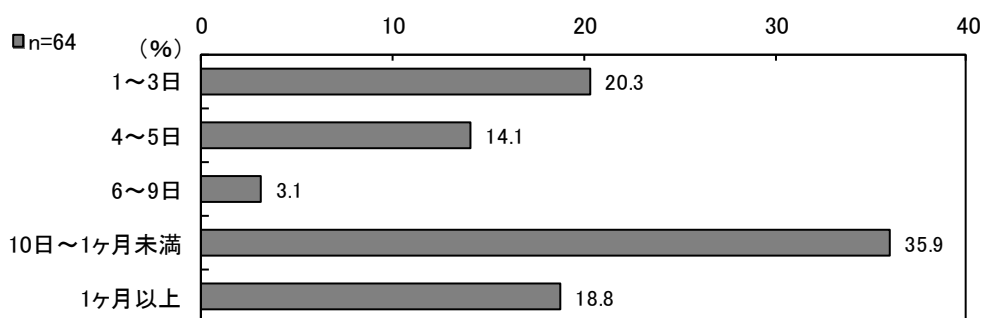
利用している事業



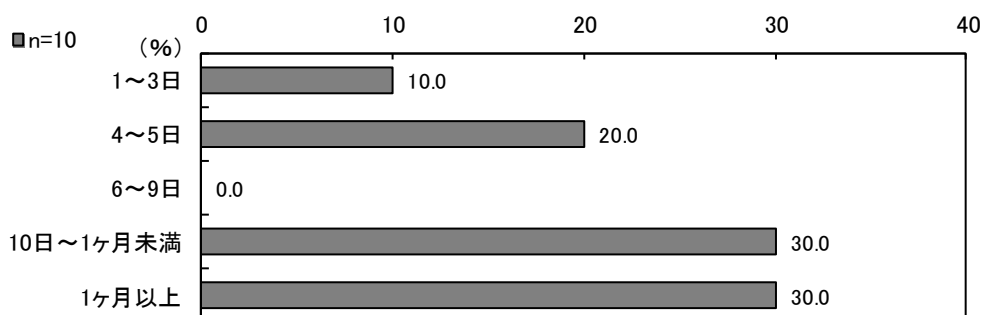
日数：一時預かり



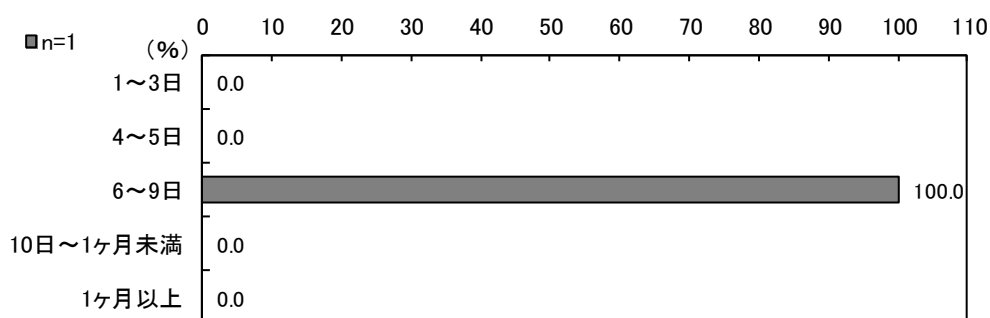
日数：幼稚園の預かり保育



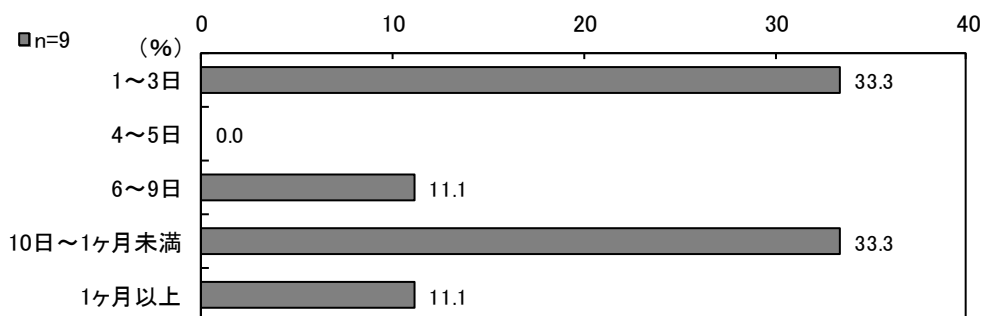
日数：ファミリー・サポート・センター



日数：ベビーシッター



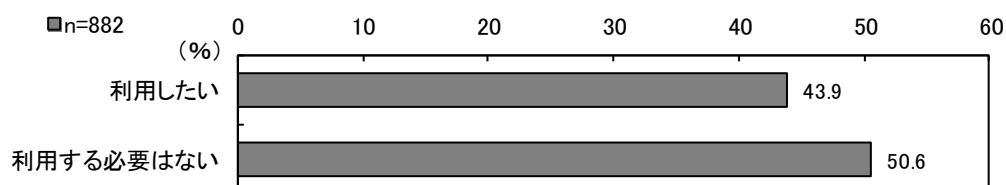
日数：その他



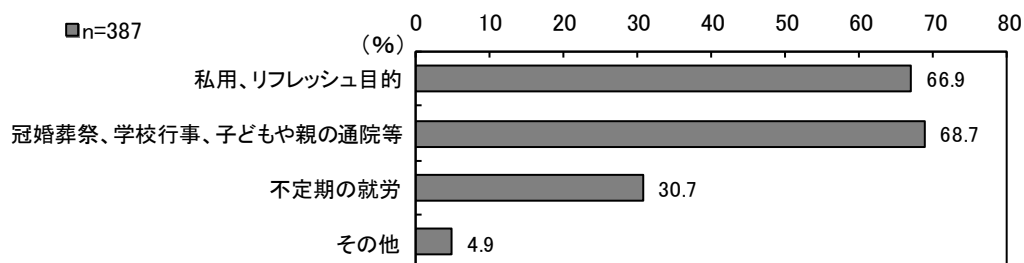
2 不定期の事業の利用について

問 19 お子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用する必要があると思いますか。利用希望の有無について当てはまる番号・記号すべてに○をつけ、必要な日数をご記入ください（利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数を□内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。）。なお事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

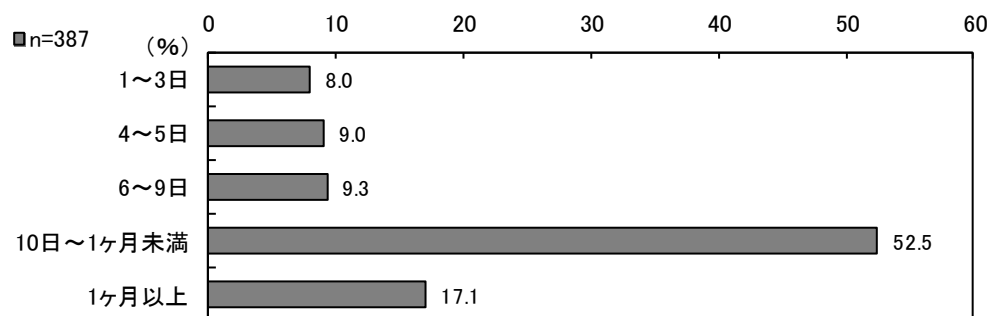
利用の必要性



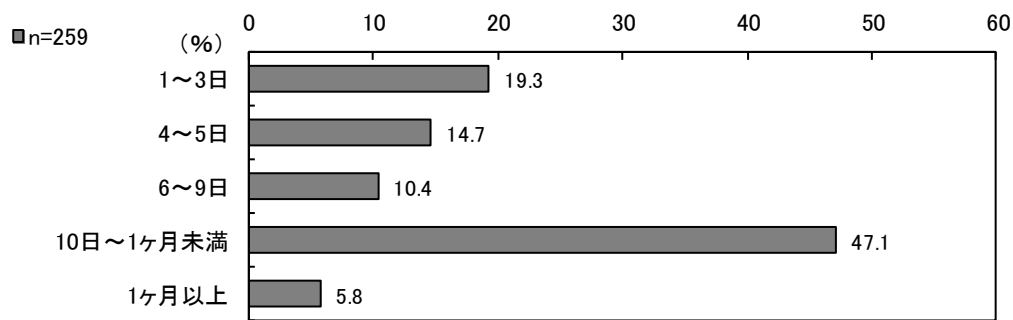
利用したい理由



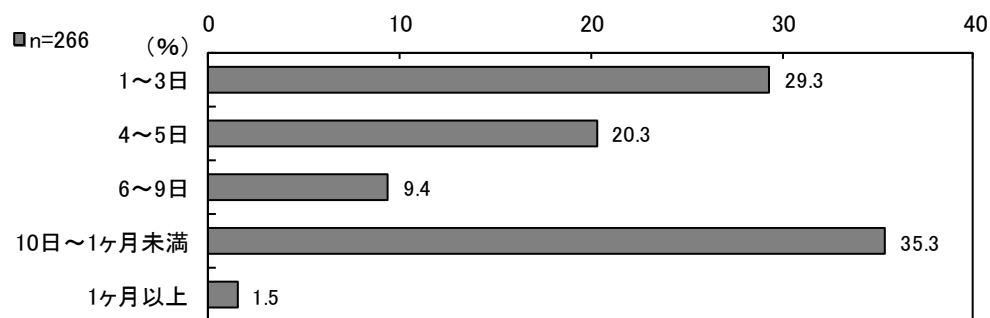
利用したい日数：合計



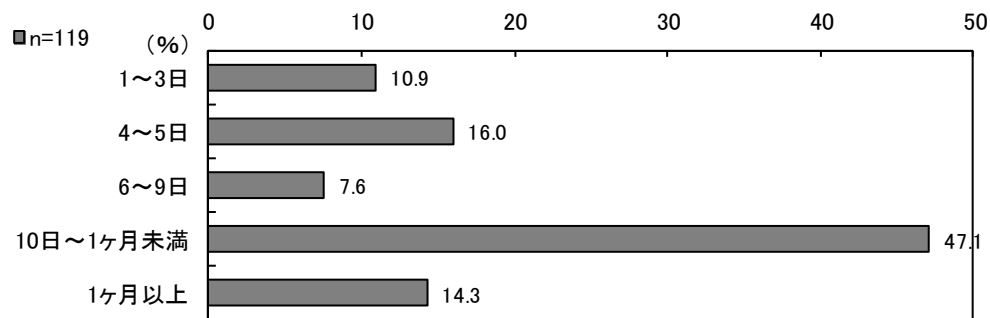
利用したい日数：私用、リフレッシュ目的



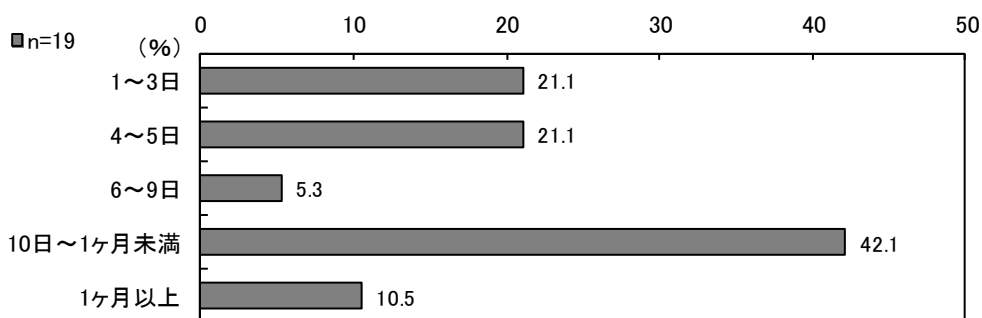
利用したい日数：冠婚葬祭、学校行事、通院 等



利用したい日数：不定期の就労



利用したい日数：その他

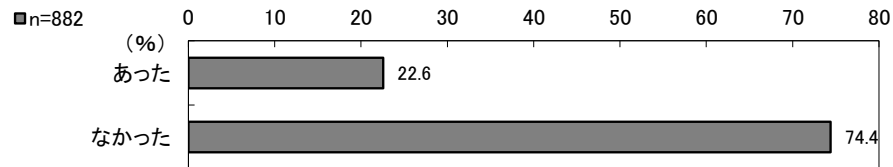


3 宿泊を伴う場合の対処方法

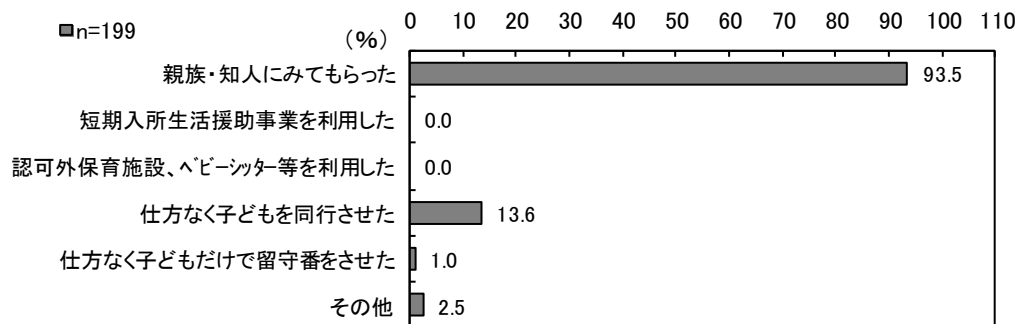
問 20 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、お子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます。）。

あった場合は、この1年間の対処方法として当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も□内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

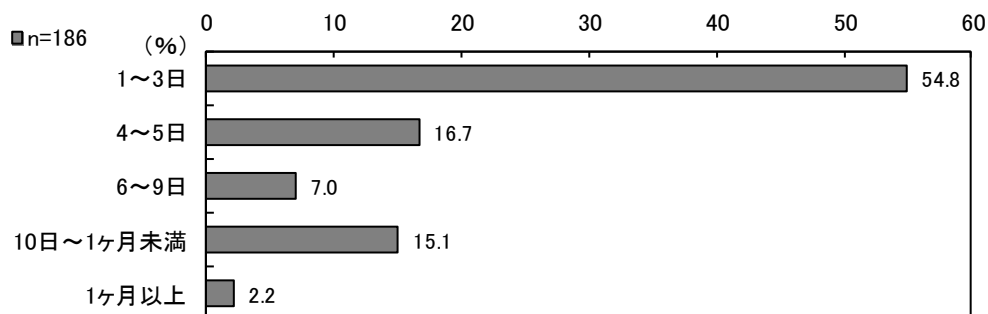
宿泊を伴って預ける必要があったか



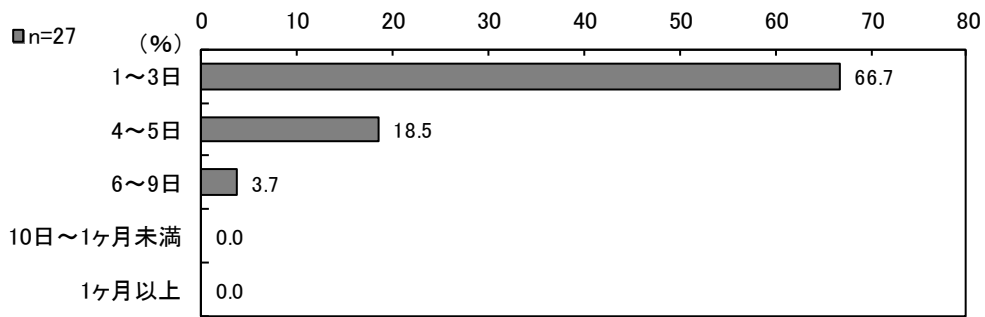
この1年間の対処方法



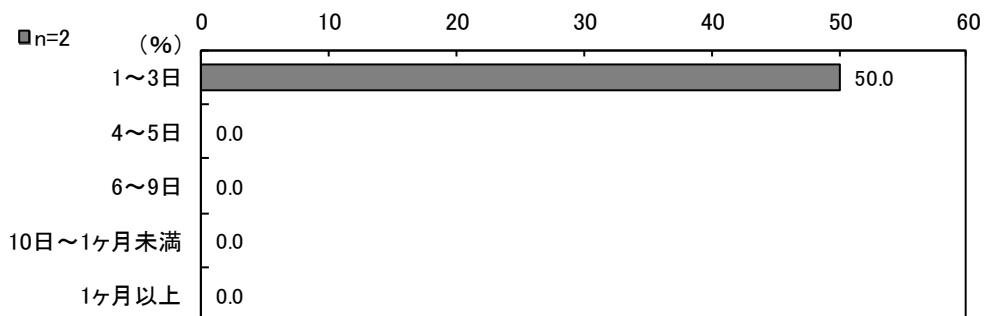
日数：親族・知人にみてもらった



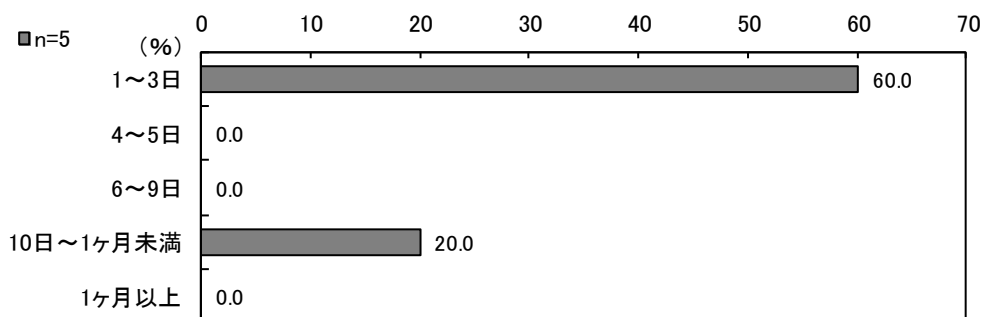
日数：仕方なく子どもを同行させた



日数：仕方なく子どもだけで留守番をさせた



日数：その他

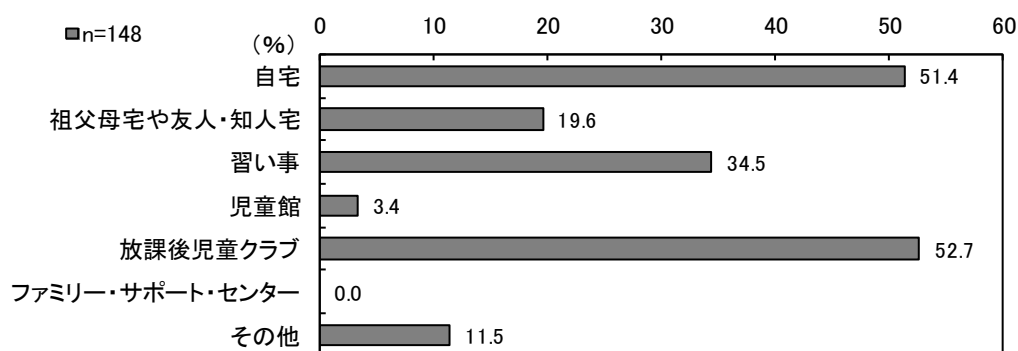


Ⅱ－９ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

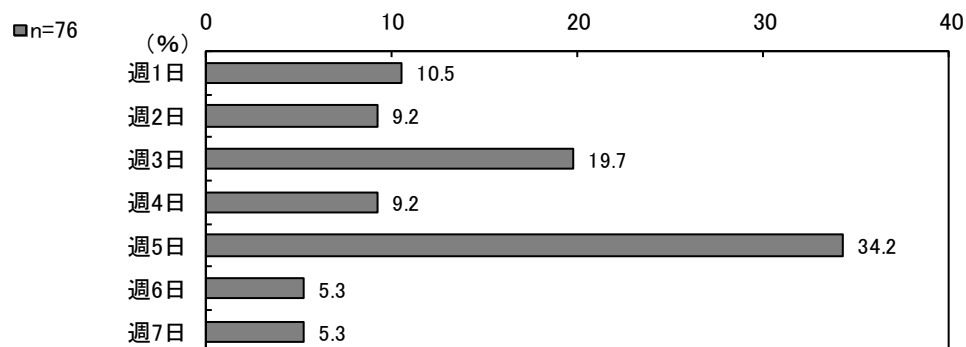
１ 就学後放課後の過ごさせたい場所（低学年）

問 21 お子さんについて、小学校低学年（１～３年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週当たり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童クラブ」の場合には、利用を希望する時間も□内に数字でご記入ください。時間は必ず（例）１８時 のように 24 時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。

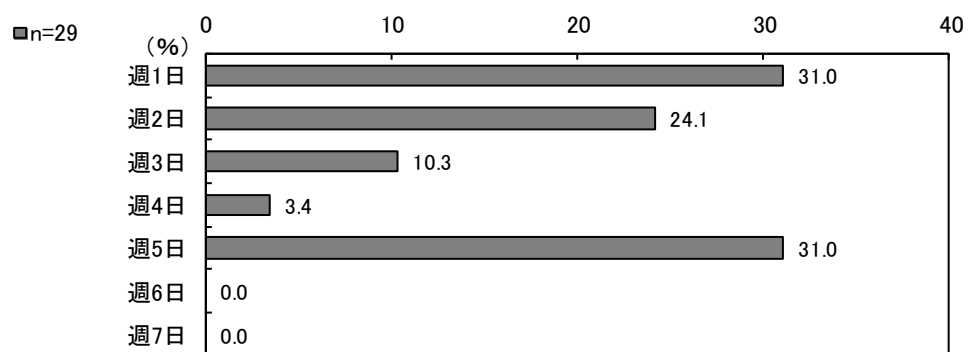
過ごさせ方



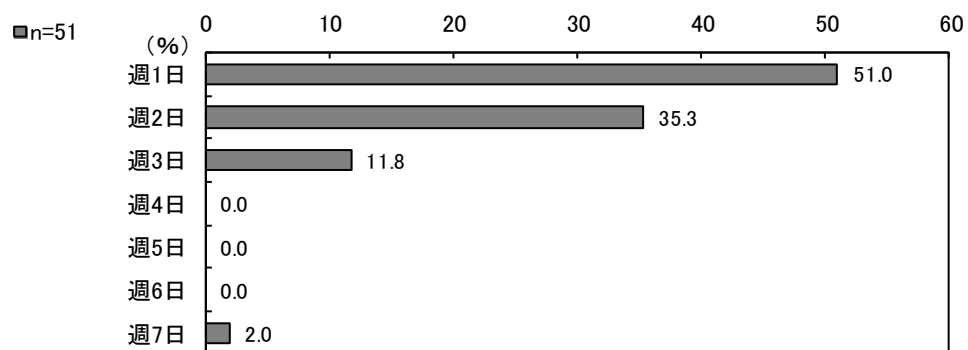
希望日数：自宅



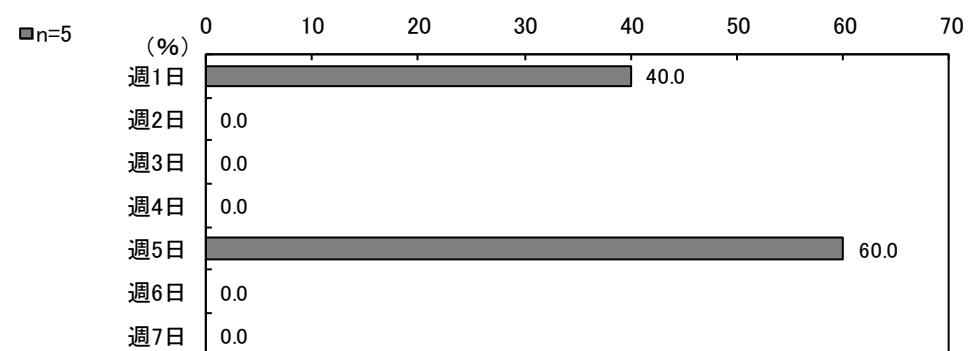
希望日数：祖父母宅や友人・知人宅



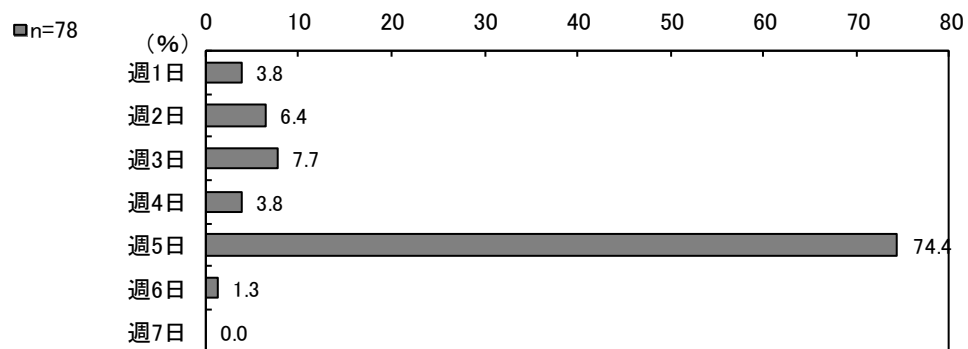
希望日数：習い事



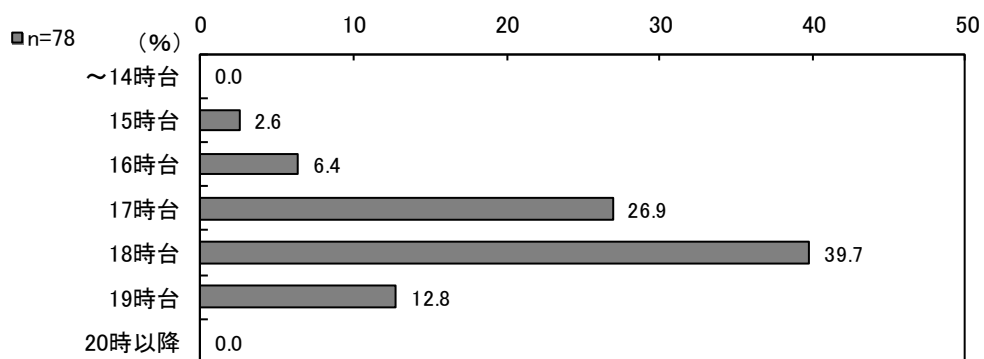
希望日数：児童館



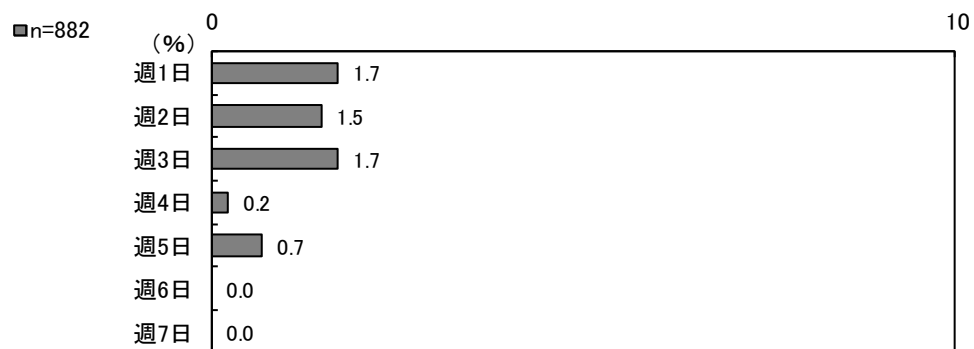
希望日数：放課後児童クラブ



希望終了時間：放課後児童クラブ



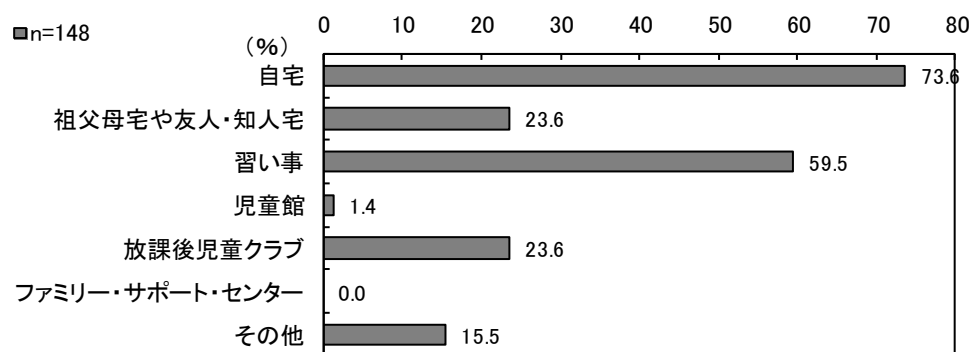
希望日数：その他



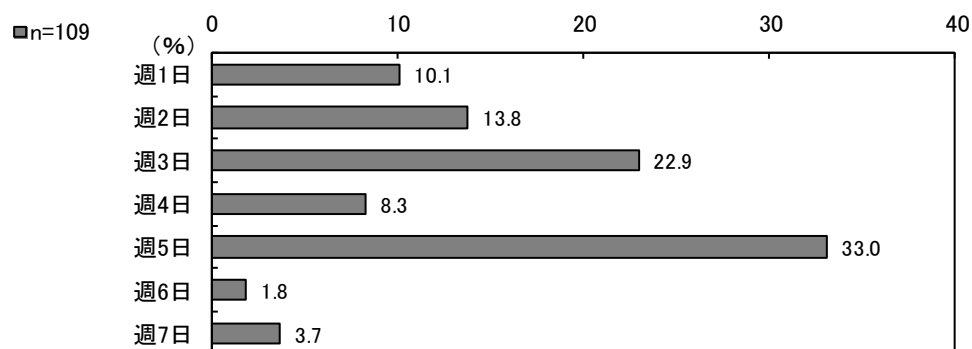
2 就学後放課後の過ごさせたい場所（高学年）

問 22 お子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの週当たり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童クラブ」の場合には利用を希望する時間も□内に数字でご記入ください。時間は、必ず（例）18時のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。

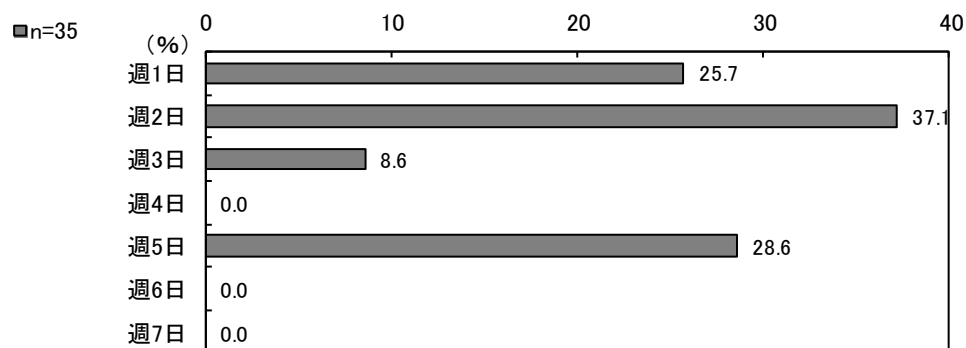
過ごさせ方



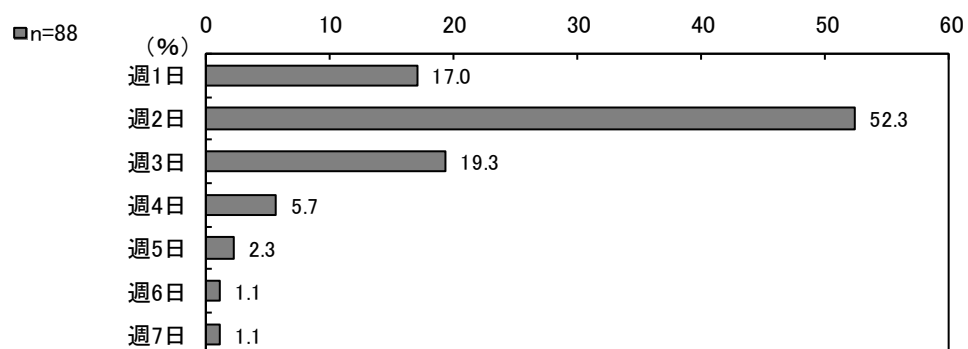
希望日数：自宅



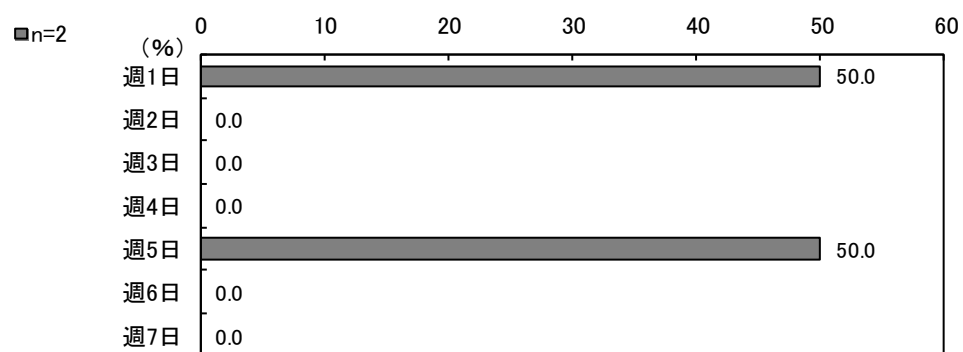
希望日数：祖父母宅や友人・知人宅



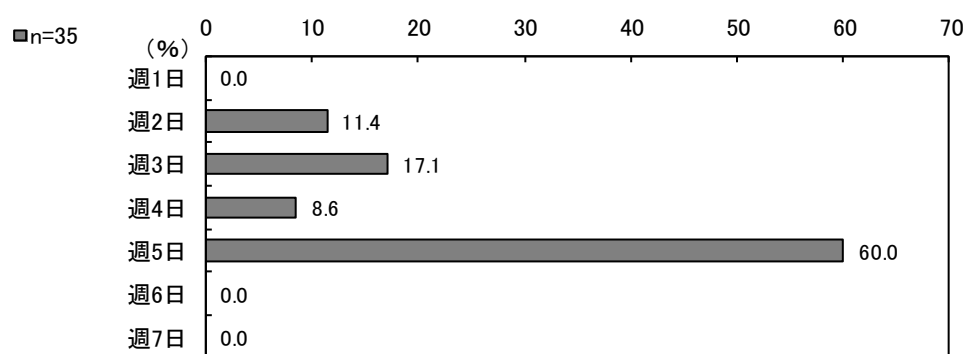
希望日数：習い事



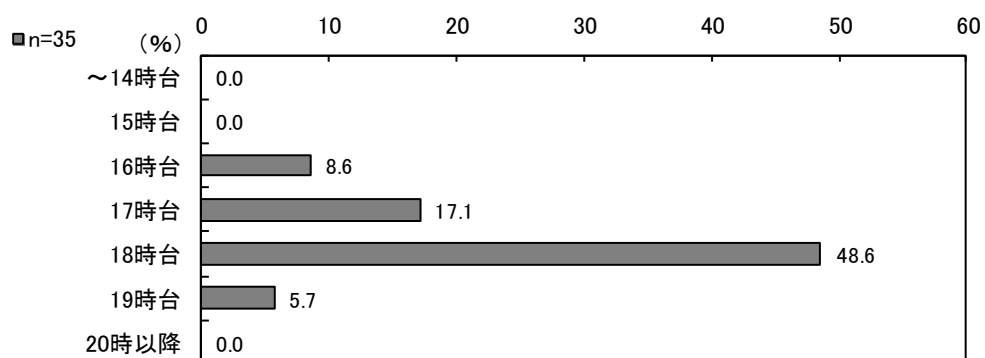
希望日数：児童館



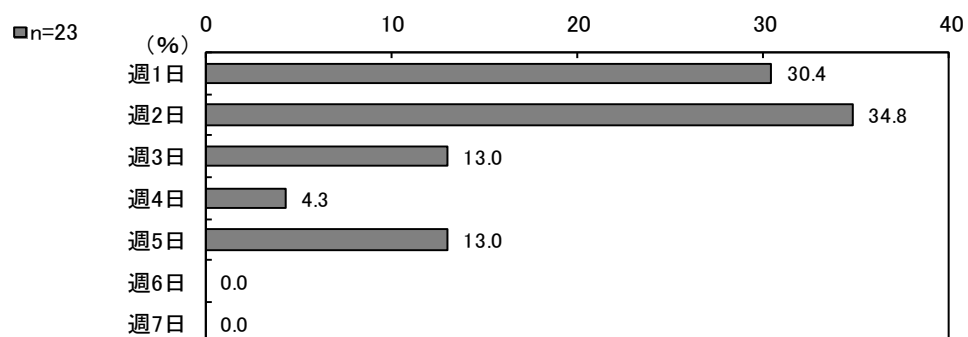
希望日数：放課後児童クラブ



希望終了時間：放課後児童クラブ



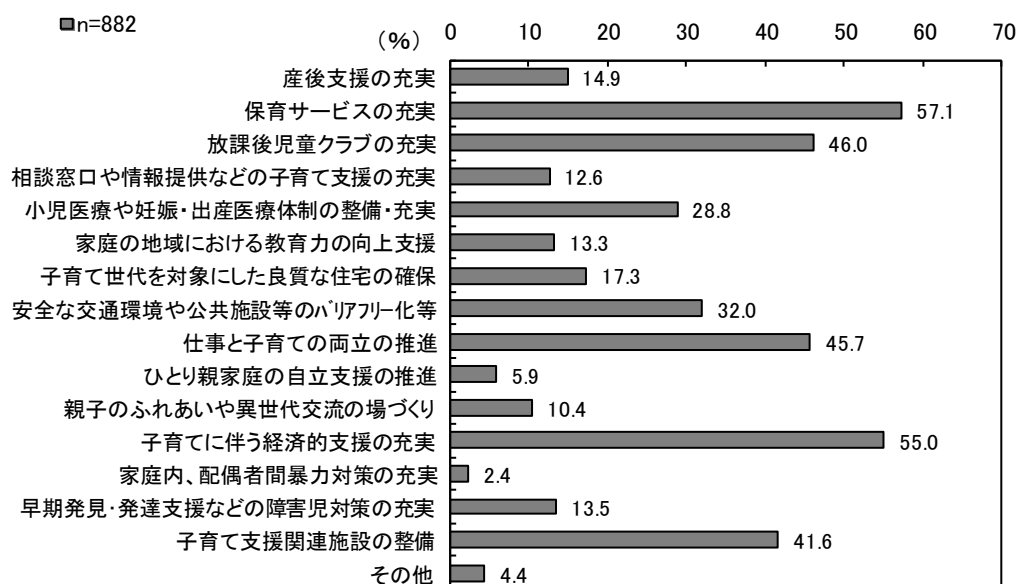
希望日数：その他



Ⅱ-10 子どもに関する施策について

1 重点的に取り組む必要が高いもの

問 23 子育て支援の環境づくりに対する施策について、米子市が重点的に取り組む必要が高いと思われるものは何だと思われますか。当てはまるもの5つまでに○をつけてください。



(上段：人／下段：%)

問 23 市が重点的に取り組むべき子育て支援施策											
		合計	産後支援の充実	保育サービスの充実	放課後児童クラブの充実	相談窓口や情報提供などの子育て支援の充実	小児医療や妊娠・出産医療体制の整備・充実	家庭の地域における教育力の向上支援	子育て世代を対象とした良質な住宅の確保	安全な交通環境や公共施設等のバリアフリー化等	仕事と子育ての両立の推進
全体		882 100.0	131 14.9	504 57.1	406 46.0	111 12.6	254 28.8	117 13.3	153 17.3	282 32.0	403 45.7
子どもの年齢	0 歳	208 100.0	39 18.8	122 58.7	64 30.8	31 14.9	62 29.8	25 12.0	42 20.2	66 31.7	100 48.1
	1 歳	134 100.0	24 17.9	83 61.9	54 40.3	9 6.7	41 30.6	14 10.4	27 20.1	43 32.1	55 41.0
	2 歳	120 100.0	18 15.0	73 60.8	57 47.5	15 12.5	31 25.8	10 8.3	26 21.7	38 31.7	59 49.2
	3 歳	142 100.0	16 11.3	88 62.0	73 51.4	22 15.5	40 28.2	15 10.6	28 19.7	37 26.1	60 42.3
	4 歳	130 100.0	18 13.8	62 47.7	64 49.2	16 12.3	37 28.5	24 18.5	18 13.8	50 38.5	66 50.8
	5 歳以上	148 100.0	16 10.8	76 51.4	94 63.5	18 12.2	43 29.1	29 19.6	12 8.1	48 32.4	63 42.6

		合計	ひとり親家庭の自立支援の推進	親子のふれあいや異世代交流の場づくり	子育てに伴う経済的支援の充実	家庭内、配偶者間暴力対策の充実	早期発見・発達支援などの障害児対策の充実	子育て支援関連施設の整備	その他	その他	無回答
全体		882 100.0	52 5.9	92 10.4	485 55.0	21 2.4	119 13.5	367 41.6	39 4.4	39 4.4	27 3.1
子どもの年齢	0 歳	208 100.0	6 2.9	20 9.6	121 58.2	5 2.4	21 10.1	102 49.0	6 2.9	6 2.9	10 4.8
	1 歳	134 100.0	8 6.0	12 9.0	80 59.7	4 3.0	20 14.9	66 49.3	7 5.2	7 5.2	2 1.5
	2 歳	120 100.0	11 9.2	12 10.0	57 47.5	5 4.2	14 11.7	42 35.0	4 3.3	4 3.3	3 2.5
	3 歳	142 100.0	9 6.3	18 12.7	76 53.5	2 1.4	25 17.6	58 40.8	9 6.3	9 6.3	6 4.2
	4 歳	130 100.0	4 3.1	14 10.8	74 56.9	3 2.3	18 13.8	44 33.8	6 4.6	6 4.6	5 3.8
	5 歳以上	148 100.0	14 9.5	16 10.8	77 52.0	2 1.4	21 14.2	55 37.2	7 4.7	7 4.7	1 0.7

Ⅲ 自由意見

1 自由意見

問 24 最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

内容			意見数
1 教育・保育給付	(1) 保育園	ア. 入所	56
		イ. 保育料	44
		ウ. 保育の質	11
		エ. 開所日・時間	11
		オ. その他	15
	(2) 幼稚園		26
	(3) 認定こども園		2
	(4) 地域型保育事業		3
2 地域子ども・子育て支援事業	(1) 地域子育て支援拠点事業	ア. 開所日	9
		イ. 開所時間	3
		ウ. その他	8
	(2) 乳児家庭全戸訪問事業		3
	(3) 子育て短期支援事業		2
	(4) ファミリー・サポート・センター事業		5
	(5) 一時預かり事業		12
	(6) 延長保育事業		10
	(7) 病児・病後児事業		29
	(8) 放課後児童クラブ事業	ア. 開所日	4
		イ. 開所時間	13
		ウ. 定員増・枠の拡大等	24
		エ. その他	13
3 地域における子育て支援	(1) 相談・助言		3
	(2) 情報提供		12
	(3) 交流・イベント		8
4 母子の健康の確保及び増進			27
5 教育環境の整備			16
6 生活環境の整備	(1) 公園・遊び場		55
	(2) 子どもの安全の確保		15
	(3) その他		10
7 職業生活と家庭生活との両立支援			35
8 支援を必要とする子ども等への取組の推進	(1) 児童虐待予防・防止対策の充実		1
	(2) ひとり親の自立支援の推進		5
	(3) 障がい児施策の充実		8
9 経済的支援			35
10 その他			22

米子市子ども・子育て支援事業計画（改訂版 平成29年度中間見直し）

■発行 平成30年3月

■発行者 鳥取県米子市

■問い合わせ先 米子市役所こども未来課

〒683-8686

鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

TEL (0859) 23-5177 FAX (0859) 23-5137